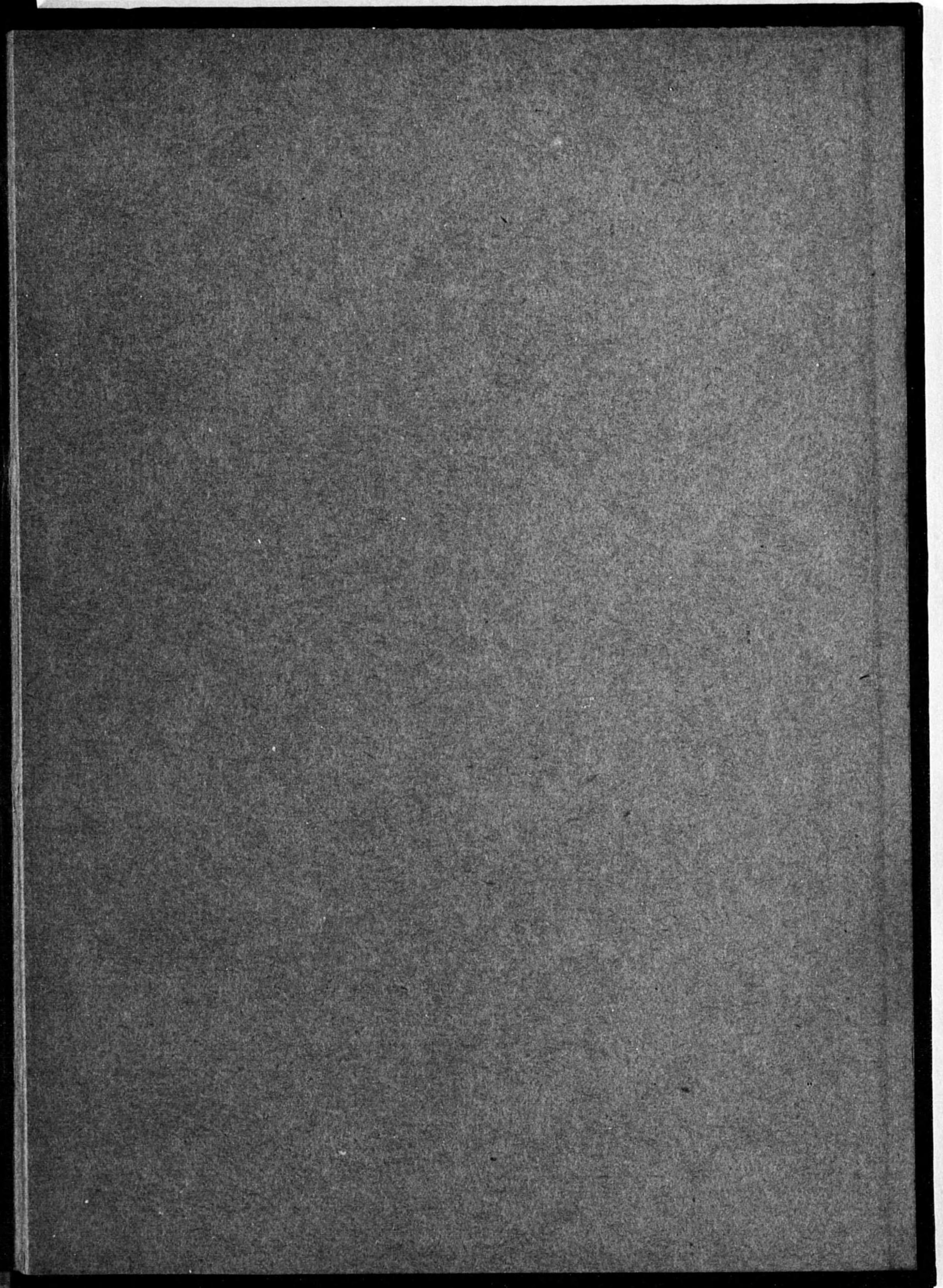
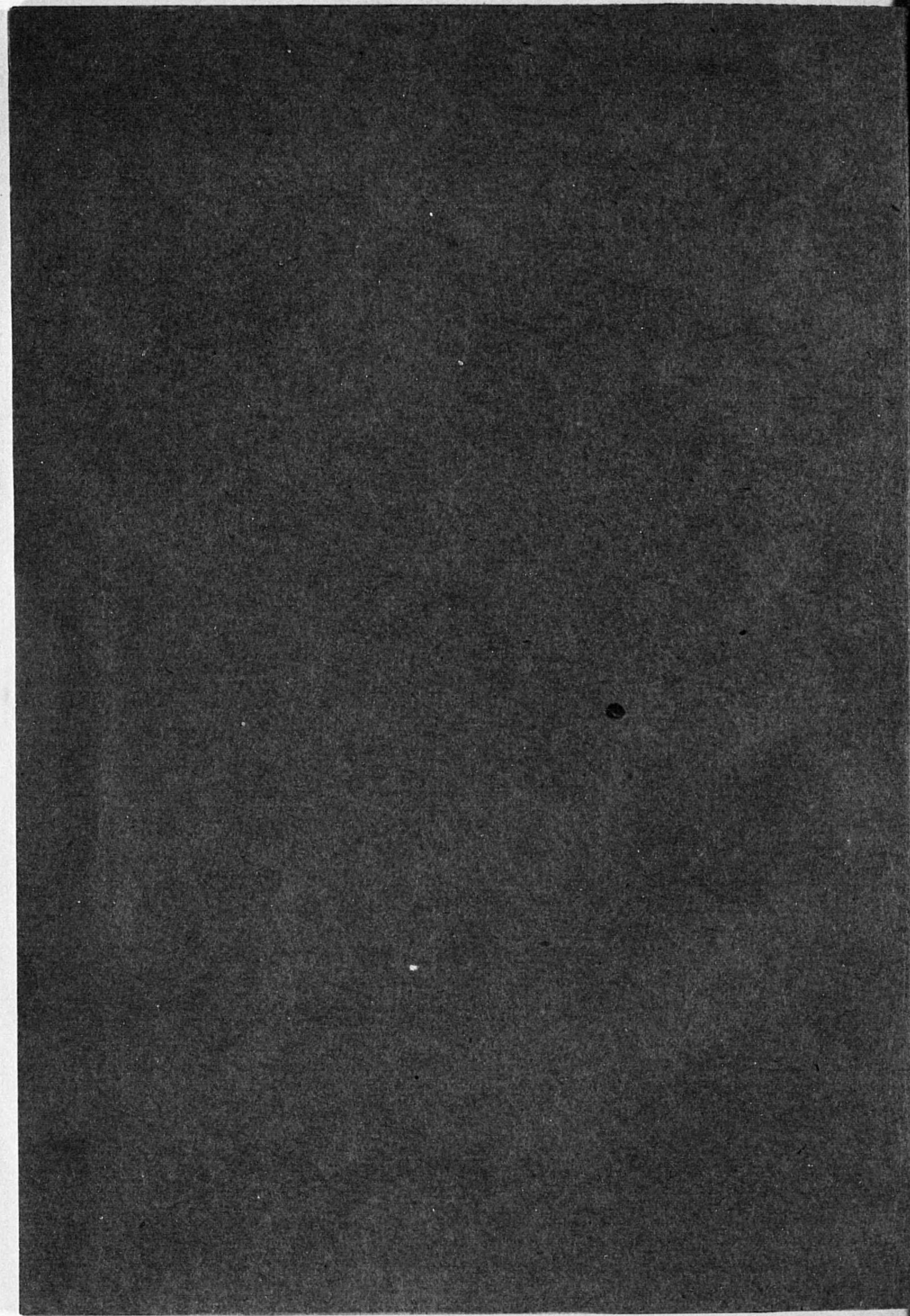


14.5
14.5-248
1200501215718
248



始





14

14.

24

島根縣史蹟名勝天然紀念物調查報告

第九輯

昭和十二年



島根縣史蹟名勝天然紀念物調查報告第九輯



島
根
縣



凡例

一、本冊ニ収録セル所ノ報告ハ本縣史蹟名勝天然紀念物調査委員ガ昭和四年度ヨリ昭和十年度ニ互ル調査ノ資料中未所載ノモノヲ掲載スルコトトセリ

一、本報告ノ調査ニ從事セラレタル調査委員ノ氏名及擔當左ノ如シ

- 一、史蹟擔當
 - 野津 左馬之助
 - 後藤 藏四郎
 - 山口 鎌次
- 一、名勝擔當
 - 故園 山市太郎
 - 會田 競一
- 一、天然紀念物擔當(地質礦物)
 - 田邊 和雄
 - 雪吹 敏光
- 一、同 (動物植物)
- 一、同

一、本報告ノ調査ニ關シテハ關係町村當局學校職員及有志各位ヨリ種々ノ援助ヲ受ケタルコトヲ深ク感謝スルト共ニ寫眞ニ就テハ特ニ地元町村ノ厚志ヲ受ケ多大ノ便宜ヲ得タリ茲ニ記シテ深ク謝意ヲ表ス

昭和十二年二月

島根縣學務部社寺兵事課

昭和十二年二月



島根縣史蹟名勝天然紀念物調査報告彙編



島根縣

調査報告目次

一、史蹟

第一、石見國醴泉趾……………	調査委員 後藤藏四郎……………	一
第二、水室の遺趾……………	同 後藤藏四郎……………	七
第三、祝谷の古墳群……………	同 後藤藏四郎……………	二
第四、大垣の古墳……………	同 後藤藏四郎……………	三
第五、津和野藩學の趾……………	同 野津左馬之助……………	五
第六、鷺原流鎬馬場……………	同 野津左馬之助……………	七
第七、西周翁の遺蹟……………	同 野津左馬之助……………	五
第八、三隅城趾……………	同 野津左馬之助……………	五
第九、大森銀山領代官屋敷趾……………	同 後藤藏四郎……………	五

一、名勝・天然紀念物

第一、玉 峯 の 瀧	調査委員 山口 鎌次	七
第二、龍 頭 瀧	故同 園山市太郎	七
第三、珊瑚 石灰岩	元同 曾田 競一	七
第四、雲 見 ノ 瀧	故同 園山市太郎	七
第五、川 真 珠 貝	元同 雪吹 敏光	七
第六、波根 西ノ 砒化木	故同 園山市太郎	九
第七、鐘崎 及 磁石石	同 園山市太郎	九
第八、松江城山ノくろがねもち	調査委員 田邊 和雄	七
第九、市木神社ノむくろじゆ	同 田邊 和雄	七
第十、本宮神社の大杉	同 田邊 和雄	七

挿入圖版目次

第一、石見國體泉趾
第二、祝谷の古墳群
第三、大垣の古墳
第四、津和野藩學の趾
第五、同
第六、鷺原流鎬馬場
第七、同
第八、鷺原流鎬實況繪卷
第九、西周翁の遺蹟
第十、同
第十一、三 隅 城 趾
第十二、同
第十三、同
第十四、同

- 第十五、大森銀山領代官屋敷跡
- 第十六、玉 峯 の 瀧
- 第十七、同
- 第十八、龍 頭 瀧
- 第十九、同
- 第二十、雲 見 ノ 瀧
- 第二十一、同
- 第二十二、川 眞 珠 貝
- 第二十三、川 眞 珠 貝 棲 息 地
- 第二十四、波 根 西 の 硅 化 木
- 第二十五、磁 石 石
- 第二十六、鑪 崎
- 第二十七、松江城山ノくろがねもち
- 第二十八、同
- 第二十九、市木神社ノむくろじゆ
- 第三十、本宮神社の大杉

史 蹟

第一、打見崎神社

石見國津和野郡

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

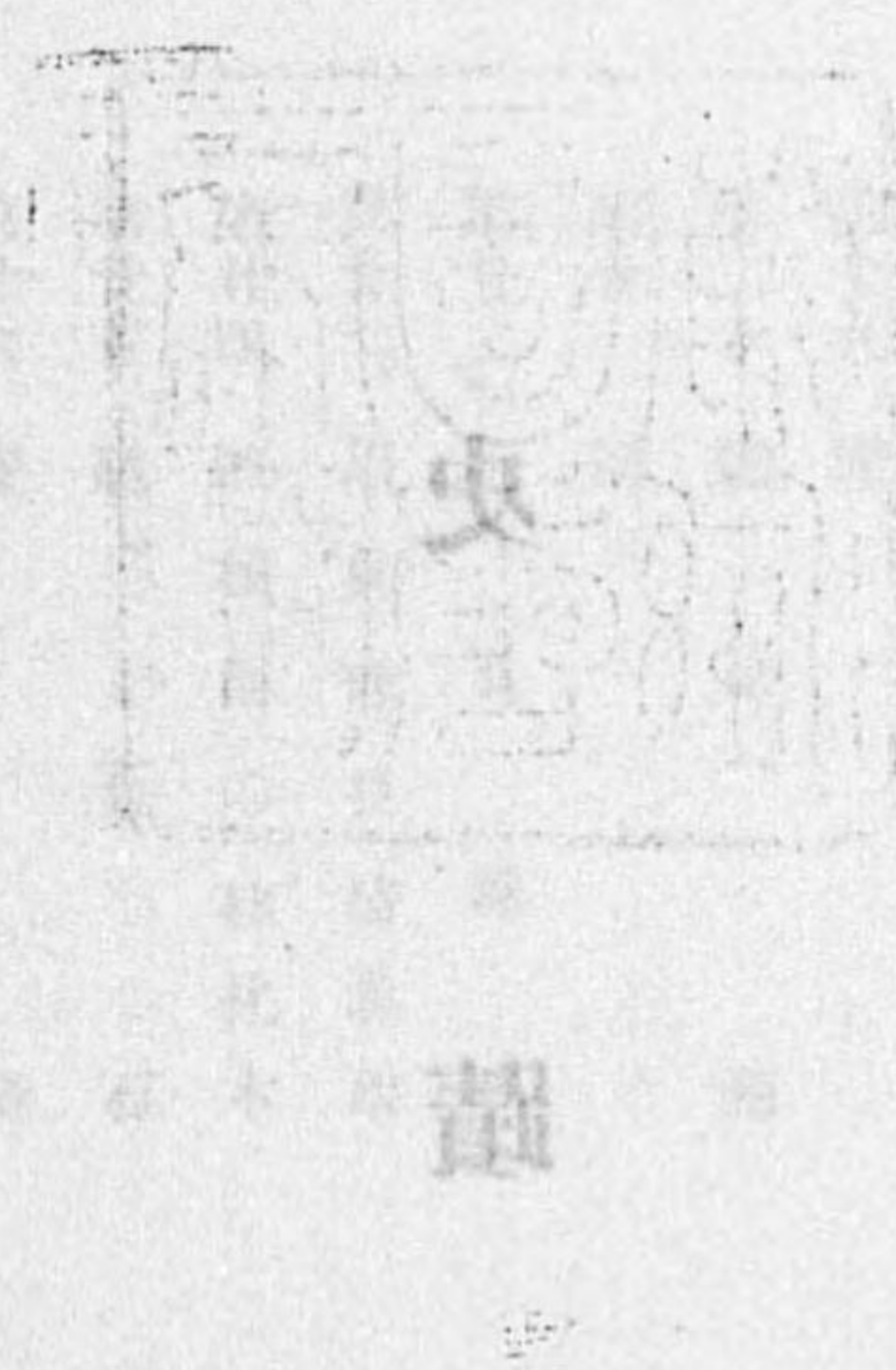
九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、



第一 石見國體泉趾

一、名 稱

石見國體泉趾

二、位 置

島根縣美津郡三川村養老谷小字權現

證



文德實錄
 天皇齊衡元年皇紀千五百十四年秋七月甲申朔丙午石見國言 體泉出三日乃涸
 見國上體泉味寫濁醪 狀疑芳醴 雖朕之不德讓而弗怡 然天意若日 使兆人賴之 亦
 宗社降靈 俊人在官之攸致 豈為身而有 顯 辭也 有司宜擇吉日 告宗社 又改仁壽
 四年為齊衡元年 其瑞出地主美濃郡大領前淡海麻呂 叙正六位上 賜物准例 復郡內常
 年 伊勢大神宮禰宜 大物忌內人 諸社禰宜祝 及內外文武官把笏者 賜爵一級 但
 正六位上者 廻授一子 如無子者 宜量賜物 五位已上子孫年廿已上一斛 欲使曠代楨
 符及万邦以共慶 隨時德政逐五帝而齊衡

(三) 十二月甲寅遣使者 向嵯峨以上陵 告改元之由 策文曰 天皇恐美 恐美毛 掛長支山陵
 爾申賜倍止奏久 維仁壽四年九月廿七日爾石見國禮泉瑞獻 圖書爾據勘合利 如
 此支希世留喜瑞波是薄德乃可感致支物爾波 非須 掛長支山陵乃慈賜比示賜倍留物奈利止
 爲天奈毛貴喜比受賜天止御世乃名乎改 齊衡元年止爲留 此狀乎申賜爾 中納言正三位
 兼行左兵衛督源朝臣定從四位下安藝守清原真人瀧雄等乎岐差使天奉出須 但理須波先川
 申賜天後爾施行倍伎物奈利 然乎有殊障天 一二日之間延怠留事乎奈毛恐畏利御坐須止
 恐美毛申賜久止申。

(四) 甲子詔諸國 奉諸神幣 告以賀瑞之由。

是によつて當時如何に此禮泉の湧出を重要に視られたかを知られる。

嘉永六年八月宇津川村の領家益人といふ人が或る神官に書かせたといふ宇津川村養老瀧禮泉記に

年ごろ此事禮泉の趾の探究のいたく心に懸りて、あはれ古禮泉の湧出し所をたづね得しがな
 と、かなたこなたの人々にとひきつるに靈幸の神の御惠の近き頃ある人の曰、是は津和野領
 宇津川村にあり其の村の古老の説に此の庄屋所より西北の方十町ばかりに養老といへる舊
 家あり其の家の向ひの山の半腹に瀧あり、いと大きな岩二つ長さまに突出たり、其の二つの
 岩の間より涌出づるなり、しかれども炎天の時にはわずかに滴り落るなりとぞ。
 此所のいひ傳へに往古此の家に孝行の婦人あり、其の母重き病によりてやみふせり、いよいよ

心を盡し保養すれども、とかく癒えず、あるとき、暑きたえがたく清水を好みしによりて彼の婦
 人自ら瀧のもとによちのぼり流水を汲み吞ましむるに其の味甘露の如く、其の母の病忽ち癒
 えたり、此の由郡領に訴へ出でければ郡領あまたの人を伴ひ來りて汲取りて朝廷に奉り給ひ
 けるとなむ。

領家益人は宇津川の生れではなかつたものか養老谷は宇津川村に屬し宇津川の部落より僅か
 十町ばかりを隔つるのみなるに禮泉趾について餘りに疎かつた様に記せるが、亦當時世人がさ
 ほど之に注意せなかつたものと見ゆ、然れども其の谷を古くより養老谷と名づけ、峻しき樵人路
 によつて登らるゝ山腹に二川村の中でも尤も古るき熊野神社を祀り、水も流れ落ちないに養老
 瀧と名づけ居るを以つて見ると此處が齊衡元年の禮泉の趾なることに疑を容れられない。而し
 て此の他に位置を争ふものもない。

四、現 狀

二川村の宇津川といふ部落から川の左岸に沿ふて下ること半里ばかりにして川を離れて小
 さい谷を南へ入ると數軒の民家あり此の谷の口の人家から東南にあたる山腹に大きい岩の壁
 峙するあり、其の裸出する岩の面の幅二丈許、高さは是よりも稍大で、此の斷崖は西に面し、其の前
 に平地二十歩許あり、其の平地の北部に熊野權現の祠あり、一間四方の祠で前の廂二尺、祠から南
 へ二間許、高さ一丈餘の上より岩に縦の割れ目がある。養老瀧といふは此處で即ち禮泉の趾であ

る。宇津川の橋より西北直徑十町許にあり、吾々の見たときには水の滴ることなかつた。雨の後などには水の滴下することもあらふ。齊衡元年にも「三日乃涸」とあるから、古よりして絶えず流れ出たのでもなからふ。

五、保存を要する理由

此の醴泉趾は保存するを要す、そは齊衡元年僅かに三日間の涌出だが此の爲めに年號を改められ、宗廟及び日本中の諸神社に嘉瑞によつての改元を奉告せられ、内外文武の官に爵位を進められ、美濃郡の常年の儀を復せられ、多くのものに恩賜ありて万民と慶を共にせられた程の大事件であつた。

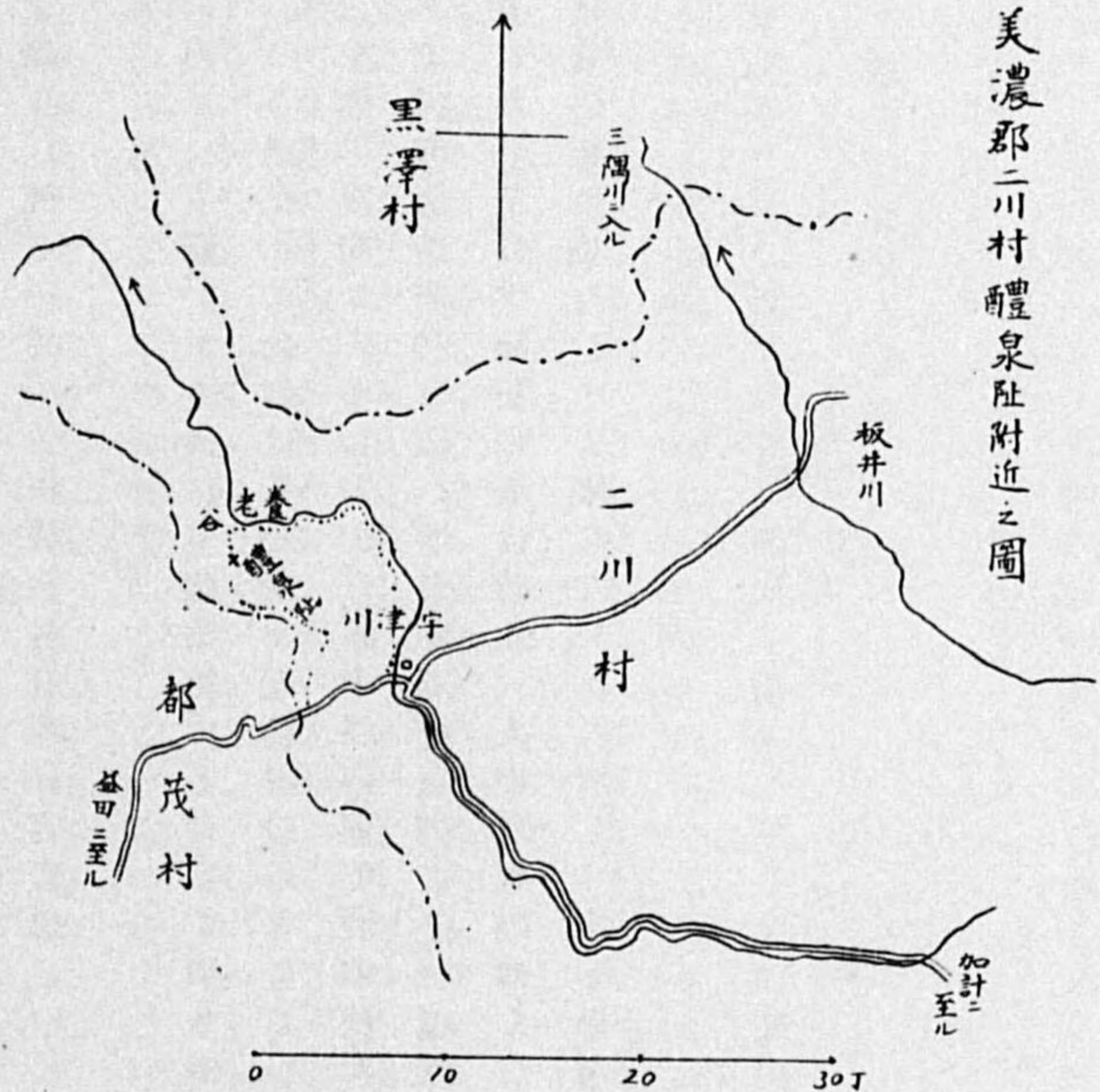
現今の科學的に論すれば、養老谷の邊の地體は輝綠泥岩(シャールスタイン)より成り、砂糖や酒精が地下より湧出すべき理はない。但し氣候の具合が微生物の作用かにより植物の葉または根に分泌した糖分が所謂「甘露降」の現象を生じ、是が雨水に溶けて地に滲み岩の罅裂より流れ出ると醴泉といはれたのであらふ。三日乃涸とあるは正しく其の偶然の事なるを示す、然し此の醴泉の如き其の當時の思想によりて事の重要なることを論せねばならぬ。昔し祥瑞と災害は爲政者の徳の厚薄によると考へられた時代に於いては當時の詔勅にもあつた如く上御一人は之によつて益々徳を修め、百官を督勵して善政を施され、萬民其の徳澤に浴するから誠に天下の大事といはねばならぬ。故に此の齊衡元年の醴泉の趾は之を保存して記念とすべきものである。

六、保存の要件

此の醴泉趾を保存し得るに要する區域を村有或は官有地となし、醴泉趾を標する標柱を建つべきである。

醴泉趾は大岩石にして動かざる憂なく、建築材にもならず、切り出さるゝ憂もないから標なき時は或は忘れらるゝ恐がある。此處はもと豪家近藤家の所有なりしが、明治三十年の頃近藤家の家計整理の節之を他へ賣却せんとしたから、養老谷の潮健治、潮茂太、伏谷今太郎の三人相謀り、米若干を代償として近藤房右衛門に與へ、醴泉趾及權現祠の邊を現狀のまゝ保存することの承諾を得た。故に事實に於いては字權現の地は前記三人の所有の如くだが公然には其の所有でない、かくては他日葛藤の起る恐なしとも限らないから宜しく之を公有地となし置くことが肝要であらふ。

美濃郡二川村醴泉趾附近之圖



第二 氷室の遺趾

一、名 稱

氷室ノ遺趾

二、位 置

島根縣簸川郡出西村大字神氷字氷室小字中尾谷

三、氷室の由來

氷室とは昔冬の天然氷を貯へた場所をいふ。氷室のことは周禮に見え、我國にては日本紀の仁徳天皇の條に見えて居る。

仁徳天皇六十二年五月、額田大中彦皇子、鬪雞野に狩したまふに、野中にあやしき庵あり、鬪雞稻置大山主といふものを召して何ぞのたまふに、氷室なりと申す。夏の月に氷を酒にひたして用ふと申せば、皇子其の氷を取つて天皇に奉りたまふ。天皇讚め悦びたまひ、氷室を置きたまふ。

是で見れば氷室は仁徳天皇の御世よりも前に既に民間にあつたことがわかる。民間にある氷室は今越後などにある雪櫃に類するものであつたらう。

淳和天皇の天長八年八月に氷室を増置せられたことがある。官設の氷室は主水正の司どる所

であつて、其の水は上は供御より下は雑給に至るまで其の取扱は嚴重であつた。

延喜式に氷室の置かれた所は

山城國葛野郡徳岡氷室一所。愛宕郡小野一所、栗栖野一所、土坂一所、賢木原一所、同郡石前一所。大和國山邊郡都介一所。河内國讚良郡讚良一所。近江國志賀郡部花一所。丹波國桑田郡池邊一所。

氷池五百四十處。山城二百九十六處、大和三十處、河内五十八處、近江六十六處、丹波九十處とある。

氷室の制は何時代まであつたものか、雍州府志卷八古蹟門上に

(山城國愛宕郡)氷室山、在千束村北、古山城州氷室在斯山、清原賴業真人任主水主、主斯山、至今爲船橋清家之傳領。

出雲の如く京都より遠い國に於いては氷室の水を朝廷へ貢進することは出来まい、水を京都へ送らうとすれば到着までに氷は融けて馬背の包装は空になつて乾き切つて居ることであらう。併し京都から遠い國にも氷室はあつたと見えて地名に残つて居る。たとへば

下野國芳賀郡清原村氷室。

出雲國簸川郡出西村大字神氷字氷室。

播摩國印南郡四方村比室。

是等地名に残る所を以つて見れば其の氷室は公設であつて、其の水は國府、郡家又は國造家等

の用に供したものであらう。

出西村の神氷といふ地はもと神守村と氷室村とであつたのを明治の初年頃に合併して神氷村とし、後に出西村の大字としたものである。其の地名の氷室であることによつても、此處に氷室があつたことは明らかである。吉田博士が大日本地名辭書にヒムロは神籬の訛かといつて居るのは取るに足らぬこじつけであらう。

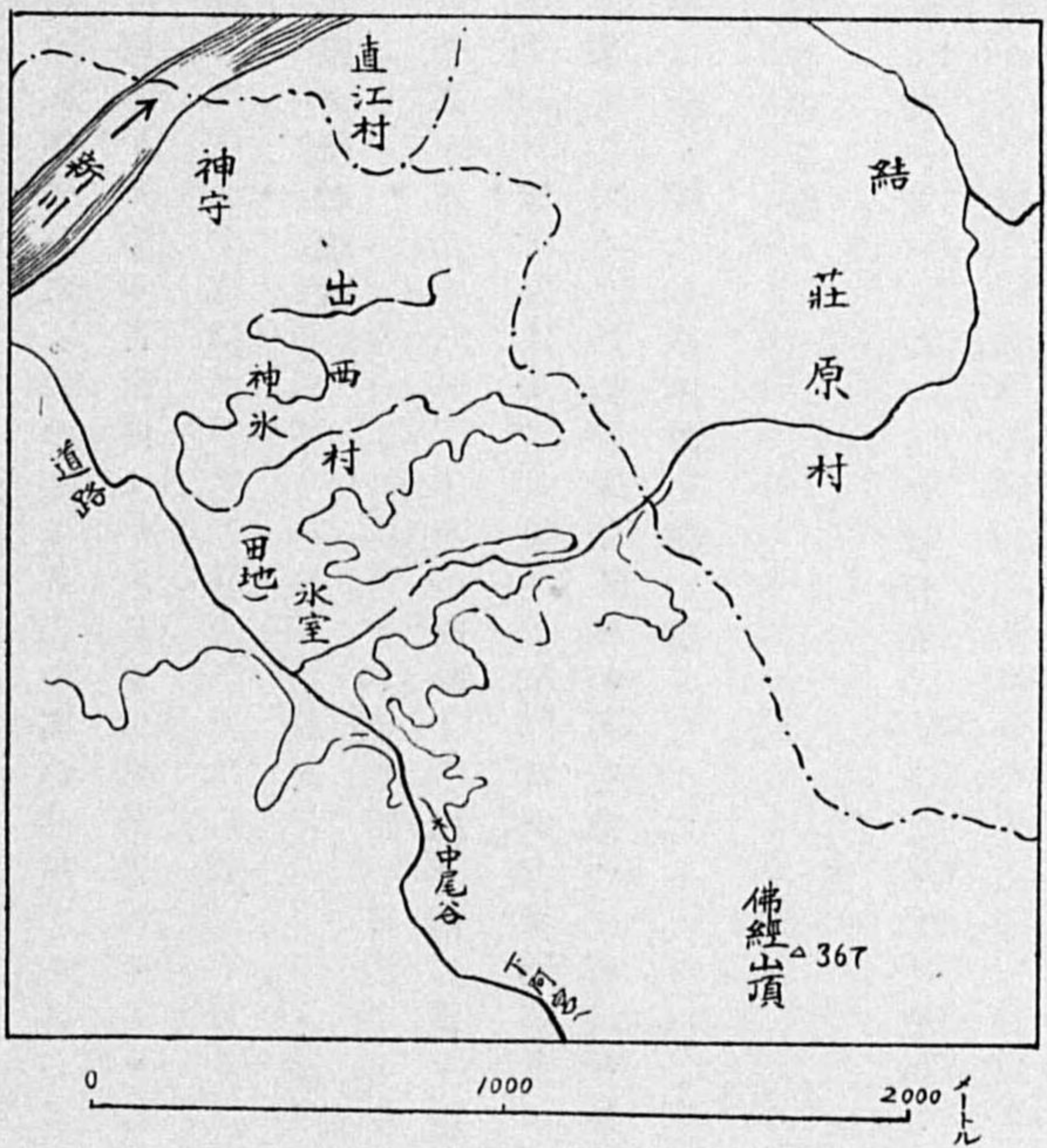
四、氷室ノ址の現状

佛經山の頂上の標高三百六十六メートルの測點より西々南に當り水平距離八町許、丁度其の山の麓にある中尾谷は、くまぐましい所であつて、こゝに氷室の址らしいものがあつたが大正十年の頃、青年團の事業としてその岩屋を毀ち、其の石を以つて石垣を築いて池を作つた。これによつて其處の地形は全く變じ最早原形を稽へ難くなつた。

五、保存の要否

氷室の原形も址も稽へるべき様なければ保存といふことにも仕方ないと思ふ。

箕川郡出西村氷室附近之圖



第三 祝谷の古墳群

一、名 稱

祝谷の古墳群

二、位 置

八束郡秋鹿村大字秋鹿字祝谷

古墳群は主に井原金市と小笠原松右衛門との所有地にあり。

三、状 況

秋鹿の街より北々西直徑二、七キロメートル許、祝谷と稱する谷あり。秋鹿川に沿へる道路より西北へ、丘へ登る路の南側にある傾斜面に横穴式の葬穴群あり、坂路に面したる側にも七箇あれども大部分は祝谷の北側の傾斜面にあり、傾斜面は稍急なり。横穴は入口の開きたるもの、入口の崩れたるもの、未だ發掘せられざるもの等其の數總て八十箇許あり。明治の中頃までは穴居の遺跡と考へられしが、人骨、朝鮮式土器等の出るものあるを以て見れば葬穴たることは明らかなり。横穴には幾何か大小の差はあれども大体似寄りしものにして、入口は高二尺五寸、幅一尺七寸五分、入口の長三尺七寸、奥室の幅五尺九寸五分、奥行五尺八寸二分、高二尺九寸、是れ其の標準と見做すべきものなり。

穴によりては隣の穴に通ずるものあれども恐らくは是は二次的のものにして、發見後に人が穿ちしものならん。

四、保存の要否及び條件

横穴群は他所にもあることなれども、斯く小區域に多數並列せるは縣下に於いて是が唯一なれば保存の必要ありと思考す。

區域の標を建て、區域内の發掘を禁じ、副葬品等の持ち去りを禁ずること。

第四 大垣の古墳

一、名 稱

大垣の古墳

二、位 置

八東郡秋鹿村、大字大垣、字大石山。

湖北電氣鐵道高野宮驛より少し東へ行けば堂あり、其の側を北へ入れば此の地方の豪家加藤氏の宅あり、大石山の古墳は同氏の所有地内にあり、其の宅より北々東に當り、直徑一、五キロメートル許、中道と稱する道路の南側にあり。

三、狀 況

全部樹木密生せるにより内に入りては其の概形を知り難けれども中央は圓墳狀をなすことを認め得べし、其の特徴は其の圓墳狀を中心として二段歩許の地面に石が敷いてあることなり、石の大きさは長五、六寸或は三、四寸、此の地は元來粘土質の第三紀層なれば石は他所より運び來りしものなること明かなり、而して其の石質より考ふれば古江村長江の郡崎より運びしものなり、石は土又は堆積せる落葉に蔽はれ表面に現はるゝこと少けれども何處を掘りても直ちに石を見出し得べし。

大石山の西側には幅一間許の段が二段ありたりといふ。

四、傳 説

此處に昔石山太郎といふもの住居し其の子、右門は左馬頭といふものに殺されたりといふ。

五、保存の要否及び條件

古墳の區域全部を石にて被ふ所の此の形式のものは島根縣内には他に其の例無し恐らくは日本に於いても稀なるものならん。されば是は保存を要するものと思考す。

保存の條件としては、樹木は伐採するを得べきも、地面を堀り反へさず、又石を運び去らざるを要す。

第五 津和野藩學の趾

津和野城下町は島根縣鹿足郡の西南隅に位し町より一里餘西南行すれば山口縣境に達する。青山四周して峽谷小楯圓形の盆地中に存在するものは則ち津和野城下町である。而して此の峽谷盆地の中を南より北に向て貫通するは則ち津和野河である。故に此の町は山水鐘秀の地に形成せられたる清楚の城下町であつて、元和三年以來二百五十五年間亀井家領津和野藩本府の地である。

第一 養老館の創設と其の經營

亀井家第九世(津和野藩主として第八世)矩賢明敏篤學であつて、先考矩貞の遺志を紹き、藩學を設けて大に文武を奨勵する志があつた。よりて天明五年(二四四五年)老臣布施久保に旨を授けて大阪に遣はし山口景德號剛齋を聘し、其の年五月津和野藩に招致し、俸二十人口を給し、馬廻格に列して、子弟教育の事に任せしめ、兼ねて侍讀たらしめ、藩學創設の事を托したのである。校地を津和野城下、下中島堀内の空地に定め、其の建築設計及經費は庄屋頭彌重平次郎の義捐に係るのであつた。天明六年校舍成れるを以て矩賢之に臨み、校に命名して養老館と名つけ、親筆の扁額を掲げた。之れ實に津和野藩學開設の初めである。

養老館の學制に付ては後に記する嘉永六年の火災等により古記散佚し僅に丘瓊山忠孝箴、勉

學詩養老館記釋菜文及養老館初學則等の殘存するものによりて、其の大畧を知る事が出来る。其の養老館記の中に

府之有學也、出於我侯之特旨、而二三太夫從而贊成之、取孟子養老之言以名焉、乃賜以親筆之額、蓋文王之養老也、老吾老、以及人之老、幼吾幼、以及人之幼、先王有至德要道、以順天下是之謂也、……然則館之有斯名、特其表耳、既又以白鹿洞揭示道體之全、爲學之要、揭以爲規、謂道非天理人倫、學非孔孟程朱、不齒於學、不爭於朝、此斯名之所本、特旨之所出、二三太夫之所贊成、豈獨以身教之哉、其術亦可謂至矣、……

天明丙午夏四月

臣 山口 景徳 謹 選

とあれば、其館名の起因する處、教育の基礎とする處は明白である。かく養老館新に成りて文武振興の運に向つたのである。然れども劍槍等の武技は當時仍ほ師範家なるものありて、各道場を私設して子弟を教練する風ありたるを以て、矩賢は之が獎勵にも意を用る享和二年以後は、子弟養成の資を定めて、之を教員に支給し、時には其の技を閱覽せしも、藩學とは別立の狀であつたのである。

文化十年に至り老臣布施久寛が意見を納れて養老館にては漢學の輪講及文章詩賦の日課を定め、又藩士に禮學、數學の教養を勸奨した。爾後茲尙茲方の二代は、在世期近く保守的狀態に在つたが、茲監の代に至り、文武を振作し面目を一新するに至つた。

因にいふ、山口剛齋は大阪の人にて朱子學派に屬し、寛政十二年六十五歳を以て歿した、實に津

和野藩學の基礎は、此の人の築く處であつて、西周福羽、美靜の如きは皆其の門下生である。

第二 養老館の擴張と火災

津和野藩主亀井家第十一世茲監の時に及び、天保十四年中老布施左仲、馬廻平田雄之助、醫師堀杏菴、同平田玄淑等に激學を命じ、此等業成り歸國後皆用ゐられた、弘化四年夏養老館重修成るを告げた之に於て文武教場初めて完成したので、教員村田美實に食して左の如く後養老館記を撰ばしめた。則ち

惟弘化三年歲次丙午、五公嗣世之三年……乃食有司、創建學宮、夏六月朝地於治所之東、周圍可三百步、其位南向中爲講堂、北爲聖廟、左爲侍公來臨所、右爲教授諸員休息所、並包厨、廟之後、爲諸生寮、其左爲書庫、有廊與堂相通、寮之後爲射圃、圃之西爲槍櫛、自外至堂門二、外門之右爲劍櫛、其東調馬埒、舊在焉、越明年丁未夏、告成名曰養老館、五月吉辰、公躬詣學宮、祭先聖、因行養老之事、後命有司出錢財、擇家貧而和時者、贍之……今也學宮之教、以孝弟爲本、其君之仁、君夫武之藝、弓馬劍槍、斯四者是臣之所以忠於君也、然則養老之名、於孝弟於仁可也、於武之藝、於忠無乃不可乎、惡乎、其然、孝者所以事親也、弟者所以事長也、是故求忠臣必於孝子之門、右之道也、何則、有微乎、利達者、或假於忠、而孝弟必出於誠實矣、其爲人也、孝弟矣、而不忠於其君者、未之有也、苟不孝弟矣、則曰弓、曰馬、曰劍、曰槍、雖亦奚以爲。

弘化四年丁未夏日

教員 村田 美實 選

とあるので明である。嘉永元年七月養老館に總教後都講と改む。準總教を置き、基金を定めて永久維持の法を立て大に文武兩道を獎勵し、同二年四月更に養老館を増築し、前置職員の外に文學總司を置き山口顯藏之に任せられ、又武藝總司を置き中山和助、豊田源太夫を之に任じた(附圖參照)。此の歲十一月本郡木部村八幡宮社司岡熊臣を擢んで、國學の教師となし、學則を選ばしめ之を校舎に掲げた。則ち

學 則

道者天皇の天下を治め給ふ大道にして、開闢以來地に墜ちず、人物の因て立つところにして、今日万機即ち其の道なり、古語に曰、惟神とは神の道に隨ふも、又おのづから神の道あるをいふなり、又曰、天皇は古道に順考して政を爲給ふと、夫學者は、道を知るもの、道を行ふことは其の人にあり、但し其の學に志すや、本を探りて隠れたるを顯し、紊れたるを釐めて、これを正しきに通し、用ゐて以て、鴻業を賛輔し、然して人心世道の古に復して、治平の彌久しきを希ふもの、志のみ。

右 一 則

學者まさに名分を正し、大義をしるを以て要とす、一日片時も臣子の職をわするべからず、嗚呼恐るべし。

天朝幕府、國君上にまします、臣子たるもの、平生豈假にも、外夷に服従し、藩主に阿諛して、君父の國を外視せんや、造次にも顛沛にも、國体を貶さず、よろしく尊内外卑の大義を推して、もつ

て忠孝の眞理を守るべし。

右 二 則

道を學ぶもの外には法令を背かず、内には忠孝を勵まし、各自ら其の祖先の遺業を専らに守りて、永く其の子孫に傳ふべし、是則神皇保建したまふ所にして、よくこれをしり、これを保つをもつて我道の極とす、徒らに博學多聞を道の緊要とせんや、抑道を學ぶは、竟におのれが爲にして、學を成就して國家の用に効するは遠し、しかるを今此の道をおこしたまふの如此き想ふべし、今公の至澤にして、豈其の美德のみならんや。

右 三 則

上件三條、これを胸裏に維持し、且暮心を研ぎ、身を修め、講席に臨んで可なり、もしそれ館中諸法度の如きは、既に其の御制あり、いさゝか放逸怠慢すべからずといふ。

嘉永二年己酉晩冬

教師 岡熊 臣 謹 識

とあり、從來藩學にては文學とし謂へば、儒學を主としたのであるが、嘉永二年津和野藩學にては、新に國學を興し、國体本位に子弟を教養せしは、以て茲監の見識非凡なるを知るべきである。果して幕末天下麻の如く亂れたる時に當り、當藩常に勤王の美風を以て始終一貫し、よく其の節を全ふせしもの、蓋し此の熊臣の教導誘掖の功も亦大なるを思はしむ、明治維新の大業を翼賛せし、當藩出身の國士輩出せし淵源も亦實に此に存する事が推考せらるゝのである。

嘉永二年十二月養成館増築成りければ、藩主親臨して開館式を行ひ、親諭を下して勸奨大に努むる所があつた。且國學醫學禮學數學兵學武術教場の控指令等を定めた。又藩士を江戸に遣はして幕臣下曾根金三郎に就て西洋式の火技を練習せしめたのである。

嘉永六年四月十六日午後津和野城下、下市山根より失火あり、南風強烈にして藩主の邸宅廳舎を初め悉く烏有に歸した。此の時養老館も亦焦土と化した。實に創立より六十九年に於て此の災に罹つたのである。

第三 養老館再興と教科の増設

かく嘉永六年四月養老館焼失せしを以て、一時文武教授師範家が假設の私宅に於て授業せしが、安政元年四月朔日從來下中島に在つた養老館を殿町に移して再築を命じ、家老文武都督布施三郎右衛門を總裁とし、養老館總司等をして工事を監督せしめ、同二年閏七月十三日落成したのである。之れ現存する養老館の建物である。(附圖參照)

之に於て藩侯親臨して開館の式を擧げ、且つ世情に鑑みる處あり、槍劍銃砲術獎勵の爲め監察をして其の旨を諭達せしめた。同三年三月十五日養老館内に練兵場を設け、翌月養老館醫學教場に未痘兒を招集して牛痘を接種し、尋て管内の士民を諭し、普く種痘を行つた。之より先き藩醫吉木順喜(後蘭齋)西洋醫術を學び、長崎に遊學して牛痘説を讀んだ。偶嘉永二年蘭人モンニッケン牛痘を將來し、試種して効驗があつたので、順喜之を小倉藩醫中山謙策に請ひ得て實驗の後、其の普

及を計り、後蘭人フレンキが牛痘論を譯述し、茲に之を實施したものである。

安政万延間養老館文武各科目は山鹿流越後流兵學、小笠流禮式、小笠原高倉御家流禮式、漢醫學、蘭醫學、國學、關流算術、通心流弘流劍術、一刀流家次流田宮流劍術、及心流寶藏院流槍術、種田流以心流槍術、實手流二刀穴澤流槍、夢總流槍術、刀流長刀、風傳流槍術、起倒流、北窓流、竹林派射術、伴派射術、御流儀騎射、淺木流砲術、西洋流砲術、中島流砲術、吉田流軍具、櫻井流甲州流軍具の各科目ありて、毎科毎に師範、世話役、世話方等の職名を以て當代の才學を網羅し、各其の教育の事に従事せしめたのであつた。

安政五年三月二十九日藩侯養老館に臨み、文學及武術の練習を親閲し、終りて教職等に賞品を賜はつた。文久二年十月十七日文武諸學課の内、時勢を酌量して必要の課を定め、研精すべきを命ぜられ、同年十二月藩士等文武各學課修業の動情監査を物頭に命じて、其の旨を親諭した。文久三年以後海内多事時勢急迫するに及び、文武とも之を實地に應用するに急なれば、強て例規に拘らず日夜實地の修練に従事せしめたのである。

慶應元年藩士にして醫學を成業せし者には、其の開業許可の細則を定む、同三年十一月文學を修むる者に對し、學問は本邦の學を以て本と爲し、第一に國體を知り、漢學を以て之に資し、内外古今の歴史に通ずるを主眼とすべき告示を下したること左の如し。

文學之道和漢其修身は勿論國家之興廢存亡を辨し、候譯にて徒然に無之候處、漢書而已事として、本朝之古典を不知は、譬ば我親を疎外して、他人を尊敬するが如く、國家我身に何之益か

あらん、當今王政復古之時運に候へば、第一神代以來之皇統、天下之興廢、方今之時勢に比較し、國家達用に不致候ては、國文之本意にあらず、儒學研究之輩と雖も、國書を學び能く彼我之分別、本末を不失候儀肝要に候、尤孰之書にても、一得一弊は有之歟にも候へ共、是等之義を以て、無用之贅論等、不相唱、兼て於學者理解可有之候、右之趣及演說候様被仰出候以上

十一月

大目付 慶三郎

此の論達は前の岡熊臣の撰べる學則と相待つて、明治維新に際し津和野藩中より尊皇報國の精誠に、加ふるに時勢を指導すべき智識を備へたる兩全の士を輩出したる所以である事は誠に注目すべき現象である。

明治元年十一月養老館文武諸學課の規定を改定した、之れ王政復古制度文物皆改まり、從て藩政更新と共に學政も亦新なるを必要とした爲である。之に於て從來の諸則を廢し更に養老館及戒令、告令、注意、提覺、告示等を發布して、倍々之を獎勵したのである。

第四 明治四年以後の養老館と其の現状及地籍

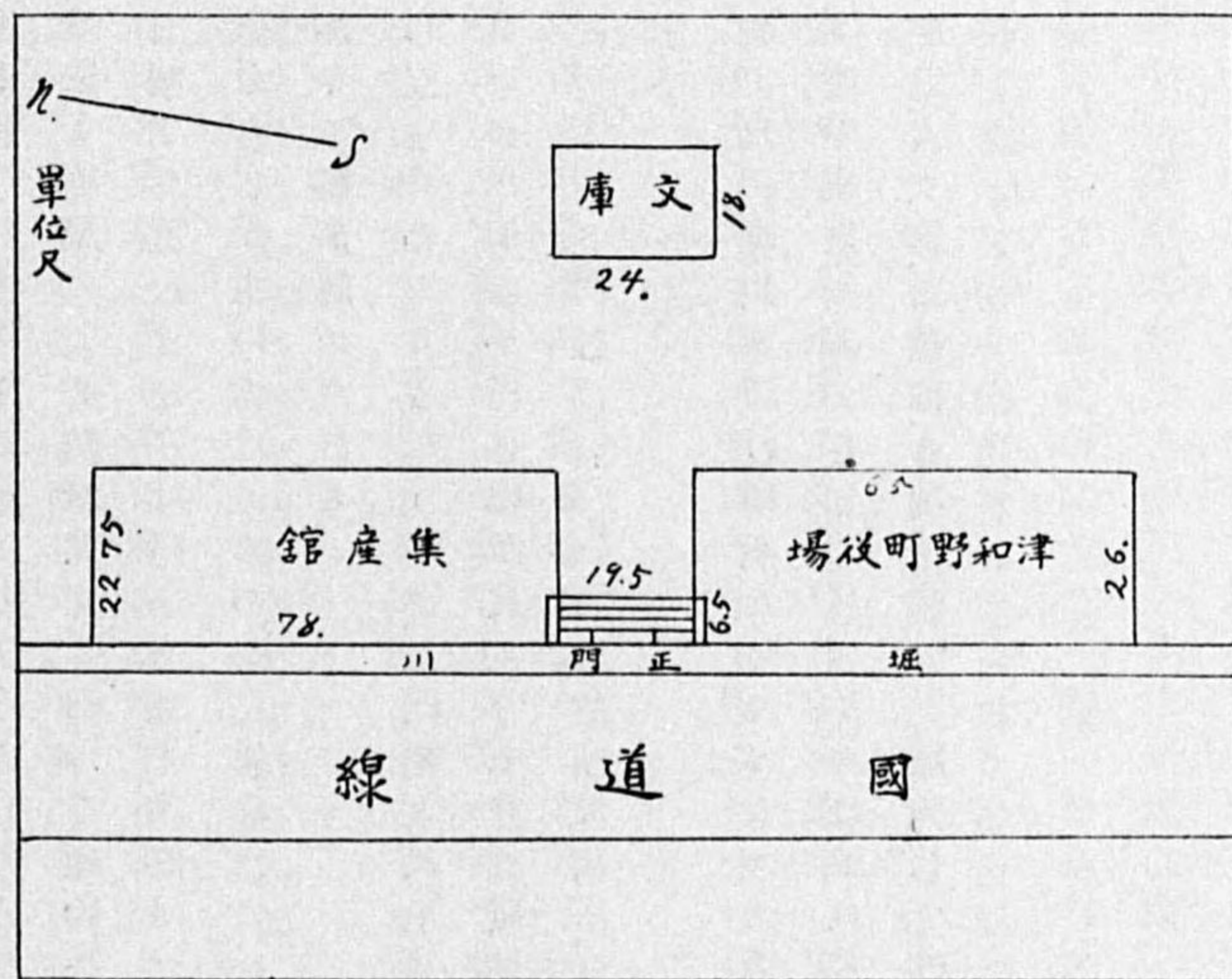
明治四年六月廿五日津和野藩を廢し濱田縣に合せて濱田縣と稱せし以來大政更新の變動に伴ひ、藩學養老館建物は、正門を堺として二分せられて、其の北部は第五十三銀行に分賣したのであるが、明治廿年頃此の建物は三浦製絲會社となつた。其の後島根縣立津和野高等女學校の創立ありて建物の一部は切り取られたのであるが、其の他の部は現存の状態であつて、今は本郡内産

物の陳列場として集産館の名を以て存在してゐる。又南部は鹿足郡役所となりて以來幾分の建増を行ひしが、郡役所廢止後は津和野町役場として今日に及んでゐる。

以上の建物は入母屋造り平屋にて全部赤瓦葺であつて、建物全部の角柱は樺六寸角を用ふる等相當の注意を拂つて居る。外部は出格子に障子を立て、内部には用に應じて其れく區切りをなし土間板間或は疊敷となし藩主の席は上段の間に作られてゐる。現存の建物は前記の南部に三室、北部に四室を區劃せる跡が認められる。

正門の建築には特に意を用ゐたるものゝ様で、正門幅九尺七寸五分を二枚唐戸となし、戸板は杉一枚板を用ふる鐵金具を着け、兩脇小門各幅四尺八寸七分五厘を杉一枚板の開き戸となし、小門兩脇建物に物見窓を設けてゐる。門柱は一尺四寸の肥松を用ゐ、柱下部には樺材にて作れる袴腰を着け、門内凡て石敷となつてゐる。

入口前面の線には幅六尺の堀川を設け清冽なるせゝらぎの中に燕子花を植えて居る。正門を入れば正面に三間に四間の文庫(土藏)が存して居るが、今は此れが建増をなし津和野郷土館と名付られ本郡に關する史籍古文書古繪圖、各種遺物等を陳列して郷土史研究の便宜を圖つてゐる。以上現存建物を圖示すれば左の如し。



其の地籍に付ては明治四十四年改正町有財産臺帳(津和野町役場蔵)に

大字後田字殿町口六六甲

壹反貳畝貳歩

地價貳百參拾四圓七拾參錢

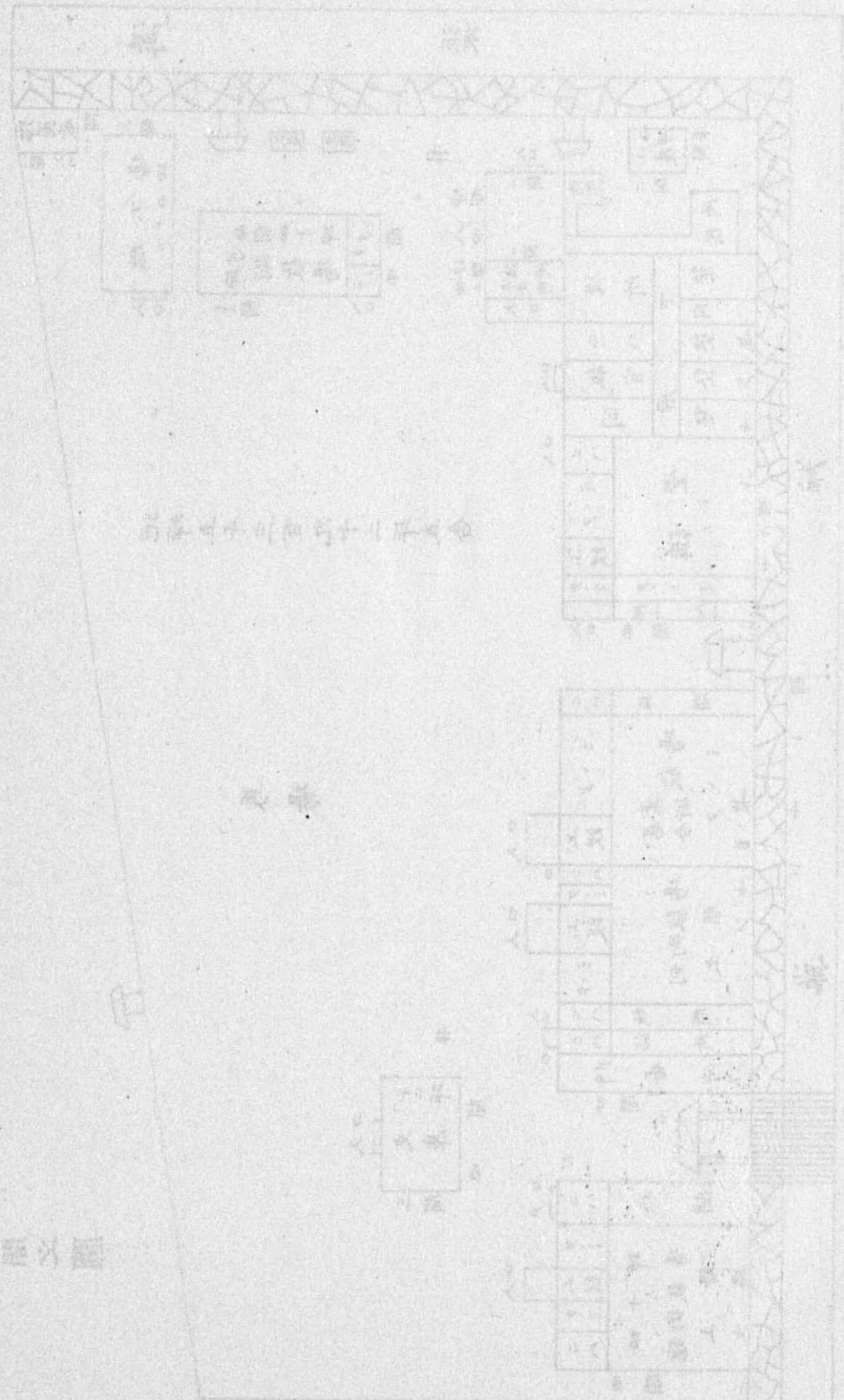
價格參千六百貳拾圓

郡より讓受大正十年五月十三日編入

とあるに相當して居る。

第五 歸 結

現時學藩址の存するものは多くは無いのであるが、此の養老館は幸にも其の大部分は昔のままに保存せられ、後世に對して當年文化の研究資料を貽しておる。殊に此の藩學は明治維新史上に大なる貢獻をなしたる幾多の名士が教養せられたる點より見るも、又風教上貴重なる紀念物である。されば今日に於て保存の道を講ずる事は誠に緊要の事と考へられるのである。



第六 鷺原流鏑馬場

一、位置と地積

鷺原流鏑馬場は島根縣鹿足郡津和野町大字鷺原に在つて、元鷺原八幡宮境内であつたが、明治廿四年一月更に分離して公園地と定め以て今日に及んでおる。明治四十五年改官有地臺帳(津和野町役場藏)に

津和野町大字鷺原

第三種鷺原六百參拾貳番之一

公園地壹町貳反四畝貳拾六步

明治廿四年一月九日縣地第一號訓令ニ依リ六百參拾貳番ヨリ分裂

とあるにて明かである。此る次第なるを以て此の流鏑馬場と鷺原八幡宮とは密接の關係あるを以て勢ひ鷺原八幡宮の成立と其の變遷とを叙す可き必要がある。

二、吉見家の創建と其の保護

吉見家は清和源氏に出で源範頼の孫爲頼三河守と號し、武藏比企、横見兩郡を領せしが、横見郡に吉見庄あり、よりて氏としたのである。其の子頼國の孫頼忠繼ぎしが、時恰も蒙古來寇の噂高く人心恟々たるに當り、京師守護の兵なし、よりて龜山院は日野家を勅使として頼忠に繪旨を賜は

り禁中守護を命せられたのであった。

頼忠の子頼行家を繼いだだが、偶々弘安四年七月蒙古來襲があつた。之に於て沿海防禦の役に從ひ、弘安五年七月二十日頼行中國西藩の旗頭を命せられ其の勳功により十月十七日將軍惟康親王の御教書を以て石見國內の二郡なる吉賀、則鹿足郡、美濃二郡を賜はつた。之に於て頼行能登より石見吉賀郡木邊郷木曾野(又木蘭とも)村に移つた。其の御教書は左の如し。

下三河守設樂吉見式部源頼行

件人數代官軍爲武將、依殊忠勤重依之西石見貳郡五百町、高田、山吹野、木蘭、吉賀、能美山三所城、至子々孫々波宛行者仍執達如件

弘安五年十月十七日

花押(北條時宗)

頼行敬神の志篤く、弘安五年徳長山南麓に鎮座ありし八幡宮を中祖村に移して社山を富長山(又富永山とも)と改め、元應二年庚申(一九八〇年)相州鶴岡八幡宮を合祭して氏神となし、叔父岡壺岐守頼治をして祭主たらしめ、社殿を營み、社領を寄進し、當郷の宗社となし、歴世崇敬を致したのである。そは吉見家系圖弘化三丙午閏五月岡熊臣編に

頼行

嘗勸請鎌倉鶴岡八幡宮於木部郷徳長城麓爲氏神、後元應二庚申年、移建于富長岡之地、使叔父頼治爲大宮司、改名曰神祇大夫、

と見え、又覺書(慶長二年丁酉十月隆信記)にも

木部八幡宮は元應二年庚申八月八日徳永城のふもとより富永山へ御引移されあり、弘安五年鎌倉八幡宮御分幣御勸請、その時大宮司頼治徳永山麓に祭之云々

とあり、又上領一本松大宮司福場信濃の記したる當社由緒に

一當社八幡宮之義は、吉見三河守頼行公御代鎌倉氏八幡宮之御幣勸請、嘉慶元年卯之二月廿四日津和野三本松之城に吉見頼直御勸請と申傳候

大宮司 福場千十郎治家

とあれば、其の元宮は弘安年中木部郷徳長城麓に祭りしものを元應二年今の富長岡に移したるの、様である。

頼行の曾孫弘信に至り正長年中當社を造營せし事は、吉見家由來竝正頼行狀聞書に

三河守弘信

……正長年中ニ傳法寺白井ノ愛宕木部八幡瀧本祇園建之、

とあり、又棟札之記に

石見國鹿足郡三渡の郷に八幡宮たゞせ玉ふ、かけまくも鎌倉鶴ヶ岡の分幣にして、藪林山といふなるよし……人皇百二代後花園院の御宇義教將軍の治世、範頼十代の後統に津和野三本松の城主吉見三河守弘信公時、永享元年己酉本社拜殿會所、繪馬殿庫等造立ありて、累代の氏神とは尊崇し玉ひ、五十餘名寄附して、春秋の例祭、且流鎗馬に到るまで、嚴重の事なりしも、はからさき、吉見家天正の騷動よりして漂治せざるなり。……

とあれば、永享元年(二〇八九年)にも亦造營ありて、祭祀及流鎗馬も盛んに行はれた事が知られる。社領も亦五十餘石に及びたれば社運の隆昌の状が察せられる。

當社の維持上必要なる社領は當初より存せし趣あれども、其の文書は傳はつて居ない。其の社領に關して文書の存するものは

爲鷺原八幡宮寄進廿石足之事、全令領地(知カ)社内掃除等之儀、堅固可遂其節之狀如件

天正四年丁丑五月十五日

廣

賴 花押

福場右近大夫殿

とあり、更に又加増三石の社領をも受けたる趣は、

三石

慶長三 三月廿四日

吉山近江守奉

福場右近大夫殿

とありて當社隆盛の状が察せられる。

由來吉見家は當時尤も有功銳利なる武器として弓射を獎勵せしを以て、練達の士も尠くなかつた。從て流鎗馬の流行も亦盛んであつた。其の一例を擧ぐれば、天文九年十二月廿三日吉見正賴が被仰出十六ヶ條の中に

一侍身持之事、老若男女に無限、藝達は着用之風流常住可心懸、軍法兵法師、馬師、書師、數奇和歌音楽、其外琵琶のつれまでも、稽古すべし、男女格外にして十人一組に寄合、師匠を頼み常に稽

古すべし、男十二歳以前に物事無器用にて、武邊弱氣に見え候もの、役に立ましきと存候もの、假令代々相傳之被聞筋目たしかにして、當家由緒あるものなりとも、當家を可放也、女の器用は左のみ不入下知と、家中に可存候へとも、男子は母の心掛に生つき似たるものなれば、繁昌の爲也。

とあるも其の一斑が察せられる。又正賴が如何に射術を獎勵鼓舞せしかは吉見記に、

天文九年十二月廿三日十六ヶ條之書付(前出)を家中在々迄ふれ示されけるとぞ、又同月廿七日八幡宮へはじめて參詣なされける。御供には長野下野守、羽岡刑部少輔、下瀬彦太郎、波多野善右衛門、友野信濃、町野美濃、彼等を御供にて中津表へ出させ玉ふ。正賴公御意には、今年吉見家の末になりて既に家繼なきに依り、某又吉見の家をつぎ、今日初めて氏神へ參詣する。この八幡宮の御前にて、吉見家の強き矢先を射て見せば、神もたのしくおぼすべきぞとの御意に付て、先一番に長野下野守五人張に雁股つかひて、榎の立木の二圍ばかりの正中をどうと射ければ、木中はまりてむづと立、次に下瀬彦太郎七人張に、大中黒の根矢を番ひて、水際にありおふ石佛の胴中を、よつ引かためてやへしとるれば、禰卷立て羽震ひすると思へば、篋竹に散てとひのきたり、長野美濃是をみて、我もなとかおとるべきと、四人張にわたり四寸ばかりある雁股つかひて、夜燈の中の柱をとふと射ければ、火花散つて微塵となる。正賴公御覽あり、汝等が矢前には爲朝將門も耻ぬべし、その失色をみたまひて、適れ吉見は下々迄賴母敷兵共と、神明も納受したまふべしと、尤も御機嫌克打笑はせたまふ、さて又御館に歸りたまひて、

三人の輩に百五十石宛加増なされしとぞ、
とあれば、此る藩風の許に平素射術の練習の程が察せられたれば、流鏑馬も盛行せられた事が偲
ばれる。

三、亀井家の崇敬と奨武

慶長五年關ヶ原役の結果として、吉見廣長萩に去るや、坂崎成正津和野三万石に封せられ、吉見
氏の舊領地に入りしも、故ありて元和三年家斷絶したるを以て、同年七月亀井政矩は因州鹿野よ
り來りて津和野藩主となり、爾後十一世連續して明治維新に及んだのである。
當社に對し亀井家は當初より社領を寄進せしが、轉法改正後も尙ほ武石の社領を寄進したの
である。

各代の藩主は歳時參詣を怠らず、又流鏑馬を觀た、(時には係役人を遣はして)三浦紫碗の描いた
鷺原流鏑馬實況圖の如きは、參列藩士の似顔さへ寫生せしものであつたが、今其の所在が明か
ない。現存する流鏑馬繪巻物は、栗本格齋筆になる流鏑馬車納圖であつて、圖版第八に示す如く、
井家時代の射禮は之に由りて知る事が出来る。現時も尙ほ古式により、毎年四月十三日には流鏑
馬神事を奉行してゐる。

四、現況

此の流鏑馬場は附圖の如く、南北長さ百三十八間、中央部の幅十五間の長方形をなし、東部外側

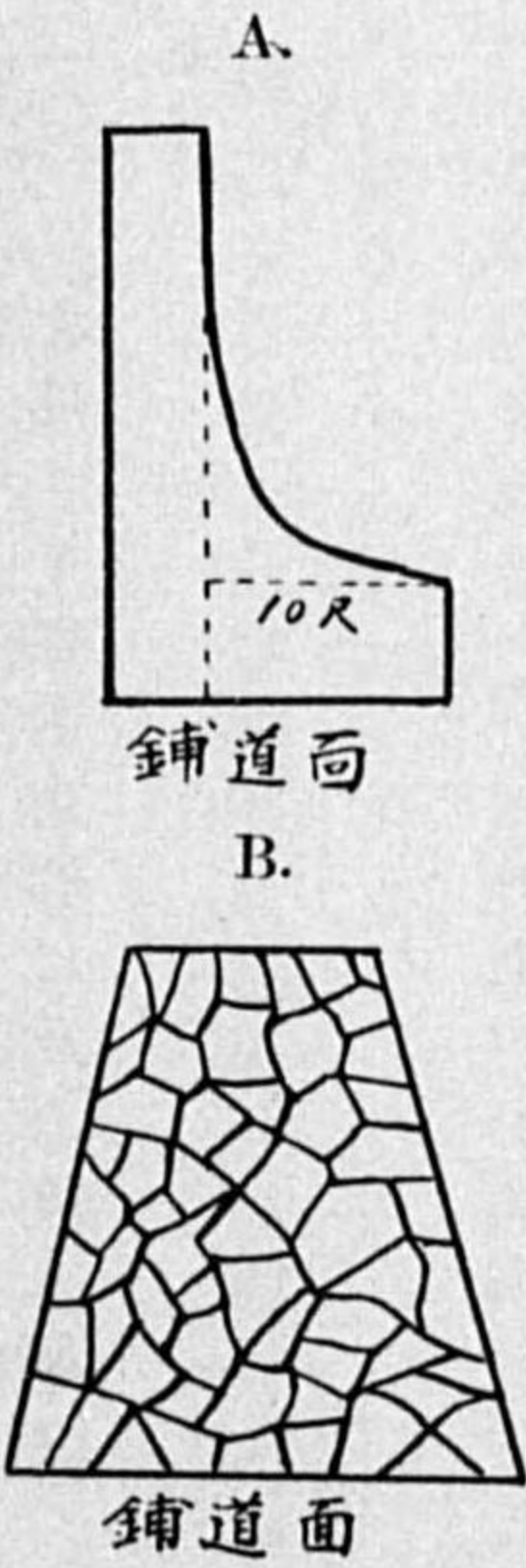
一帯は緩傾斜面を有する芝生にて、此處は藩主を初め藩士の臨席する地點となつてゐる。南西北
の三方側面には高數尺の堤を以て圍み、更に又長方形内に南北に走る一條の中堤があるので、長
方形内の平面は長圓形環狀の舗道を作つてゐる。故に騎射手は此の舗道を周りて馬を走らす事
が出来、則ち東面舗道は表面部演武の道であつて、西面舗道は裏面部控の場所である。
此の中堤及外側堤には松、楓、櫻等の古木生ひ茂つて其の歴史を物語つてゐる。今其の著しきも
のを列記すれば如左、

中 堤		外 側 堤	
楓	周	松	同
高 三〇、 _R	四、四	同	一六、
(北部より順次南部に及ぶ以下準之)		楓	同
		同	五、三
		同	四、六
		同	一、八
		同	八、二
		同	一四、五
		同	一四、〇

松	同	一二、	同	一一〇、
同	同	四、五	同	三〇、
同	同	四、三	同	四八、

櫻樹は比較的若木あれども、松楓は老木あれば春花秋葉には其の景觀甚だ美しく公園としても亦有名のものである。

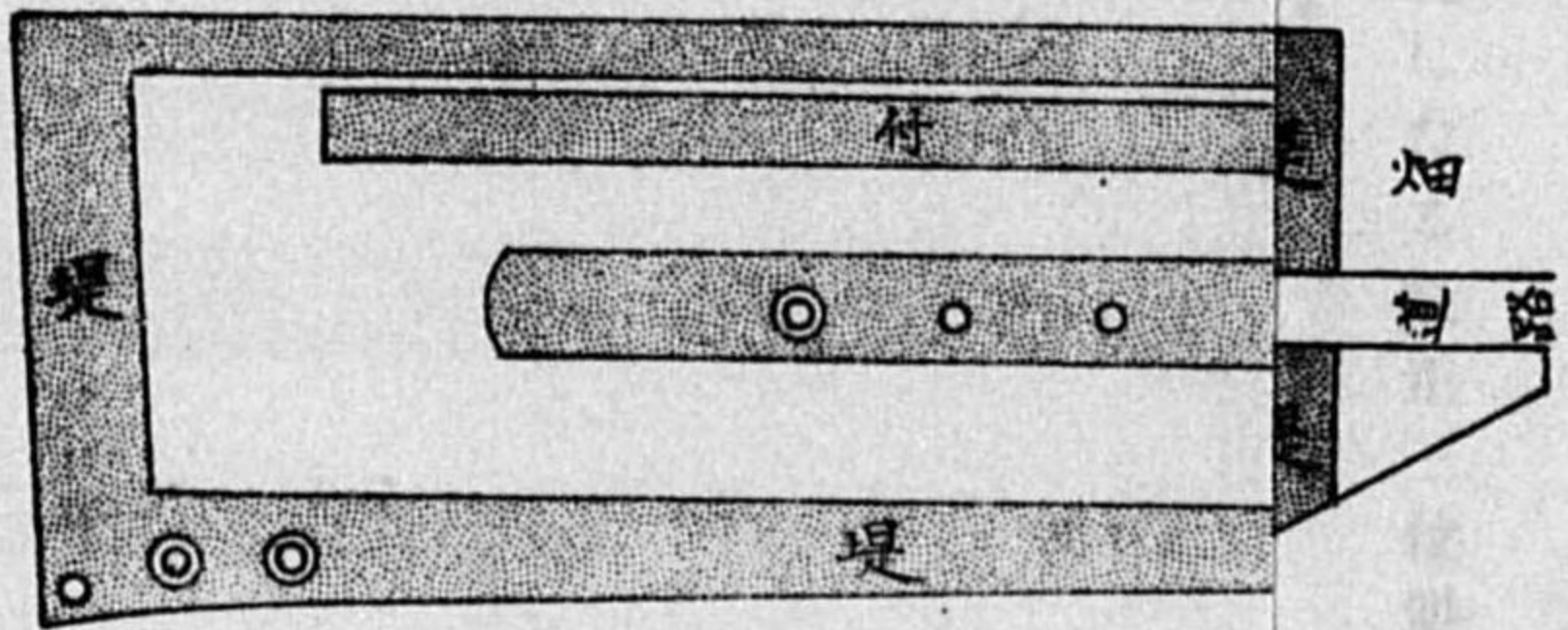
中堤には東面して設けられたる三個處の的場がある。的場は舗道より高さこと一尺五寸許り、底邊にて最北部のものは二十二尺、其の次は三十五尺五寸、次は三十尺の幅を以て弧線を描き窪形に作られ、背面は堤上より約四尺高き盛土をなし、此處に的場を設けたのである。其の横断面Aの如し



又西面舗道則ち裏面に沿ふ的場の正面圖はBの如くにて梯形式に石垣を以て殆んど垂直に築き立て上面二十四尺、高九尺乃至九尺五寸に及んでおる。

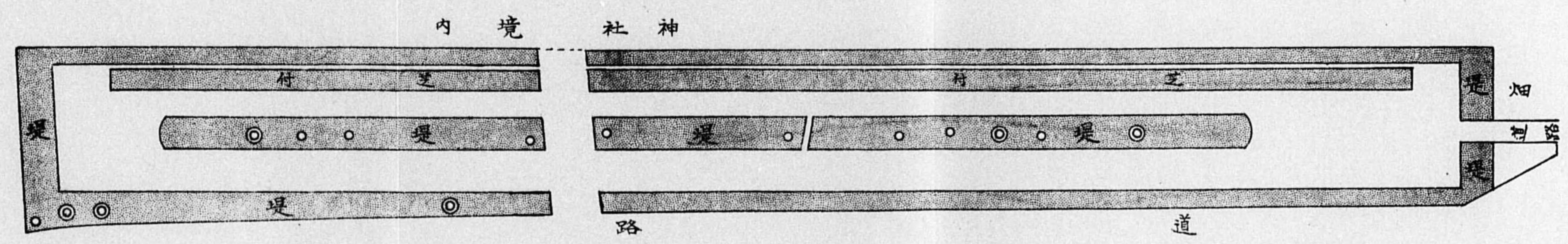
五、歸 結

流鏑馬場として本所は本縣内に殘存する唯一のものである計りでなく、其の古型を存する點は、約七百年間に亘る武家時代文化の代表的標徴として、學術的にも文化史的にも保存を要する貴重なる史蹟である。



流鏑馬場として本所は本縣内に殘存する唯一のものである計りでなく、其の古型を存する點は、約七百年間に亘る武家時代文化の代表的標徴として、學術的にも文化史的にも保存を要する貴重なる史蹟である。

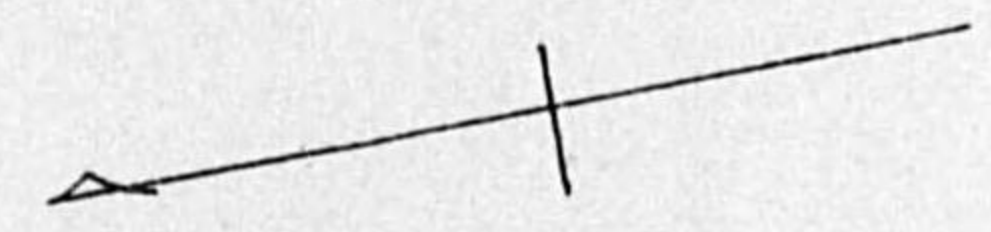
附圖
流鏑馬場實測圖



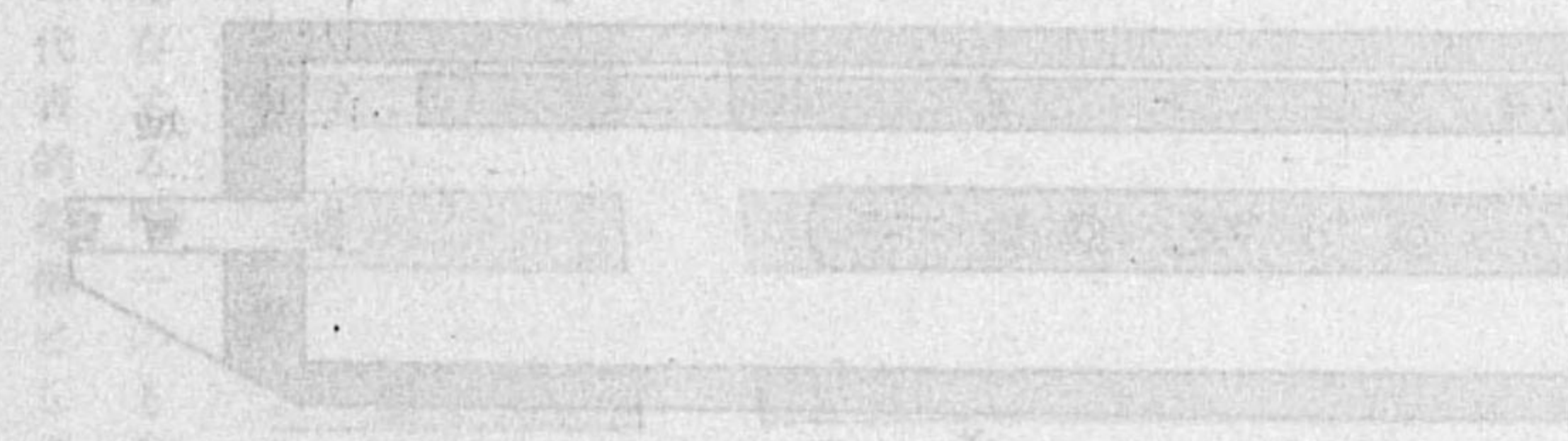
凡 例

⊙	○	▭
榎又ハ櫻	松	

備考 場内主ナル老樹ヲ掲記ス



末藤鳳雲實所圖
相圖



第七 西周翁の遺蹟

明治文化の建設及擴布に偉功を残したる故正三位勳一等男爵西周の代表的遺蹟は其の邸宅なれば今左に此れに關する記述をなさん。

一、現存邸宅

西周翁は文政十二年二月三日を以て島根縣鹿足郡津和野町森村堀内ノ内に孤々の聲を擧げたのであるが、天保三年四歳の時父に従て居を同町杉片河に遷した。其の生誕の地森村堀内は今は津和町^{尋常高等}小學校敷地と變したのであつて、今此に遺蹟として保存を要するものは杉片河の舊居である。此の地入口に高四尺一寸幅一尺五寸厚五寸五分の石碑が建てられ

(表) 西周先生舊居

(裏) 文政十二年二月三日生於堀内、天保三年隨考妣遷此地、安政四年爲一家住江戶、

大正十三年十二月建

七十一老 新井宜哉書

とあれば此の邸は周翁の江戸に移るまで二十六年間の住居たるのみならず、功成りて後も此に歸省せし由縁の地である。此の地籍は

津和野町大字後田字杉片河拾參番地ノ貳貳百七拾九坪貳合壹勺



所有者 新井幸助

(土地臺帳抄出)

とありて此の邸に在りて周翁の起臥せし家屋は現存して當年の記念を残して居る。

邸の外圍四邊は築地竹垣、生垣を以て圍み母屋一棟、土藏二棟、附屬建物一棟が此の内に在る。邸内北東垣は垣を以て更に内庭を區劃し、内庭には泉池を湛えて景石を點綴し、五葉松、老梅を初め各種の景木を植栽して林泉の景觀を造り以て六疊四疊客間の前景となつておる。

此に其の保存の目的物件たる母屋は、萱葺四方廂柳葺の平屋日本式木造にて、周の日夕起臥せし處であつて閑雅質實なる景觀を呈しておる。其の詳細は附圖竝圖版第十にて明かなるを以て此に省畧する。周翁は四歳の時天保三年以來此の邸に住むこと二十六年間、安政四年幕府に仕官するに及び江戸に移り爾來明治時代に及び時に歸省せし事もありて明治三十年一月三十一日大磯にて歿す、六十九年。

二、學歴及學統

西周翁は時範の長男にて家世々津和野藩に仕へ藩醫であつた。幼にして藩士の諸氏に就いて儒學を修め十二歳にして藩學養老館に入り、二十歳の時藩主の命により一代選俗仰付られて儒學を専修し、翌年大阪に出て、後藤松陰の塾に入り、其の翌年閑谷校の藏書の豊富なるを聞き之を見んが爲に岡山に赴き其の翌年歸る。嘉永六年二十五歳時に米艦浦賀に入るを聞き藩主茲監

は周等を江戸に遣はし以て沿海防禦の用に備へた。此歳周藩邸内の醫野村春岱に就て和蘭文典を読みしが實に周の歐文を攻むる初であつた。

安政元年三月周時勢に感ずる處あり君父同僚に遺書して亡命し和蘭文典を大野藩士泰助に旁ら和蘭砲術の書を読み、又杉田塾に通學す。安政三年廿八歳始めて英語を學んだ。翌年五月周幕府の聘を受け藩書調所教授手傳並となり俸十口を賜はつた。五年夏幕府周を神奈川に遣りて清英條約を譯する事を命じた。

文久二年三十四歳にて和蘭留學の命を受け江戸を發して乗船して品川沖に出て軍艦威臨丸に移つた。一行の和蘭留學生中内田正章、榎本武揚、澤貞説、赤松則良、田口良直の五人は造艦其の他の技術を學ばしめん爲であつた。別に醫師伊藤元伯、林研海の二人も之に加はつた。周の留學に關する懷抱として其の友に寄せし書に

……小生頃來西洋之性理之學又經濟之學杯の一端を窺候處、實に可驚公平正大の論にて、從來所學漢説とは頗る趣を異にし候所も有之哉と相覺申候……只フィロソフィア(Philosophia)之學にて、性命之理を説くは程朱にも軼ぎ、公順自然之道に本づき經濟之大本を建てたるは、所謂王政にも勝り、合衆國英吉利等之制度文物は、彼堯舜官天下之意と周召制度典型之心とも超えたりと相覺申候、實に由斯道而行此政、國何不富、兵何不強、人民何不聊生、祺福何不可求、學術百技何不盡精微と奉存候

とあれば其の一端を窺ふ事が出来る。九月十一日和蘭の帆船 *Kalippus* 號に搭じ、午後一時長崎を

發したるのであるが、其の航海中 *Dier* 島邊に舟座礁破壊せしを以て、之を捨て和蘭官吏の周旋によりて十一月二日蘭船 *Ternate* 號に乗り換へ三年元旦船東徑四十度五十度の間、南緯二十度三十度の間にあつた。已にして *Madagascar* 島の外を過ぎ喜望峯に沿ひて西の方大西洋に入つた。四月十六日午前四時 *Meuse* 河口に入り午後八時 *Brouwers Dagen* に着し五月十八日午後七時四十五分汽車にて *Rotterdam* を發して *Deyden* に赴き同街なる *Ouden dorp* の家に寓して蘭語を學ぶこと幾んど三ヶ月八月下旬に至りて政事學諸科を *Deyden* 大學教授 *Viskring* に受け慶應元年十月其の業を卒へた時に周三十七歳周に五科口訣紀畧一篇あり以て這般の消息が知られる。

慶應元年十月十四日周 *Deyden* を發し途 *Bruxelles* を經て *Paris* に至つた。當時邦人の *Paris* に在るもの寺島宗則、五代才助、新納某、森有禮、堀某、町田久成等であつて皆薩摩人である。周翁は有禮と交る。已にして周は津田真道と *Martelle* に至り佛の郵船に乗り出發した。當時 *Suez* の運河未だ開けず周等は *Alexandria* より陸行して紅海の北端 *Suez* 灣に至り再び乗船して十二月二十八日横濱に着し即夜江戸に入つた。

慶應二年正月十五日周前職を襲いで開成所教授手傳となつた。頃くありて周、市川齋宮、加藤弘之、真道の四人に命じて開成所教授職となし祿百俵役俸二十口を賜はつた。同月周及真道の將來する處の和蘭政事學の書を譯せしめられ周は万国公法を述べ真道は國法を述べ、後稿成り之を上つた。此の書の我國法學界に與へたる効は實に著大なるものである。十二月徳川昭武周を招いて歐羅巴の風俗及航路の利害を問ふた。周の進説に當り昭武の左右皆攘夷論者なるを以て之に

耳を借す事少かつた。

慶應三年二月周先に將軍より召されて京都更雀寺に宿するや、會津、桑名、津、福井、備中、松山等の藩士來り學ぶもの五百人に垂んとするに至つた。加之諸侯中亦來りて西洋法學の講義を聴くものさへあつた。三月將軍慶喜も亦佛語を周に學び旁ら幕府の爲めに外交文書を譯した。周以爲らく稍志を得たりと爾後政治軍事等に關する事蹟に付ては更に章を改めて後に記述する。周の學說に付ては、少壯の頃は物部徂徠の學說に私淑したのであるが、和蘭留學後は國法政治、心理哲學の諸學を修め、殊にカント派の哲學を信ぜしことは、國學の友真道の文に

和蘭國に留學の日亦同じく靈田に住し、靈田大學法學教授法學博士ヒッスセリング氏に就て歐洲政學の要を聞き、餘暇互に議論を闘はしたり、但君はカント派の哲學を喜び、余はコムト氏の實學を好み、故に圓整方納相愜はざるの憾を免れざりき、余が唯物論を唱ふるも、其の原は即此の時に在りき。

とあるは肯肇に中れるものであらふ。

三、明治文化に對する貢獻

周翁は和蘭に留學して歐洲文化の新知識を學びて慶應元年三十七歳を以て歸朝するや、時恰も我國大政變動の機運に際したので、其の將來せる新知識を以て一時幕府に仕へ次で永く明治新政に貢獻する處誠に多大であつた。則ち一には其の職務上の勤行として、二には世間大衆に對

する新文化の輸入擴張に向つて努めたる著述出版である。

先づ其の勤行の方面を述べれば、周の留學より歸朝するや、慶應二年徳川慶喜の將軍職を嗣ぐに及び其の翌年奥詰となり、慶喜の政權を返上して大阪に退くに當り、周も亦之に従ひて常に其の顧問に備はり、國家三權の分立及英國議院制を説いて西洋官制畧考一篇を上つた。次で周に命じて立憲政体の事を調査せしめられ、眞道弘之、鶴殿團次郎等も之に與かつた。明治元年二月慶喜恭順謝罪の爲め江戸城を出て東叡山大慈院に入つた。周も亦此に參仕したのであるが、慶喜は周を召して「我恭順を表するも江戸の士民或は舊誼に拘ひて大義を忘れ以て不測の禍をなすこともあらん、汝吾が爲に告諭の文を草せよ」と周退いて稿を厲して之を上つた。慶喜熟覽し筆を加へて改竄し之を公布せしめた。訓諭中吾が恭順の誠意に悖ることあらば、刀を吾身に刺すに異ならずといふ語もあつた。四月十日周慶喜に従ひ水戸に赴き、間もなく江戸に歸つた。周以爲らく、予の徳川氏に於ける累世の誼ある譯ではない。敢て辭し去らざる所以のものは、難に遭ひて見るゝことを欲せざる爲めのみ若かす病を稱して退き去らんにはと、之より又出でなかつたのである。

十月阿部邦之助軍校を沼津に起す、周陸軍御用取扱を命ぜられ、次で兵學校教頭を命ぜられた。之に於て規則を制定し、歩騎砲工の諸科並に衛生、經理の二部を分ち、乘馬學校を置き、豫備小學校と病院とを之に附屬せしめた。

明治三年正月より二月に至る間、亀井茲監學政を諮詢するを以て、周文武學校基本並規則書を

草して之を上つた。其の体裁小學より起り、文は國文學、外國文學、政治、法律、歴史、道理、醫藥の諸科に及び、武は歩騎砲工の諸科に至る皆課程表を附した。三月兵部出仕少丞准席を命ぜられ、學制取調御用掛を兼ね、累進して七月兵部權大丞に任ぜられ、翻譯秘史兩局の事を視た。八月兵部大丞に任ぜられ、又侍讀の命を受く、所謂御談會は其の講筵であつて九月五日始めて進講したのである。其の科目は博物學、心理學、審美學、英主比較論、英國史等であつた。五年二月陸軍大丞に任ぜられ、六年三月陸軍省第一局第六課長を命ぜられ、兼ねて第六局の事を視た。七年二月森有禮、明六社を創立し、明六雜誌を發行した。周、西村茂樹、中村正直、箕作秋坪、箕作麟祥、福澤諭吉、杉亨二、加藤弘之、津田眞道と共に之に授して、周洋學、寫國語論及駁福澤氏學者識分論を世に公にした。五月兵語辭書編輯校正掛を命ぜらる。十二月知説を公にす。此の頃眞道政表を譯して世に公にし、綜紀學といふ。周と行彦との學ぶ所の政事學五科此に至りて始めて全きを得たるも、唯一の經濟學を缺いた。八年二月周網羅議院説を世に公にした。九年一月宮内省御用掛を命ぜられ、十年一月陸軍省四等出仕に補せられ、參謀局第三課長兼第一局第六課長を命ぜられた。十二年一月東京學士會員に選ばれ、二月心理學全く成る。六月學士會院會長に選ばれ、十五年五月元老院議官に任ぜられ、參謀本部及文部省の御用掛は故の如くであつた。十二月井上毅大政紀要を上る。周これが編纂の事に與る。十八年十一月病に罹る。此の頃桂太郎、山縣有朋の命を以て周を訪ひ、陸軍諸條例案を出して疑を質したので、周直ちに削正を加へた。十九年二月有朋周を訪ひて之を勞ふた。時に有朋は内務大臣兼監軍であつたが、屢使を遣はして周の病を訪ひしが、今又躬ら來りて之を勞はりたる所以のものは、

初め周の微さるゝや、有朋兵部の重職に在つたが、省内軍事に明に兼ねて外邦の事に通するもの
渺きに苦んだ。其の周を得るに及びて之を器とし命じて考檢せしめたので、周蘭英佛諸國の書を
引いて獻替少からず、海陸軍刑法、陸軍官制職制、軍法會議等の如き皆其の草する所であつた。明治
五、六年より以後又獨乙の書を読み、更に追加改正の案を起した事も少くなかつた。周の陸軍省
及參謀本部に在るや、官制の改革條例の創設等ある毎に一も周の手を経ざるものはなかつた程
である。有朋は西周傳に序して

……會有薦西君者、與之談兵、媿々可聽。君初游學、唱蘭、又修英佛之書、皆究其濫奧。余因言之於
朝、官於兵部、諮詢兵事、乃自軍法條規以至兵制官制、知無不言、言無不盡。後更研究獨逸書、參以本
朝兵制、益有所進。余實虛懷待之。陸軍制度於是乎秩然有序矣。當時如微君之在、余亦將不免望洋
之嘆也。

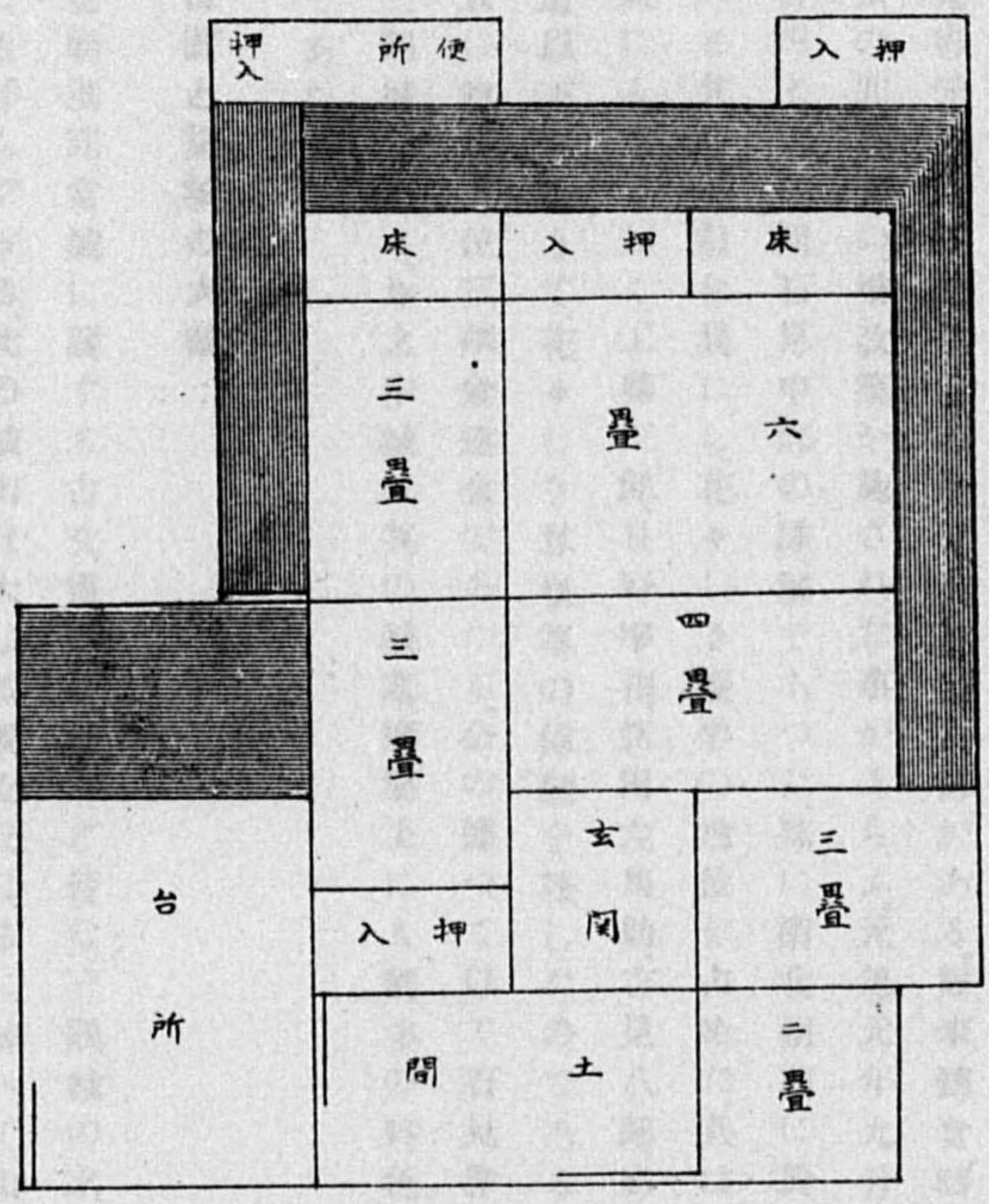
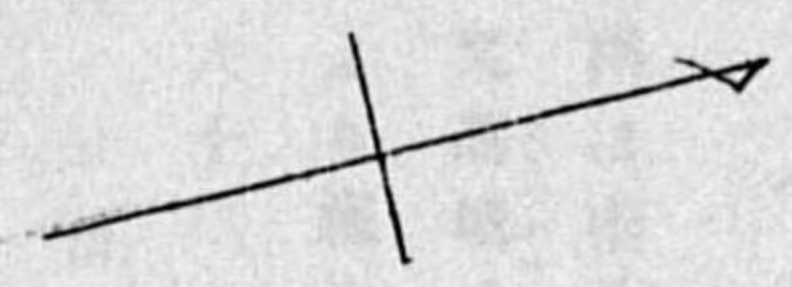
とあるは蓋し真相であらふ。廿三年九月二十日元老院廢せられ、周等非職となり、廿九日貴族院議
員に任せられ、二十四年二月病の爲めに請ふて貴族院議員を罷めらる。三十年一月廿七日勳一等
に叙し瑞寶章を賜はり、二十九日特に男爵を授けられ、三十一日歿した。

周の著書は當時歐洲新文化を傳へたるものにて世に歡迎せられ、世道人心に與へたる効果は
甚だ大なるものがあつた。今其の著しきものを列舉すれば、五原新範殘缺一卷、尙白割記殘缺一卷、
百學連環殘缺、復國學者某書一卷、云何惟人殘缺三卷、生理學殘缺一卷、生命攝氣學一卷、奚般氏心理
學二卷、生性割記殘缺、生性發蘊殘缺一卷、靈魂一元論殘缺一卷、情智關係論一卷、才能偏僻生於作用

之反覆說一卷、致知啓蒙二卷、美妙學說殘缺一卷、群鳥蹟目錄一卷、道德畧論殘缺一卷、利學二卷、原法
提綱殘缺一卷、匪令氏權利爭鬪論一卷、憲法案一卷、萬國公法、西洋官制畧考一卷、輕刑論殘缺一卷、杞
憂竝議殘缺一卷、百一新論一卷、社會黨の説殘缺一卷、上一橋刑部鄉書一卷、教育殘缺一卷、養材私言
殘缺一卷、五國對照兵語字書並圖式二卷、日本文典殘缺二卷、日本語範殘缺一卷、詞の麓路殘缺一卷、
活語軌典殘缺一卷、彙語便覽殘缺一卷、翻譯活語文集殘缺四卷、萬葉集字訓殘缺一卷、森有禮道致す
る所の文書の議一卷、英主比較論殘缺一卷、詩文稿七卷、大書院進讀經史一卷、大政紀要、此書岩倉具
視の考案に出で、井上毅之が裁修に任じ、周之が編纂の事に與る等は、其の尤も主なるものである。
其の他學藝志林、東京學士會院雜誌、明六雜誌、内外兵事新聞等に掲載せし政治教育、文學に關する
ものは一世を指導するに大なる効果を與へた。就中以上の著書中、万国公法、心理學、政治學、兵學に
關するものは我が國にて初めて世に公にせられたる歐洲文化の新知識なる點は尤も注目に値
する。

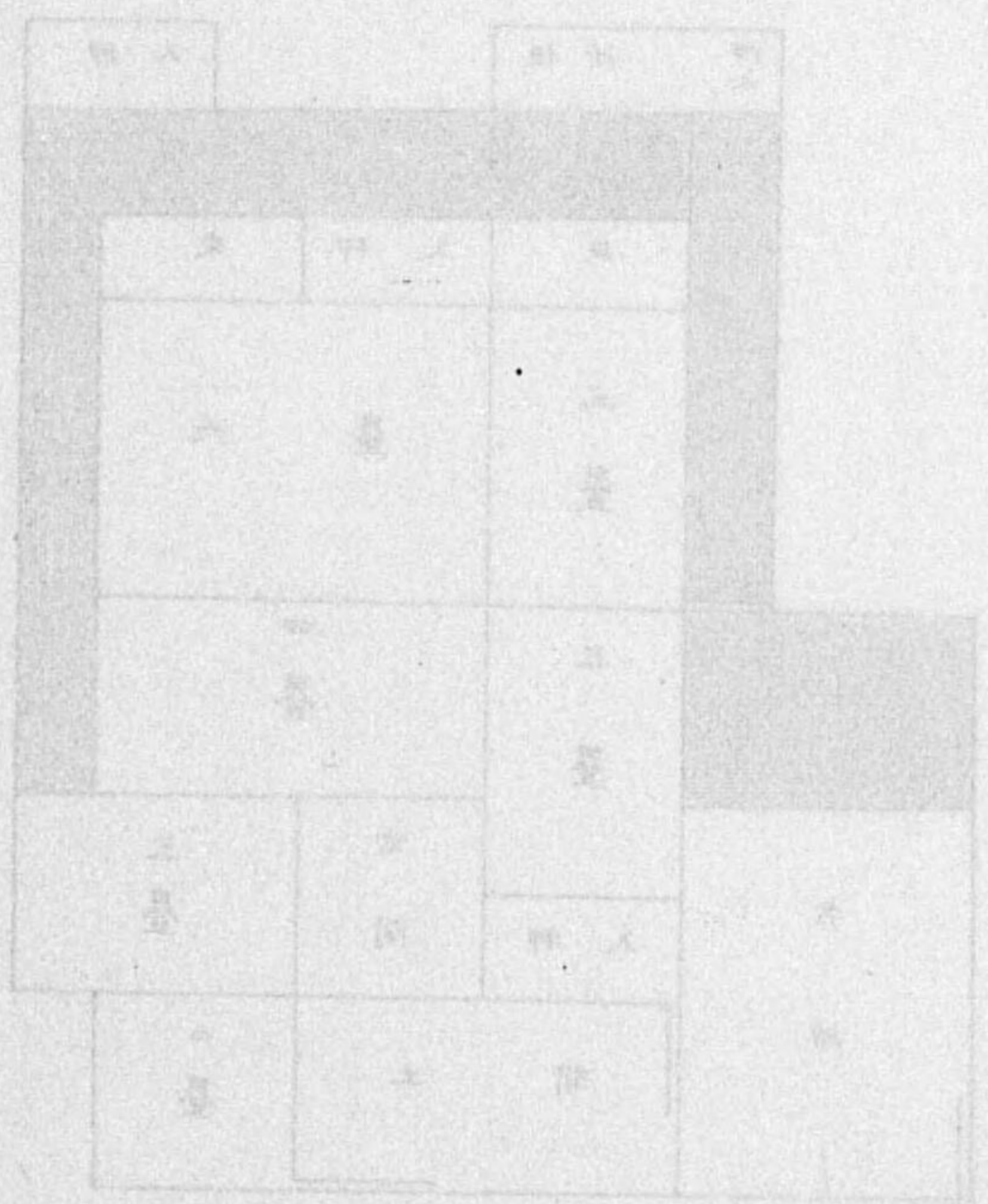
四、歸 結

以上の如く周の出たる時代は徳川幕末であつて、其の夙に和蘭に留學研究せる新知識を以て
歸來明治政府に仕へ、維新の鴻業を翼賛せし事蹟は永く後昆に傳ふ可きものがある。其の好箇の
記念として周が日夕起臥せし住居を保存して後世に残す事は、唯周翁の記念たるのみならず、明
治文化の標徴的記念に外ならず、然れども世故の變遷より受くる變化も豫期す可らざるを以て



附圖 西周母屋平面圖

第七 西周翁の遺蹟
茲に國家の保護を要する所以である。



第八 三隅城 址

三隅城に付ては寛喜元年三隅兼信の創建なりとの古傳がある。爾來鎌倉時代より南北朝期を経て戰國時代に及ぶの間幾多の増改築が施された事があらふ。元龜元年九月二十六日最後の陥落となるまで約三百四十二年間石見中部の雄城であつた。殊に南北朝期に於ける石見の南朝軍は、出雲に於けるものと其の形勢を異にし、花々しき優勢の地位を占めた。其は曆應三年八月廿五日三井資基の軍忠狀にも見る如く、工藤三郎、日野宰相、新田左馬助、吉見八郎、高津與次、都野神主、周布福谷(又屋)三隅入道以下とありて、花々しき尊皇軍の偉績を残したのであるが、此等尊皇軍の中心となつたものは、實に贈正五位三隅兼連公であつて、公の據つて以て石見尊皇軍の中堅となりし城塞は、實に此の三隅城である。加之本城は其の城塞構築上にも幾多の特色を存するのは、特に注意を要するものであらふ。

一、位置と築城の大観

本城の名稱は南北朝期間當城に關する古文書には、殆んど皆な三隅城の名を用ゐて居る。地方の人は別に又高城タカジヤウとも呼んで居る。此の城山は大なる獨立丘なるに加へて、山容突兀として峻峻を極め、遠くより巍峩たる雄姿を望見し得らる。天府の要勝を占むるから、高城と呼ばれるのである。海拔三百六十二米、突島根縣那賀郡三隅町と同郡井野村との二町村に跨つて構築せられて居

る。詳しく謂へば、頂上の甲丸、東丸、西丸の本壘を初め、馬觸鐘ノ尾、今城等は三隅町の區域に、此頂上より東南に傾斜せる山腹部の大手門、番所、軍用井、御殿場、武家邸、趾、的場、登城口等は井野村に屬する。故に井野村方面は當城の大手口であつて、三隅町方面は搦手口である。尙ほ其の地籍をいへば、搦手口方面の防備は

- 三隅村大字三隅町字高城二二四ノ六
- 雜地 參拾參町七反貳畝拾四歩 三隅町有
- 貸賃價格 百四拾五圓七拾五錢
- 同 大字同 字同 二二四ノ一
- 雜地 九畝拾歩 同
- 同 參拾八錢
- 同 大字同 字同 二二四ノ二
- 雜地 四畝拾歩 同
- 同 拾六錢
- 同 大字同 字同 二二四ノ七
- 雜地 六反貳畝拾四歩
- 同 貳圓六拾九錢
- 計 參拾四町四反八畝拾八歩 (三隅村土地臺帳抄出)

の範圍に存在してゐる。又大手口方面の防備は

- 井野村大字芦谷字龍山二三五六ノ一
- 山林 約拾町歩(總面積貳拾壹町貳反八畝廿四歩の内史蹟指定を要する地積) 龍雲寺有
- 同 大字同 字同 二三五六ノ四
- 山林 九畝歩 同
- 同 大字同 字同 二三五六ノ五
- 山林 貳畝廿八歩 同
- 同 大字同 字同 二三五六ノ六
- 山林 四畝拾貳歩 同
- 同 大字同 字同 二三五六ノ四八
- 山林 五町歩 同
- 同 大字同 字同 二三五六ノ四九
- 山林 五反歩 同
- 同 大字同 字同 二三五六ノ内二
- 山林 五畝歩 同
- 同 大字同 字同 二三五六ノ内三
- 山林 壹畝廿八歩 同

同 大字同 字辻ノ上八六二ノ二

山林 壹畝六歩

同

計 拾五町七反七畝廿歩

(井野村土地臺帳抄出)

の範圍に跨りて以上總計五拾町貳反六畝八歩に及べるも、此の中築城主要部及び其の附近を指定せらるゝ場合は著しき地域を減少する事となる。

然して三隅城の寄手は何時も搦手口から攻撃するのであるが、此の方面は城の構成上天險を頼みて人工的防禦が比較的薄かつた爲めと思はれる。故に此の背面入口の峽谷を扼守する爲めに本城構築後に砦を築いたものが今城である事は其の城名からも察せられる。

以上三隅本城の外に外城として、本城の外廓防禦の第一線となつたものに、(一)西隅村大字河内に在つて本城の南門警護線となつた河内城、及び草井城、(二)井野村字井野殿河内に在つて本城の北西部を守れる井村城、(三)井野村上今明に在つて本城東方の防禦第一線となつた鳥屋尾城、(四)本城の南方を護る矢原城、(五)黒澤村に在りて美濃郡に通ずる要路を扼守して、強弓に名高かりし三隅兼春の守りし黒澤城、(六)杵束村大字杵束田屋山に在つて兼春の本城なる木東城、(七)西方には岡見村大多和外城及碓石城、(八)本城に近き水來城、陣場ヶ嶽も亦要害であつた。此れ等の外輪防禦線は三隅一族の據りて以て本城を防護したれば、三隅城は以上列擧せる本支城によりて構成せられ、互に相倚り相助けて完成せる一大山城であつて、然かも近國稀觀の名城なれども、史蹟保存の上より謂へば、其の地域餘りに廣汎に亘るを以て、今は主として本城陸保存を目的として之を述

べ、其の支城に付ては他日の機會に譲る事とする。

(附圖參照)

二、城 史

由來本城主三隅家は藤原系より出て、鎌足十七代の孫從二位大納言國兼故ありて、永久年中石見に下向し、那賀郡伊甘郷大濱に住み、御神本氏を稱して土着した。兼高元暦文治の役源義經に屬して軍功ありて、那賀、美濃、邇摩、邑智の四郡、何れも石見國內に跨る廣域の舊領を安堵せられ、美濃郡益田に移り益田氏を稱した。男兼季家を繼ぎ、弟兼信は分家をなし、三隅氏の祖となつた。

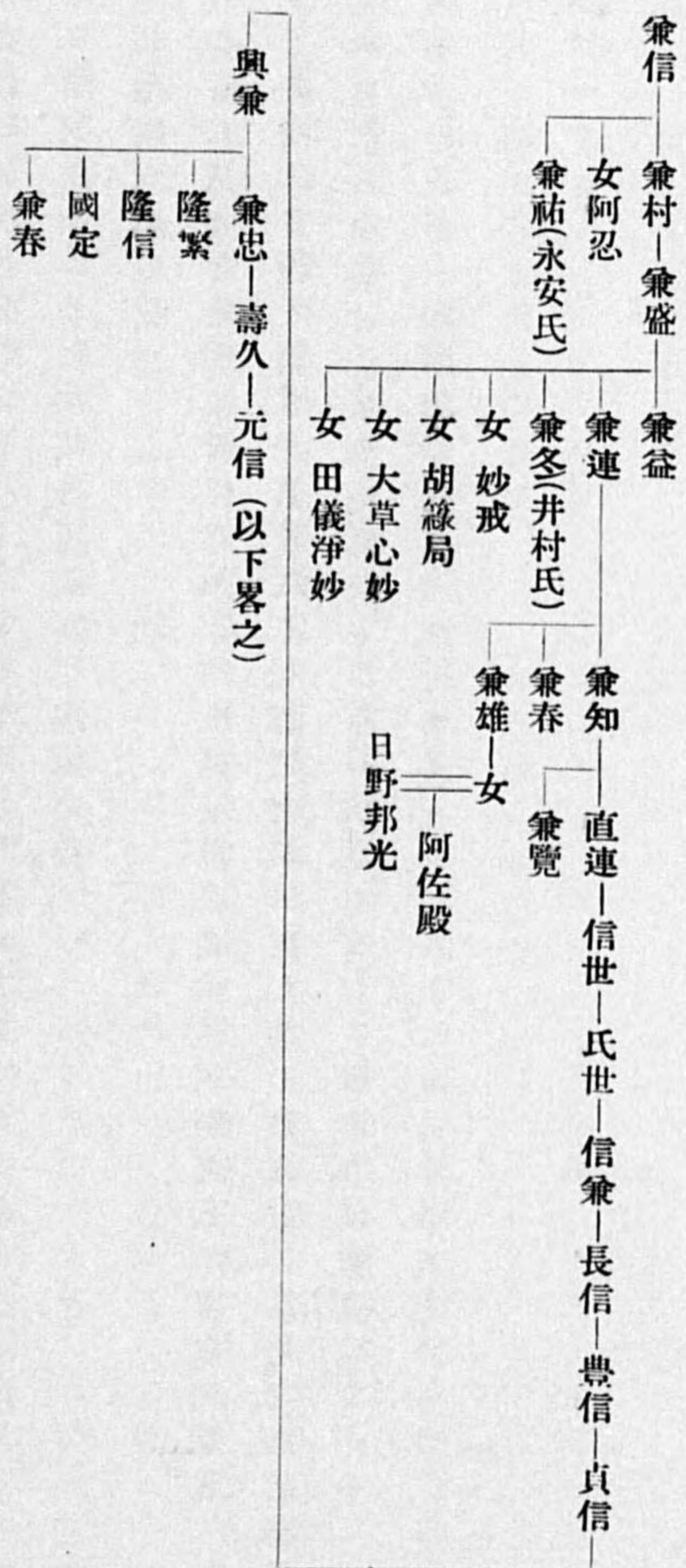
兼信那賀郡三隅庄に分封せられ、其の宗家兼高が家領の内、那賀郡木東、長安兩郷を分與せしに起因し、三隅(又三角)を氏とした。萩藩閩閩録三隅家の條に

三隅左衛門尉兼信

益田石見權介兼高二男住石州三隅庄高城、以在名稱號三隅、是三隅家之元祖也、

とありて、兼信の曾孫は則ち元弘建武より南北朝期に亘り、其の崇高なる性格と精忠義烈とを以て石見尊皇軍の中堅となり、青史に赫々たる美蹟を留めたる贈正五位兼連公である。

此に參考の爲め三隅家譜を挿入すれば如左、



三隅城の攻防戦は數多ある中にも著しきものは延元二年武家方上野頼兼が安藝の武田、吉川、長門の厚東、石見の小笠原等の聯合軍を以て四月五日三隅城に迫つたけれども、撃退せられたのみならず、兼連及高津長幸の兵は其の勝勢に乗じて長門阿武郡地方さへも席卷した程である。曆應四年六月足利直義、武田信武を遣はして石見の南朝軍を討たしめ、七月に至り北朝軍は安藝大朝から奥原に進み、三隅城の外城なる大多和城を攻めた。興國三年二月一日南朝方なる福屋城は開城したので、北朝軍は十二日小石見城に迫つた。石見南朝軍の總大將新田義氏等降服の已むなきに至つた。周布城主周布兼氏も亦北朝軍に降つたので、小石見城の守將井村兼雄は夜圍を

衝いて井村城に入つた。北朝軍は二城を屠り破竹の勢を以て二十二日三隅城に迫つた。そは安藝國安木町村地頭逸見五郎二郎子息有忠の軍忠狀に「同廿二日令發向三隅對大多和外、並鳥屋尾、矢原三ヶ所之城取陣、日夜所致軍忠之處、同三月十七日夜鳥屋尾之城令退治候」とあり、又安藝國大朝本庄一分地頭吉河辰熊丸代須藤彌五郎景成の軍忠狀にも「同廿一日令發向三隅城對大多和外、並鳥屋尾、矢原三ヶ所城取陣、致日夜軍忠之處、同三月十七日夜對治鳥屋尾城了、而其後大多和外城山徒高津孫三郎、波多野彦三郎、河越安藝守、徳屋彦三郎等令降參了」とありて三隅城の外城は衰運に向つたので、興國三年二月二十二日上野頼兼の兵三隅城に迫つたのである。三隅の兵之を細田河原に邀ひ撃ちて城内に引上げたので、三隅城と大多和外城、鳥屋尾、矢原の三城の聯絡を絶つに至つた。此れ等の三城は三隅外城として其の後援者を失つたので、三月十七日鳥屋尾陥り尋て大多和外城も落城したのである。

興國四年二月二日上野頼兼、益田兼見等南朝軍の據れる都野城、那賀郡都野郷に在りてを圍めるに乘じ、益田城を衝く。三隅軍更に美濃郡の南朝軍と通じて、黒澤城より益田城の背面を衝かんとす。頼兼兵を分ち八月七日黒澤城を攻めたので、城主三隅兼春之を斥け大勝を得た。此の戦狀に付ては、康永二年八月吉川經明の軍忠狀及び之に對する頼兼の感狀(吉川家什書)に明かであるから此に畧する。

興國五年に至り三隅兼連を主將とする那賀郡西部の官軍又勢ひ盛んとなつたので、頼兼及益田兼見等は先きに三隅軍の取り戻せし鳥屋尾城及び三隅兼春の據れる三隅の外城なる木東城

に迫つたけれども功を奏せなかつた。かく三隅の外城は敵に奪ばれ、又敵より取り戻す等の勝敗を繰り返したけれども、三隅本城のみは毅然として敵の兵威を及ぼす事が出来なかつた。

正平三年三月二十二日頼兼は吉川經明、田村盛泰、永安二郎、太郎、君谷實重等を率ゐる三隅城に追つたので、四月九日藁谷、赤松尾の戦あり、次で君谷實祐は八月廿四日より二十七日に至る間三隅城大手に戦ひしも皆な撃退せられた。八月廿八日頼兼兵鳥屋尾城を攻め、又高木城、那賀郡高城村に在りてを攻めたれども効が無かつたのである。

足利高氏の庶長子直冬は直義の養子となつたが、高氏直義不和となるに及び、直冬遁れて九州に走つた。而して直冬は使を石見の南朝軍に遣はし、非幕熱を煽つたので、石見所在に義兵が起つた。正平五年四月三隅兵を起す由京師に注進があつた。高氏謂ふに、三隅もし直冬と相通じなば事態容易ならずと、よりて之を鎮壓せん爲め六月廿一日高師泰京師を發して石見に向つた。武家方なる安藝の守護武田氏信も亦石見に入らんとしたので、石見の南朝軍之を市木御阪に邀ひ撃ちて武田軍を破つた。七月十七日直冬の部下桃井左京亮三隅に來り、吉川經兼を招き、次で廿九日又井尻四郎太郎を招き、以て師泰を撃んと圖りしは、貞和六年七月十七日の吉川文書にも見えておる。

正平五年七月廿七日師泰石見に下着し、澤顯連の據れる青杉、丸屋、鼓ヶ崎なる三高城に迫りしに顯連戰歿して城は皆陥つたので、此の戦果は石見東部の南朝軍をして士氣を沮喪せしめたのである。之に於て師泰戰勝の威に乘じ、南朝方なる福屋氏の三楠城、川上氏の河上城、平田氏の都治

城、都野氏の千金城を畧し、更に進んで天野氏の市山城、都濃氏の大渡津城、江津城、神主城、福屋氏の乙明城、井村氏の小石見城を降し、連戰連勝、破竹の勢を以て三隅城へと迫つた。

師泰の三隅城に迫るに當り、正平五年六月廿日高氏は吉田嚴覺に命じ、糧食を出雲神門郡園湊より搬送せしめ、太田新九郎を奉行として配給せしめた。趣は三木龜之助藏文書に

此度三隅入道爲誅伐、石見國江差下候、諸軍勢爲兵糧米二千俵、大豆五百俵、自園湊太田新九郎令奉行可差送之旨、吉田肥前江申付候間、着船次第陣屋々々江、可致配當候、………

六月二十日

高 氏(花押)

三木三郎左衛門殿

とあれば師泰軍兵站線の狀が知られる。因にいふ足利尊氏が建武二年叛軍を起せし以來、後醍醐帝の賜はりし御諱の一字は用ゐなかつた事は此の文書にも見えておる。かくて同年八月廿五日師泰三隅城を攻めたのであるが、そは太平記に

其の後越後守石見勢を相從へて、國中打出たるに攻られては落得じとや思ひけん。石見國中に三十二ヶ所所有ける城兵皆聞落し、今は唯三角入道が籠りたる三隅一ぞ残りける。此の城山嶮く、用心深ければ、縦力攻る事こそ叶はず。共援の兵も近國になし、知行の所領も無ければ、何までかゝらへて城にもたるべき。只四方の峯々に向城を取て、二年三年にて攻落せとて寄出の構密しければ、城中の兵氣たゆみて、憑方なくぞ覺ける。

とありて、天下の大兵を引受たる三隅籠城の苦難も察せらる。然して十月廿五日直冬高師直兄弟

追討院宣を申請して之を受け剩へ望まざるに鎮守府將軍にさへ補せられた。此は一見奇異の感なしとせざるも、當時高氏兄弟の勢力を作ると共に、一方南朝に同情を寄せたものと察せられる。其の心事は同年十一月七日出雲の諏訪部三郎入道に檄したる文書にても見らるゝのである。此の方策は當時三隅城を圍みつゝある師泰に對して頂門の一針たる感がある。之に於て高氏は子義詮を京師に残して警固に當らしめ、師直と共に八千餘騎の兵を率ゐて直冬誅伐のため中國に發向したのである。然るに諸將多く直冬に歸せしのみか、同月廿三日足利直義歸順したので、正平六年正月形勢一變した。之に於て備前より引還して上洛したのである。直義の兵も亦京師に向つたので、高氏は師泰を召還したのである。師泰三隅城を圍む事約百三十日、城地の峻峻に加ふるに城兵の士氣旺盛にして寸効なく、惶遽圍を解いて去つたので、三隅の兵追撃急なる上に所在義兵起り師泰辛ふじて退軍したのである。之より石見の南朝軍亦優勢となつた。其の詳細は太平記に詳なるを以て此には省畧する。

かく天下の大軍を引受けて籠城百三十日に及び、其の獨立を完ふした三隅城も、七代直連に及び勢威稍衰へ他人の指令を受くるに至つた。信世、豊信、興信、興兼等の代を経て兼高に及んだ。兼高の妻は益田藤兼の姉なるにも拘らず、益田家とは不和の間に在りて、天文十七年頃は、藤兼は大内義隆の援を得て三隅の併合を企て、天文十九年興兼は出奔して高野山に逃れ、三隅家の城と領地とは終に益田家の有となつたのである。されば弘治三年毛利軍が陶に黨した益田家を攻めるに當り藤兼は其の居城七尾を去りて要害堅固なる三隅城に據りて防戦し終に毛利軍と和を結ん

だ。かゝる状態の中に兼高は永祿五年三月悲憤の中に歿したのである。

兼高の子に隆繁、國定兄弟あり、其の悲運を歎き、山中幸盛と深く交りて大友義鎮に通じ、又周布晴氏を説き、其の回復を圖りしも、毛利兵の爲めに破られ、元龜元年九月二十六日隆繁、國定戦歿し、本城は陥落するに至つた。爾來永く本城は城地としての地位を失つたのである。

三、築城の部分的研究

前述の如く三隅城は井野村に屬する東方丸ノ内方面を大手とし、西南方三隅町方面を搦手とし、大手搦手を連絡し且つ本城の防備線として數多の外城より成立し、廣大にして然かも堅固なる要塞を完成してあるけれども、此には其の本城を主として研究要目とするのである。

A. 大手方面 三隅城山は一の大なる獨立丘であつて、此の丘山より小分脈を派出するので、數多の峽谷を派生してある。其の獨立丘の東方丘腹方面は大手口であつて、西方丘腹及び此より分派する處の小丘谷は搦手口である。今其の大手口方面を構成する城塞の舊跡は年月の推移と共に多少の荒廢を來してあるも、以て當年の雄姿を考察することが出来る。

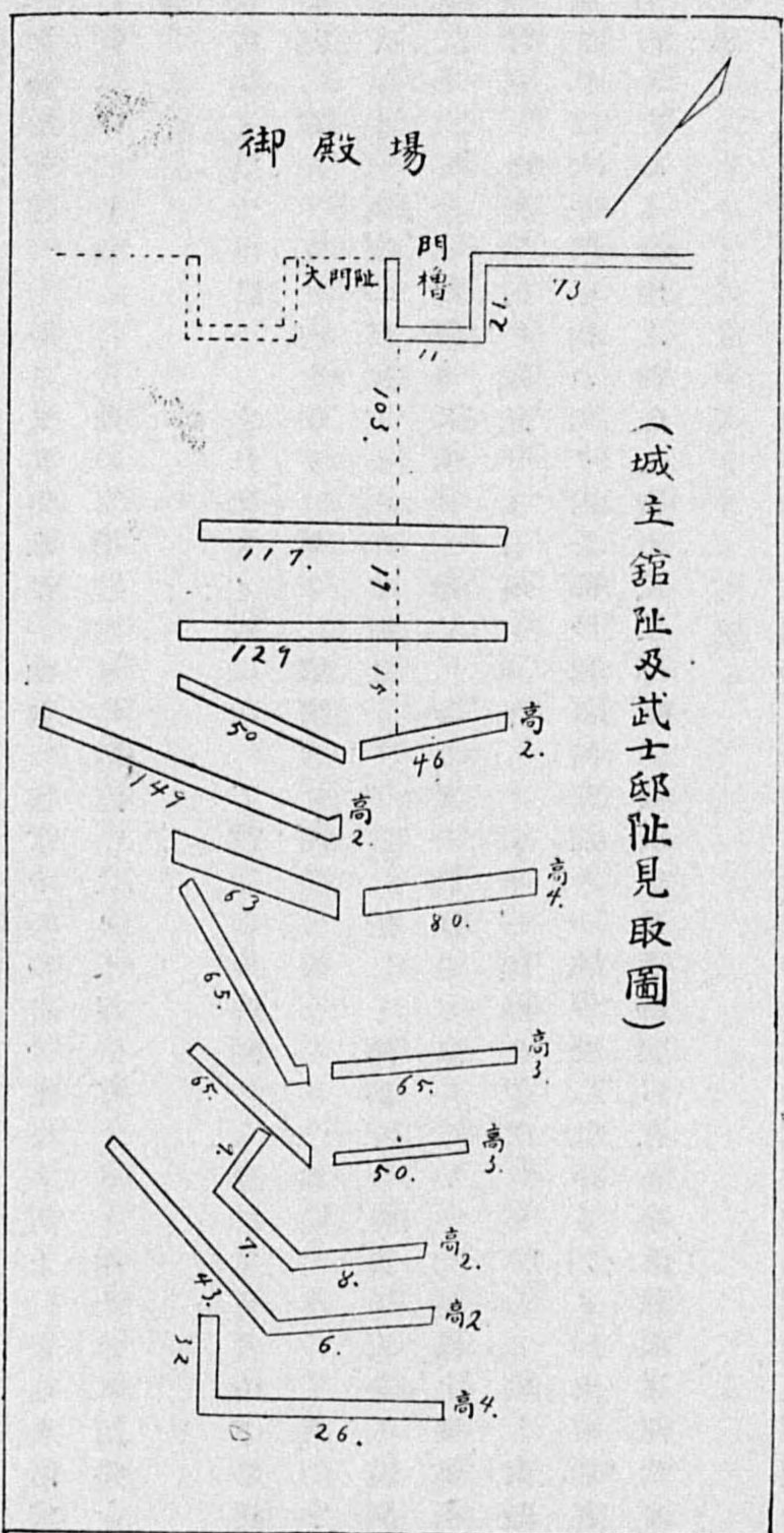
イ. 大手門 門前は當年の道路であつて、兩小丘相迫る峽谷に據りて東方に向つて大手門は設けられ、今も其の字名を大門跡オキノカドと稱するも、其一證である。門口を扼する右方の小丘は山地なる故に、當年の石垣残存し、丘端の防禦線となつた。其の石垣は丘腹に據りて下より上に四階段に築き上げられてある。其の最下段は大手門に接續して丘腹を繞り、現存延長八十九尺餘に及ぶ。第二

段下より數へての石垣は其の延長百尺第三段の石垣は其の右方部の石材は取去られ其れに接續する右方に長三十六尺の石垣を存してある。第四段の石垣は長六十三尺あり、以上の四階段は石垣を以て大手門右方の丘端を護り敵をして城内に侵入出来ない様に作られてある。

大手門左方にも又小丘突出して右方丘と相抱擁する峽谷に大手門が立つてある。然るに左方丘端は本城東丸から大なる傾斜面を作りつゝ、緩徐に迎ひたる突端なるを以て、今は其の突出部丘地には石垣を築き立て、數多の階段的小平地を作り田地と變じたので、當年の状態は餘程變じておるけれども、田地面を作らん爲めの石垣は大手門の左方部を保護せし處の當年の石垣材なる事が察せられる。

○丸ノ内番所軍用井、二ノ木戸 前述の大手門を入り峽谷に造られたる軍道を本城に向つて爪先上りの坂路を進めば、城山及び東部と西部とに亘る丘陵は三方相抱擁して大手門内は一地區を爲してある。之れ則ち丸ノ内と稱せられて本城の内郭である。丸ノ内の中央部を本城に向つて進めば軍道は此に分派して、一は本城に向ひ一は御殿場に向つてある。其の分岐點に番所の趾があつて、今も其の地名を御番所趾と謂つてある。其の番所から本城に通ずる軍道を進めば御用釣井貯水池、殿釣井がある。今は殿釣井の外は多年風雨の爲め土砂流入せしと、天明五年山腹地にりの爲め殆んど埋没して唯凹窪地となり草莽のみ生ひ茂げれるも相當の貯水ありて當年の狀を偲ぶ事が出来る。御殿場と稱する三隅家館趾の背面少しく離れたる丘腹に今も尙ほ清水混々として湧出し、里人は殿清水と傳ふるを見れば本城主の用水ある事は申す迄もない。此の殿清水

の上部東丸に近く稍々大なる軍用貯水池があつた。以上の三軍用井水は城山の天然湧出もあつたであらふが、其の大部分は本城山の東北方約二十町を隔てたる水來山の水源を利用したものである。其の水源池は水來山頂より稍下りたる南部山腹に存して、此處から三隅城に向つて水道



(城主館趾及武士邸趾見取圖)

(單位尺、二重線は石垣を示す、中央の切れ目は石垣を築かざる通路線、御殿場の背面上部には東丸がある)

を通じ其の途中各部の低地には「駒頭」を以て水の流出を防ぎ、更に導きて東丸の下部山腹に導き、此に軍用貯水池に入つておる。當城に取りては此の重要地點なるを以て水來山上には塞があつて、此の水源地を護つておる。又其の水量が如何に豊富であつたかは今も山上に在る水田貳段歩計りを養ふのでも知られる。此の軍用貯水池の附近に二ノ木戸が存するも亦此の軍用井を警護する爲であらふ。

ハ、御殿場と武士邸趾 之れ又丸ノ内に在つて番所の分岐點から分れて東丸山下の緩斜なる丘腹部に在つて、丸ノ内を眼下に見下し「殿清水」を西側に控えたる一地區であつて、其の字名の示す如く城主三隅家の館趾である。此の館趾より下方に接して傾斜せる丘腹の大なる區劃は武士邸趾であつて今は荒蕪地及山林と變じておる。其の耕作地と成らなかつた關係上幾何學的に將又規律正しき段階的に鱗比せる石垣を殘存して當年の雄風を偲ばしめておる。則ち御殿場から下視すれば大手門を初め丸ノ内全部の要塞的設備を一眸の裡に收めることが出来る。要勝の地點を占めておる。今殿之館趾を初め武士邸趾の構成を丘腹斜面に在る平面見取畧圖せば右の如くである。

此の石垣は平面地則ち邸宅を作らん爲のものである。其の排列の不規則の部あるも此は山地の傾斜面の爲である。此の圖より更に下方傾斜面にも尙ほ此れと同一形式の邸宅があつたであらふが、今は石垣を取り去られて之を認むることが出来ぬ。而して石垣と石垣との間隔は御殿場に近くに從ひ其の距離を増加しておるのは地勢にもよることであらふが其の主人館の威嚴を

粧ふ爲めども察せられる。而して又其の通路と認むべき地點は殿館趾の門が殆んど南方に向ひ之と連絡したる通路もあれば畧推定せらるゝのである。最上段の三隅家の館趾は出丸兼用の莊重なる門櫓があつたことは其の右方に殘存の石垣の構造上からも察せられる。然るに天明五年の大洪水の際東丸山下の地層地氾りの爲め地相に變動を來せしといへ、今尙ほ館趾は廣き平地を存したりしを推定することが出来る。

ニ、軍道的場 前述の如く大手口から本城に向ひたる登城軍道は殿様館趾なる御殿場より稍西に偏りたる丘谷であつて、峻坂も比較的緩かに今尙ほ古代軍道の俤を存しておる。蓋し此の地は天明五年地氾りの變動が無かつた爲であらふ。此の大手軍道の上部西南方に突出する丘陵は射的場ヶ峠と稱し山勢甲ノ丸より接續して突出し丘上長さ約四町幅二町許りの平地がある。之を射的場又乘馬場なりと謂ひ傳へておる。丘の中央部を東西に向て堀り切り以て他山との連絡を絶て居る。之れ所謂切り岸である。此の切り岸の縦断面は



の如くであつて、敵をして本城に向つて進攻登攀に困難ならしむる一種の防禦である。然し乘馬場をかく中央部にて切斷するは柄鑿相容れざるものなれば或は當初に於ては接續せる平坦部なりしも防備を完ふする手段として後に此の切り岸を改造せしにや、尙後考を要する。

此より登城軍道を本丸に向つて上れば、殿様館趾を右方に、射的場を左方に見つゝ、二ノ木戸に達

する。今も二ノ木戸なる地名を存するは其の證である。二ノ木戸は東方東丸より通ずる軍道と、東南的場並に兵糧入れ軍道とが西丸下に於て一點に會合する重要交通點であれば、此處にも關門の設があつたらしい。

以上により大手方面丸ノ内には完備せ番所、軍用井、的場を瞰下する殿様館、武士邸が鱗比して一團となり互に有機的關係を以て相頼り相助けたる要害堅固の狀が察せられる。殊に此等設備が城郭内に存在する事は、後の徳川時代の城塞構築と大に趣を異にする點は尤も注目を要するものである。

B. 搦手方面 此の方面は三隅町の區域に屬し、三隅城山は甚だ峻峻を極め容易に近く可らざる急斜面を有して天然の防禦を形成してゐる。其の裾部は緩なる斜面と小平地とを以て此處に背面防禦の築城を爲したる事は左の遺跡の上から明かである。

イ. 殿居 三隅町に接續する東方畑地面積約三町歩許がある。今は土井又は土井原と稱して居る。土井は則ち殿居であつて、武士の居宅と防備とを意味するものである。此の土井原に接して東方丘下には隣近平地より高きこと數尺、長さ約三町に亘る段階的平地があつて、此の地も亦併せて土井原と稱してゐる。之れ當年三隅家臣等が居を構えし記念名であつて、此の土井原の東方丘下を子殿様と稱してゐる。子殿様は蓋し三隅氏の一族が搦手方面警備の大任を託せられたる主將の邸趾たる事を現はすものである。其の一部に大なる老松存せしが明治二十七年大風雨の爲め倒れたのであるが、其の幹の大きき約壹坪を占めて、此の一本の松材にて正樂寺の建築材の大

部分を得た程である。里人は殿様の庭松と謂ひ傳へて、此の邸趾一帶の地を耕作せば祟ありとて往古より全部墓地となつてゐるのも又其の旁證と見るべきであらふ。

ロ. 鍛冶床、砥石場 本城南方峽谷の字を鍛冶床といひ今尚ほ多くの鐵滓が出る。此は製鐵場の通稱タ、ラ^一の跡に非らずして三隅城の武器製作場であつたのである。そは此の地方にては製鐵業を「タ、ラ」と謂ひ鐵工業場を鍛冶床といふ區別的稱呼のあるにても明かである。加之鍛冶床と必然的關係を持つ砥石場が近く西方峽谷に存するも互證的存在を語るものである。則ち製作せられたる武器は之を砥石場に持ち來り之を磨勵して銳利なる實用武器としたのである。此等の武器工場を安全なる城内に設置せしは本縣内に在りては出雲の富田城と本城とのみである。故に本城が其の規模の大なると共に完備せる城塞であつた事が知られる。

因にいふ前記鍛冶床の西方丘腹には、後村上天皇の皇孫石見宮の御駐留ありし字王子ヶ迫がある。此の迫の東部に宮趾を存すれども、此は築城と關係薄きを以て此に省畧する。

ハ. 背面防備の支城 前述の如く三隅城に對する敵の攻撃は搦手方面より受けた事が多い。此は大手口は其の天然の地形上敵の侵入に對して防禦力を集中する事が出来るので、敵としては尤も不利な立場にあるので搦手口から敵の攻撃を受ける事が多かつたのも自然の理である。従て此の方面の防禦工事は又用意周到を盡くしてゐる。恐らくは本城築造後敵襲を受けたる經驗により稍々後に支城を整備したのではないかと推定せらるゝのである。陣ヶ尾、城ヶ迫、高丸、三本松、今城、小丸尾等は搦手口の咽喉を扼するものなれば、何れも皆支城を設けて之を警護してお

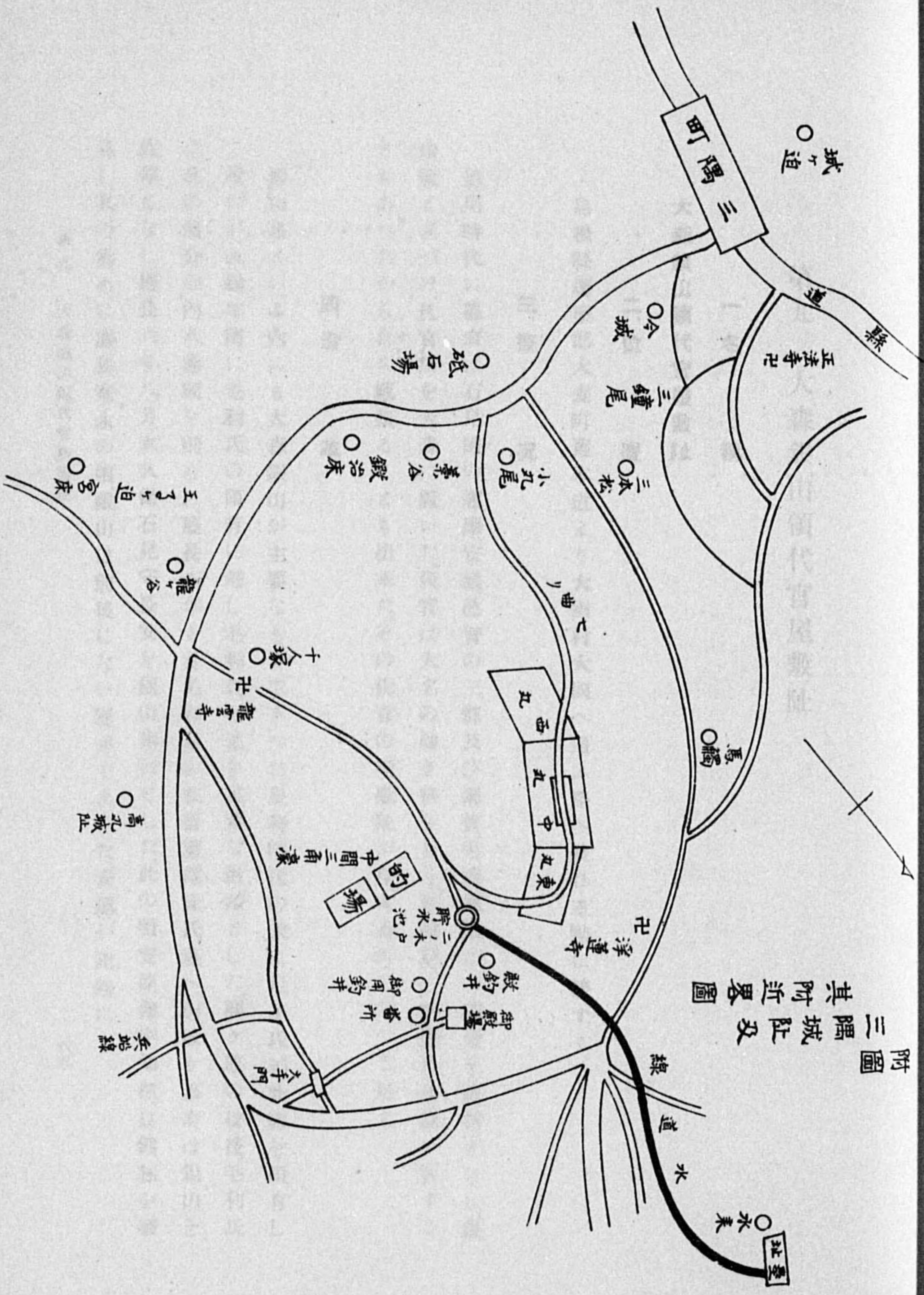
る。又今城と三本松城との間には切岸を作り、且三本松城側には飛驒の設備をなし非常を急報せしむる設備があつて、此處には馬觸の地名を存してあるも其の一證である。

C. 甲丸、東丸、西丸 此の城山の本丸部は前記の如く海拔三六二米突であつて、山容峻峻容易に登るを得ない。其の頂上を削平した甲丸となし、甲丸の東方山上を削平したるものは東丸であつて、大手口一帯を蹴下する形勝の地歩を占め、其の平面部約五畝歩許りである。其の西方を削平したるものは西丸であつて、眼下に搦手方面一帯を監視する事が出来る。其の面積東丸と稍同じ位である。此の東西兩丸の間に位して更に高さ中央山頂は則ち甲丸であつて三階段の地勢から成つて居る。其の中央最高部は甲丸一ノ平にして面積約壹畝歩、此の一ノ平を中央として稍低く楕圓形に延長せるものは二ノ平にして、一ノ平と共に其の延長約四十間幅之に適ふ。此の二ノ平を包容して更に下段に於て削平せるものは則ち甲丸三ノ平にして以上三ヶの平の總延長約七十七間に及んで居る。當年の山城としては其の規模の大なる事が知られる。甲丸を構成する一ノ平、二ノ平、三ノ平の周圍は全部石壘を以て之を圍み、其の石の大なるもの九尺角三方に及んで居る。而して石壘下邊には幅五尺許りの軍道を設け以て二ノ木戸及的場ヶ峠の外廓に接して居る。此の軍道下方の山腹には一面に矢竹の發生を見る。之れ實に兵器として缺く可らざる鐵用の竹林である。又的場の背面には本城に兵糧を運べる兵站線の道路がある。

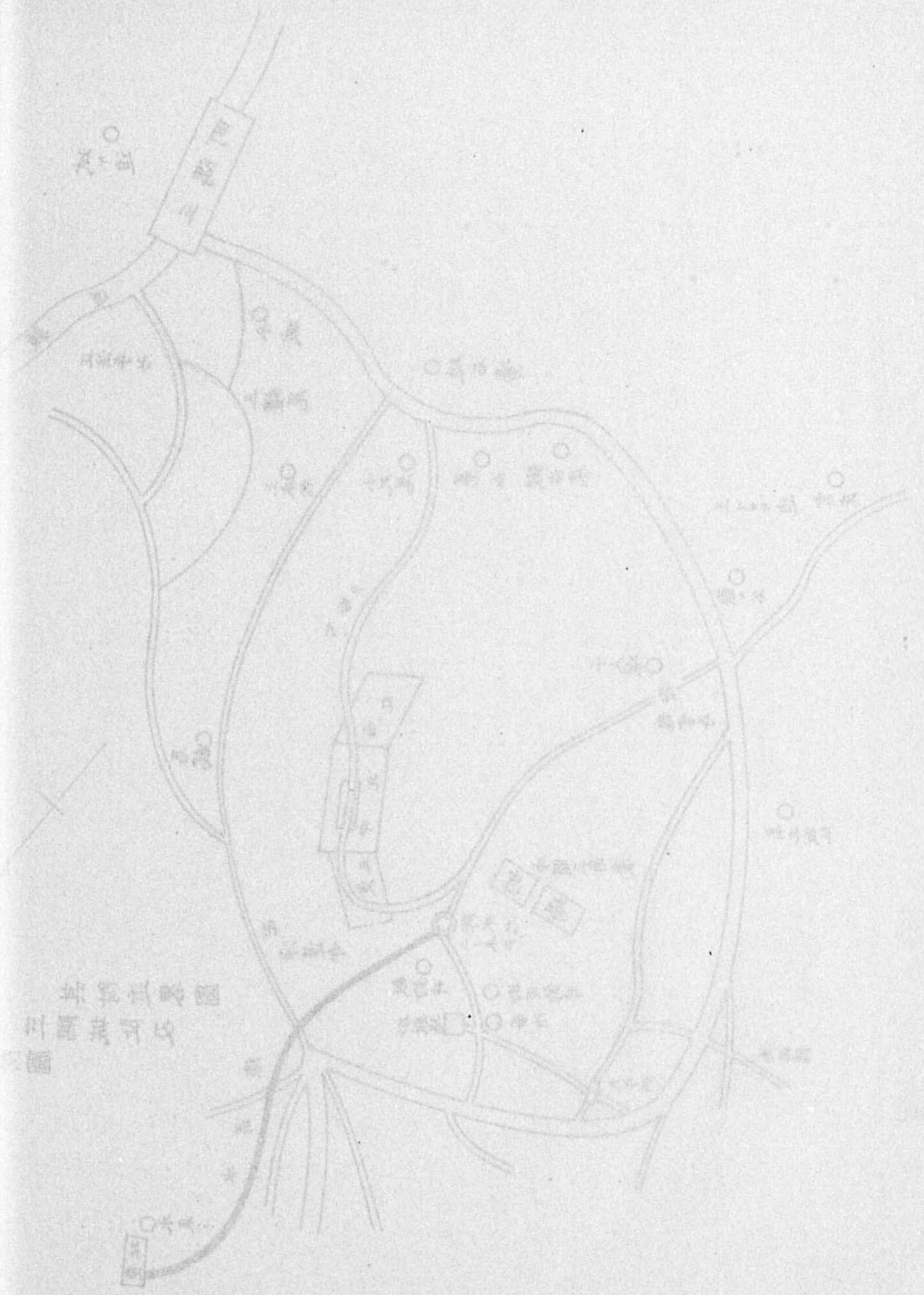
四、築城の特色と保存の必要

以上記述せる如く本城は南北朝期より戰國時代に及ぶ期間に於ける山城としては、其の規模の宏大なる點と其の外輪線に八個の支城を設けて一大輪形式城塞を作り互に相連絡し、其の中心部に三隅本城を築きて大なる複廓式山城を構築せる點は特色ある築城法と謂はねばなるまい。然かも此等本支城が天然の險要に恵まれたる地勢を利用する事が出来たのは、築城者に取りて大なる利便を與へられたるものである。次に其の領主及び武士の居宅が本丸ノ内に存する事も注意すべき形相である。殊に其の外輪支城が遠心的に全領内に散布して其の防禦線となり、全領地が尤も緊密に將又有機的に一大城塞化せられたる點は我築城史蹟上尤も價值ある築城法と見る可きものであらふ。

此の大城塞が示す當代文化は文献以外に當代社會の形相を尤も雄辯に物語る史的記念物である。殊に三隅兼連公を中心とする一族男女が南風競はず孤立無援の悲境に在りても尙毅然として回天の偉業を翼賛すること實に三十三年就中正平七年男山の夜戰に於て兼知及胡縁局以下が石見宮と共に節に殉せし如きは此の城をして一層の光彩を放たしむるものがある。然るに年變り星移り春風秋雨此に六百年此の光輝ある史蹟も天變地異の爲め、或は世の進運に伴ふ世變の爲め破壊の厄に遇ふなきを保せず、之れ今日に於て國家の力を以て保護を加へ、以て學術研究の資たらしめ、將又國家風教上の範疇を後世に残すは尤も緊要の事と考ふる次第である。



附圖
三隅城址及其附近畧圖



第九 大森銀山領代官屋敷趾

一、名 稱

大森銀山領代官屋敷趾

二、位 置

島根縣邇摩郡大森町舊本道より大國村大國へ通ふ路へ岐れる點に接する。

三、概 況

徳川時代に幕府は石見國の邇摩、安濃、邑智の三郡及び那賀、美濃、鹿足の一部分を直轄となし、銀山領と名づけ、代官所を大森に置いた。代官は大名の如き格をもち、又困窮の小藩に金錢を貸すこともあつたから自ら威張ることも出来た。その代官の屋敷趾が今、大森町に残つて居る。

四、沿 革

銀山領といふ内にも大森銀山が主要なものであつた。足利時代の末に尼子氏が此處を領有して居たが、永祿年間に毛利氏の領有に歸し、毛利氏は之を重要な財源とした。關ヶ原の役後、毛利氏は其の領分の内八箇國を削られ、慶長五年十月毛利家の在番繁澤元氏、萩へ引取り、幕府は銀山を直轄となし、慶長六年八月、大久保石見守長安を銀山奉行とした。此の頃、安原備中知種、良鑛脈を發見し、其の爲めに慶長寛永の頃、銀山は前後にない隆盛であつた。安原が記録に

自分の召使のもの千餘人、國々のもの群集すること二十万人餘にて、谷々に銀鏈充滿す
とある。銀山舊記にも

一日米穀を費すこと千五百石、車馬の往來晝夜をいはず、家は家の上に建て、軒は軒の下に連
りぬれば、銀山近き津々浦々は四方の大船競ひ繋ぎ云々

とあり、一年の産銀凡そ三千六百貫であつた。其の後追々衰へ、寶永の頃には一年の産額約三百貫
となり、天保年間には五十貫に足らぬことになつた。産銀がかく少くなれば、役所の規模も自ら縮
小したらうと思はれる。但し代官所支配下の村の石高は大きい變は無かつた。文政二年七月の大
森支配村高帳に(石の單位下を畧す)

總高四万八千八百二十八石

内

一万三千九百二十六石	安濃郡	三十ヶ村
一万六千八百八十九石	邇摩郡	四十六ヶ村
一万四千六百四石	邑智郡	五十五ヶ村
三千七百七十一石	那賀郡	十四ヶ村
七百六十二石	美濃郡	二ヶ村
百七十四石	鹿足郡	六ヶ村

此の外大森代官の當分預りといふものもあつた。

銀の産出が最盛時の十分一になつた享保二十年に大森の家數一万九千四百五十五軒、人數八万
五千八百五十三人であつたが、文化十三年三月の調べに家數四百六十一軒、人數千六百五十七人。
文政二年七月の調べに家數三百三十軒、人數千四百四十人程とある。慶應二年長州征伐の時幕府方
の軍敗退し、長州の軍が進み來つたとき、大森代官は逃れ去り、銀山領は終つた。

當時の混雜に乘じ、鳥井村より起つた一揆が擴がり、諸方の豪家や役所を破壊したが、大森の町
に於いては富豪熊谷家が豫て人望があつたので、土地の人が一揆に亂暴させなかつた。随つて代
官屋敷なども難を免れた。

五、代官所の組織

代官の下に元締モトヅメがあつて事務を處理し、代官所は銀山方役所と地方役所とに分たれ、銀山方役
所には組頭四人あつて、其の下に山方掛九人、同助掛六人、留役所五所、極印所掛四人あつた。地方役
所には年寄若年寄、庄屋、山組頭、定使、町組頭、山附等があつた。地方は六組に分ち、佐摩組十八ヶ村、久
利組廿七ヶ村、大家組廿九ヶ村、九日市組三十二ヶ村、波積組三十五ヶ村、大田組十五ヶ村であつた。
代官は古くは奉行といつたが、後には代官と呼ばれた。享保二十年の調べに大森侍屋敷四十ヶ
所、町人屋敷八十ヶ所とある。文化十三年三月の調べに御陣屋敷地千三十六坪、御銀藏敷地二百六
十五坪とある。

六、著名な代官

大久保石見守長安が慶長の頃奉行であつた時は銀山の最も盛んな時であつて長安は豪奢な生活をなした。

大久保に次いで竹村丹後守道清が奉行となつた。此の人は楠正成より六代の後裔といはれ、清廉勤勉であつてよく人民の福利をはかつた。今年昭和十年其の墓所大森町勝海寺に於いて三年祭を舉行した。

井戸平左衛門正朋は享保十六年大森代官となる。人が芋代官といつて其の徳を慕ひ、石見の海岸の諸處にある泰雲院殿義岳良忠居士の碑や井明府とした碑は正朋記念の碑である。

七、現在の情況

文化の頃大森町に大火があつて代官所も焼けたから、今残つて居る門も其の火災後に建てたものであるといふ。もとの役所の母屋は明治維新後に取毀つて他の建物に替へられたから全く昔の形は無い。昔からあるものは長屋門ばかりである。門は單層の「長屋門」門柱の前面の幅一尺二寸、側面の幅七寸、柱の礎石の前面の幅一尺五寸、其の側面の幅一尺一寸、門柱の引込みは四尺八寸、大扉は左右へ開く、各扉の幅三尺七寸、高八尺八寸、樟板であつて、鐵の釘隠しは五列にてすべて二十五ある。

門へ向つて左手の側に潜り門があり之に接して門番の詰所であつた所の長屋がある。もとは覗窓があつたが今は無い。門の右手の側は昔から塞いであつたらしい。

門へ向つて右手の側の長屋は幅二間、長七間、昔から土間であつた。其に續いて堀の長八間ある。左側の長屋は幅二間、長六間、其の内門番の詰所は六疊ばかりであつたといふ。其の長屋に續いて堀の長四間半ある。

もとは門を入つて本建物の内、右手の方(即ち東北の分)に地方役所があり、左手の方に銀山方役所があり、銀山方役所の後方に代官の居宅があつた。元締の居宅は役所の下に續いてあつたが後に郡長の官舎に用ゐる。終には私人へ拂下げとなつた。

八、保存の要否及び條件

大森銀山は其の盛時に於いては佐渡の金山と同様に徳川幕府の財政上の大切な財源であつた。又、役所は曾て大久保石見守や芋代官の居た所であつた。且つ此の種類の長屋門は追々世間に無くなるから史蹟としての外に、亦建造物として保存を要すると思考する。

保存の目的物は長屋門及びそれに連る堀である。現在の敷地及び後方の山林の一部は保存を要するも、母屋に當る建物等は保存の目的外であるから、長屋門との調和を甚しく失ふことない限りは模様替あることがあつても差支あるまい。

〔附〕代官所正門及附屬門長屋土堀説明(大森町役場調)

1. 門造瓦葺平屋建桁行十六尺八寸六坪九合

梁行十三尺八寸

屋根勾配 五寸五分 軒出(眞より) 參尺

瓦	破風板	タ	東	棟	中	軒	榎	廻	天	天	門	下	平	下	脇	門
座	タ	ル	木	桁	桁	桁	梁	椽	上	上	天上	桁	桁	梁	柱	大柱
一	六	二	四	四	四	四	五	三	六	二	五	六	一	八	八	七
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	尺	寸	寸	寸
分	分	角	角	角	角	角	角	角	角	角	角	角	角	角	角	角
長	長	長	同	同	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
十一	十一	十一			二	十三	十三	十三	十六	十六	十三	十三	十六	十三	十	八
尺	尺	尺			十	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
二	二	二				八	八	八	八	八	八	八	八	八	九	六
寸	寸	寸				寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
分	分	分				分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
四	四	參	貳	貳	貳	貳	貳	六	五	參	參	壹	貳	六	貳	
本	本	拾	本	本	本	本	本	坪	本	本	本	本	本	本	本	
四	四	六	壹	貳	貳	貳	貳	六	五	參	參	壹	貳	六	貳	
本	本	本	本	本	本	本	本	坪	本	本	本	本	本	本	本	

2. 門戸扉一切樺造鐵金具附大戸 貳枚
 同 一寸五分 長十尺 四本

外に潜戸 壹枚
 樺材を除く全部松材たること

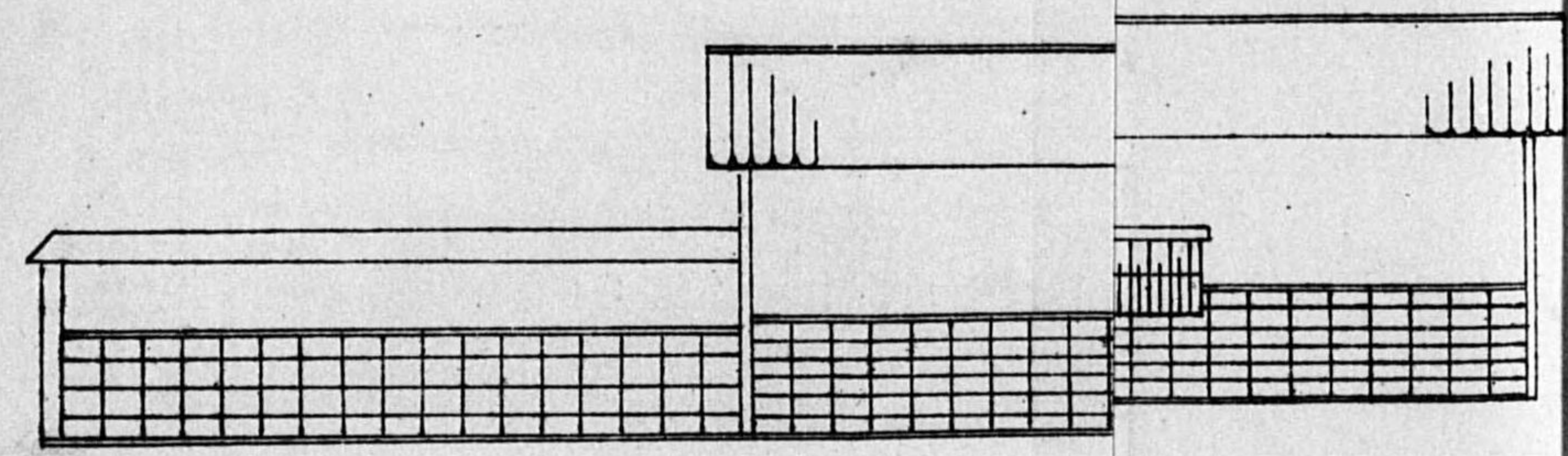
3. 添附建瓦葺門長屋造
 左門長屋 二二間
 門番詰所 二二間
 大工詰所 二二間
 物置 二二間半

以上
 松柱四寸角桁下九尺五寸 貳拾四本
 入口間草木 四六寸角 長六尺 參本
 右門長屋
 脚夫詰所 四二間
 假獄舍 四二間
 以上
 松四寸角桁下九尺五寸 拾八本

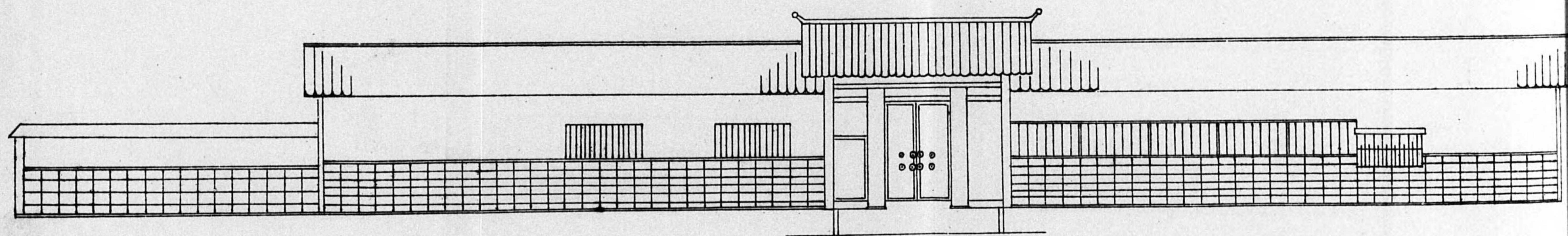
第九 大森銀山領代官屋敷附

入口間草木 四六寸角長六尺貳本

4. 瓦葺土塀 長四間
白壁腰板附

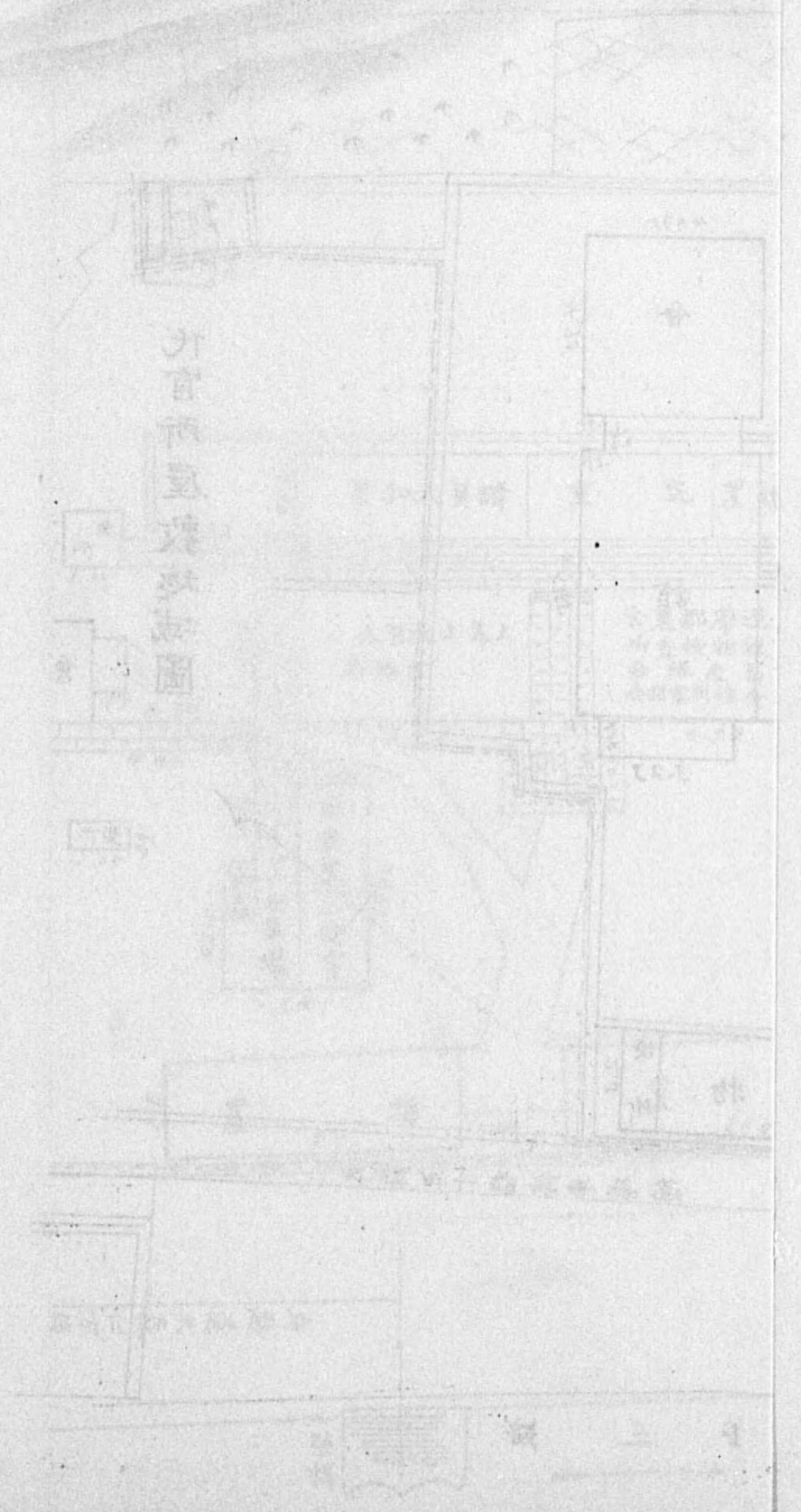
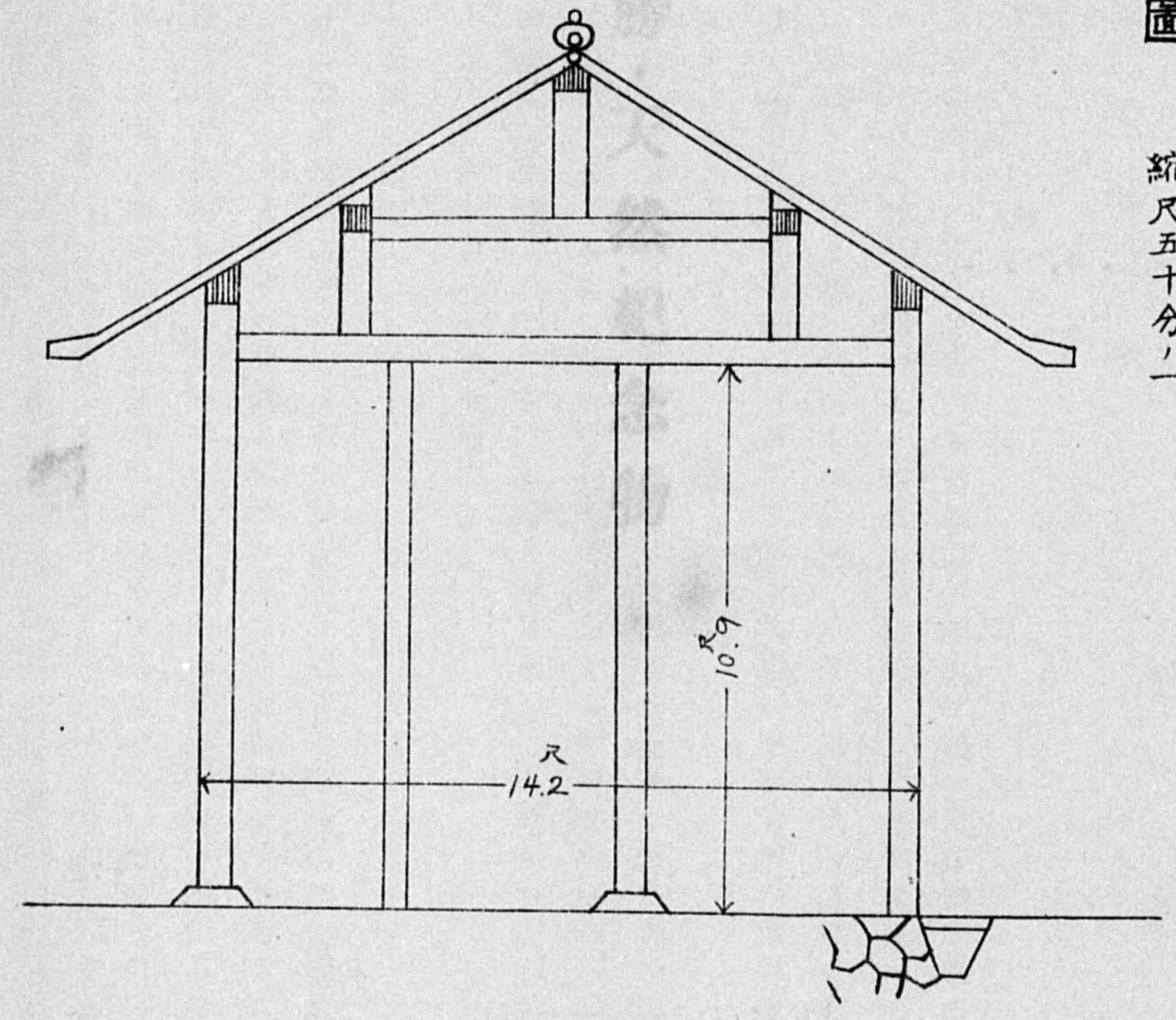


代官所門正面圖



代官所門断面圖

縮尺五十分之一



第一 玉峯の瀧

一、位 置

玉峯瀧は仁多郡亀嵩村の東方に聳ゆる玉峯山の西腹に懸つた四個の瀑布の總稱で大字亀嵩町の東南東約十三町乃至廿町の所にある。玉峯山は高距八百二十米で頂上は南北の二峯に分れ其の中間にある溪谷を谷奥と稱し略西北西に向つて降り其の溪流は亀嵩町に於て斐伊川の一支流亀嵩川に注ぐ。此の溪谷中高距約四百二十米の地點に於て河床の傾斜直立して溪流は爲に飛瀑を成して之を雄瀧と稱する。

玉峯山の北西側に又他の溪谷が在つて西方から漸次西南西に向ひ其の溪流は遂に高距約四百米の地點即ち雄瀧の稍下方にて前記の谷奥に會合する。此の流路の内三個の瀑布が在つて下方から下の雌瀧、雌瀧及糸瀧と云つて前二者は高距四百五十米乃至四百六十米の所に在つて糸瀧は更に其の上方で高距五百八十米附近にある。

二、雄瀧の現況

谷奥川の河床は高距四百二十米の地點に於て急に直立して落差四十三尺の懸崖をなし溪流爲に飛瀑となつて落下する。之即ち雄瀧と稱する。兩岸は絶壁から成り右岸は瀧壺の面より約五十五尺左岸は數百尺の斷崖をなして登攀されない。此の部分の谷の縦斷面は略V字形を成し其の頂點に瀑布がある。斯く兩岸の岩壁銳角に交はる所瀑布を成し瀧の上流の溪流は岩石の節理

面に沿ふて流れ横断面は鋭いV字形をなせば瀑布の上部に於ける水流は僅に一尺に足らずして瀧壺附近にて漸く二尺乃至三尺を有するに過ぎない。水量豊富でないが簪々の音を立てて真直に落下し途中略中央に突出した岩塊に衝突して白色の飛沫を飛散する状は壯觀である。瀧壺は二段から成り下段は深さ六七尺以上の淵をなしてゐたが近時上流の樹木を伐採した爲め砂を流し現時は砂を以て埋められて水を湛ふ。瀧壺は不規則な三角形をなし前面の幅と奥行とは約四十尺である。上段の瀧壺は奥行八尺間口四尺の削磨された岩面で下段との落差約三尺である。雄瀧は兩岸の岩壁削立し且つ左岸は厚い板状の節理を有して數枚の岩板を縦に重ねた状態で頗る奇觀である。且つ兩岩壁の上には枝振り面白い潤葉樹が密生し岩面には苔蒸し一層の景趣を添へる。唯瀧の上流地域民有地に屬して伐木した爲め瀧口が明く見ゆるは風致を損じたが之は樹木の繁茂と共に自然に除かるゝことである。

三、下の雌瀧

玉峯山の北西に出た溪谷に懸る最下のもので海拔約四百五十米の地點に在る。兩岸の岩壁直立約四丈鋭角を以てV字に交はりて高さ一丈二尺の小瀑布をなす。瀧壺は二段をなし下段は略圓形で徑五間位である。上段は間口一間奥行五間前面に巨岩が在つて深さ三尺の水を湛ふ。斯く上下二段の瀧壺の存在は能く瀧の後退した跡を留める。若し上段瀧壺の前面にある巨岩を除去すると瀧の高さは尙四、五尺を増すこととなる。樹木は周圍に能く繁茂して日光を洩らさない。

四、雌瀧

前者の上流約十米の所にある。岩壁の高さ八丈餘で瀧の高さ三丈五尺程で瀧の上流をなす。溪流は岩石の裂罅に沿ふて流れ自らV字形をなし瀧口には三個の巨岩落下して瀧の上端を見ることが出来ない。途中に突起した岩石の爲めに瀧は三段をなす。瀧壺は幅六尺から三尺の間で奥行三丈餘砂を以て埋められて深さを知り得ない。此の溪谷の兩側にも樹木能く繁茂して日光を遮り冷氣迫つて盛夏の候も忘るゝ程である。

五、糸瀧

最上部にあるもので高距約五百八十米の地點にある。岩壁の露出約十丈餘、稍傾斜し其の裂罅に沿ふて一條の細流泡沫を立てて滑り下ること約三丈で糸瀧の名ある所以である。之から下方二丈の間は數段となつて急湍をなすのである。

六、地質及成因

玉峯山塊一帯は粗粒の黒雲母花崗岩から構成され屢々種々の方向に節理發達し溪谷の方向等も亦此等主要な節理の方向に支配せられる。而して河床をなす岩磐の節理の方向垂直又は之に近い時溪流自ら瀑布をなして流るゝこと當地方の通則である。雄瀧は略々垂直に立てる北七十度西と北二十度西との主要な節理面に沿ふて岩塊崩壊して四丈に餘る懸崖を作り二面の交はる所が即ち瀑布をなす所である。而して瀧の上流の流路も節理面である。又下の雌瀧及雄瀧も略々同様で主要な三組の節理の一角が直立し岩塊崩壊して河床懸崖をなして溪流爲めに瀑布を

なす。糸瀧は略直立の節理面に沿ふて岩盤崩壊し其岩面上にある他の節理面に沿ふて一條の溪流線状をなして滑り下る。即ち總て花崗岩の直立した節理に瀑布を成すことは皆規を同じくする。

七、保勝の必要

玉峯瀧は何れも落差水量共に瀧として雄大とは云ひ難いが斐伊川は地學的には既に老衰の域に達し沿岸農耕地に好適な廣大な沖積地を建設して産業上重要な結果を齎らした他方には其の浸蝕作用は漸次河床をして規準面に近づかせ本支流の主要な部分は略平等に削磨されて峽谷瀑布急湍深淵等の奇勝を残す所殆どなく僅に鬼ノ舌震龍頭瀧の如き其の支流の一部に發達せるに過ぎない。されば斯る状態の流域で尙又當地の如き地質竝に其の構造簡單なる地域に於て水量豊富で落差大なる瀑布を生じ得ないのは必然の結果である。斯る四圍の状態から見ると玉峯瀧の如く山頂附近にて且つ流域狭い地點に於て上述の如き瀑布を形成するのは寧ろ珍とすべきことで全く岩石に特有の節理が發達した爲めで又地方の奇勝たるを失はない。加之瀑布の四周は樹木繁茂し盛夏の候暑を避けて心身の疲勞を醫するには好適地と云ふべく宜しく適當の保護を講すべきである。

八、保護の區域と方法

瀧壺を埋没する砂礫岩塊流水等を除去し通路を廣め尙岩壁四周の樹木の伐採を禁じ上流域の森林を保護して水源の涵養を計るべきである。

第二 龍頭瀧

一、位置及交通

龍頭瀧は飯石郡松笠村にあつて、之れが水源は鳥谷ヶ丸山(六八七・二米)で東流し、次で東南から迂回して、此の地に於て瀑布を爲すのである。そして下流は三刀屋川に會するから、地理的には雲見瀧と類似のものであるけれども、後項に於て記載する通り、地質を異にし成因にも多大の相違があるから、全く別種のものといふべきである。

交通上のことは、雲見瀧の時と同様に、先づ三刀屋町に着し、自動車によつて鍋山、多根の兩村を過ぎり、松笠村の字中組に於て徒歩に移り、これより猶三キロ許で現地域に達する。

二、地質の概畧及瀑布の大觀

龍頭瀧附近は一般に輝石安山岩と、之れが凝灰岩とから成り、瀑布の懸る崖は、斷層によつて迂り落ちた部に相當し、その一部分には鏡肌なる遺跡をも見られる。瀑布の上方には、一の小部落があり、曾て大に樹木を伐採した爲め、幾分か明きに過ぎる感もあるも、數年の後には之れを見直すに達するかと思はれる。水源は前記の外猶小支流があるから、水量の點は雲見瀧の比ではない。瀑布の高さは約四〇メートルで、絶壁の下方には板狀節理が發達し、岩石は幾分か軟質で且他の節理も多いから、分解して粘土化し、加之常に瀑布に影響を受けて横に平く洞窟を形成する。依て遊覽

者は此處まで歩を運び瀑布の背面から鑑賞するも一興である。そしてその落下の方向が正しく東へのものであるから、午前中に於て見るのが朝の日光との關係で特に壯觀である。

瀑布の規模は比較的大なるも、學術上の意義が少きやに感ぜられる。依て瀑布の周圍殊に溪の兩側に位する山岳美を、地域内に取り入れて、瀑布そのもの、眞價を補ひ、名勝地として保護するが妥當と考へる。

之れが地域は、瀑布の上方約一〇〇メートルの線を界とし、左右は兩側の山續きを加へ、猶各山頂を越えて、背面に約一〇〇メートル下つた所までとし、溪の下方へは瀧山橋の線に止め度いと考へる。勿論中間に於ける水田の部を除外すべきであるから、大体凹字を倒立した形の地域となるのである。そして之れが地域は私有地であるけれども、知名の地主であるから、保存上の承諾を得るは殆ど確實と村當局の談であつたことを附記する。

三、保存上の注意

樹木の伐採や、岩石の採掘を禁止し、溪間を綺麗にすることに注意するの外、將來地域内に施設する場合には、周圍に對して調和を損せざるやう特に關心することが、絶対必要事である。

第三 珊瑚石灰岩

一、所在地

美濃郡吉田町大字多田字瀧根にして益田驛に下車し益田町に達する國道中途より益田川の小支流に沿ひ國道より右折して村道を行くこと約半里にして瀧根と稱する小部落に達すべし。多田神社横より小徑に入り馬蹄形に開きたる小谷を入ること約二丁、人家裏に昔日より俗に「鬼の骨」と稱する化石の産する所あり、之れ即ち珊瑚石灰岩の産地にして二個所に露出部あり。

二、地目、地番及地主

- 一は吉田町大字多田字瀧根、山林三三〇番、地主城市政彌露出部面積約二畝歩
- 一は同所畑三三五番、地主宅野富五郎、露出部面積約一畝歩

三、發見の由來

縣立濱田中學校講師園山市太郎氏が昭和二年高津川斷層線及び附近の地質岩石調査の際に發見せられしものにして昭和三年四月調査事項を整理して「石見西部第三紀層中の珊瑚石灰岩」と題する論文を刊行して世に公開せられたるものなり。

四、珊瑚石灰岩の現状

馬蹄形の小溪谷の兩側に第三紀の上部をなす砂岩頁岩の累層約十度に傾斜して絶壁をなす、察するに斷層により此の馬蹄形の溪谷を生じたものならん、谷の右側(東南部の荒廢地)もと畑地(現在は山林)の砂岩層の崖下に約二畝歩餘の荒地を上層の粘土五、六寸掘り下ぐれば珊瑚類の化石累々として現はる、明らかに珊瑚石灰岩なるを知る、同所より約二〇〇米を隔てたる谷の反對側即ち西北部の崖下畑地にも約一畝歩許りの露頭あり、昔日より同地方にては俗に此の化石を「鬼の骨」と稱せりと云ふ。

岡山氏の觀測によれば地下約七米乃至一〇米に達すべしと尙二個所の露出點は中間溪谷狀の地下に於て連結すと云へり。

同地に産する珊瑚の化石の種類は「ピツガライン」(Oculina sp.)最も多く次に「デンドロヒリア」(Dendrophia sp.)の二種の化石は多數採集するを得たり、岡山氏の研究によれば尙ほ他に三種(Bryozoa sp.) (Madrupora sp.) (Serpula sp.)ありとのことなれど小職の調査せし時は恰も豪雨降り續きたる爲め十分なる調査を爲し得ざりしを遺憾とす。

五、珊瑚石灰岩の成因

元來現世に於ける珊瑚礁、珊瑚島は熱帶又は亞熱帶の水溫二十度以上、深さ四〇米以下の淺海底に六放線珊瑚類中の「ミドリイシ」屬の珊瑚蟲類が盛んに繁殖し、其の分泌する石灰質骨格が海底に永續的に堆積して珊瑚質岩礁を形成するものなり、此の吉田町の珊瑚石灰岩も同様なる成

因により形成せられしものなり。

吉田町の珊瑚石灰岩の成因につきては岡山氏の説に曰く、

「第三紀末葉に於ける水陸共に地殼の變動最も盛んなりし鮮新世の末葉に近き頃中國の西部、殊に石見地方に於ては甚しき地殼の變動あり、高津川の線に於ける斷層は之れが最たるものにして吉田町及豊田村にありても之れに平行若くは直交の方向に小斷層多く、之れによりて陷落地帯を爲したり、當時盛んなる暖流によりて沿岸を洗はれ、然かも風波を避くるに適すべき地の利を得たるにより沿岸の淺海に於ては珊瑚類の發生を促し、遂に現時の熱帶又は亞熱帶に於けるが如く枝狀珊瑚の盛んに發生するあり、之れに隨伴して諸種の下等生物が附着し沿岸及淺海底の光景は宛然熱帶亞熱帶の光景を呈したるものなるべし。

然るに當時は地殼變動の盛んなりし時代なりしを以て時に大地震或は大海嘯に伴ふ作用によりて之れ等生物の死殻乃至生體の儘隨所に掻き寄せられて堆積したるものならん」と。

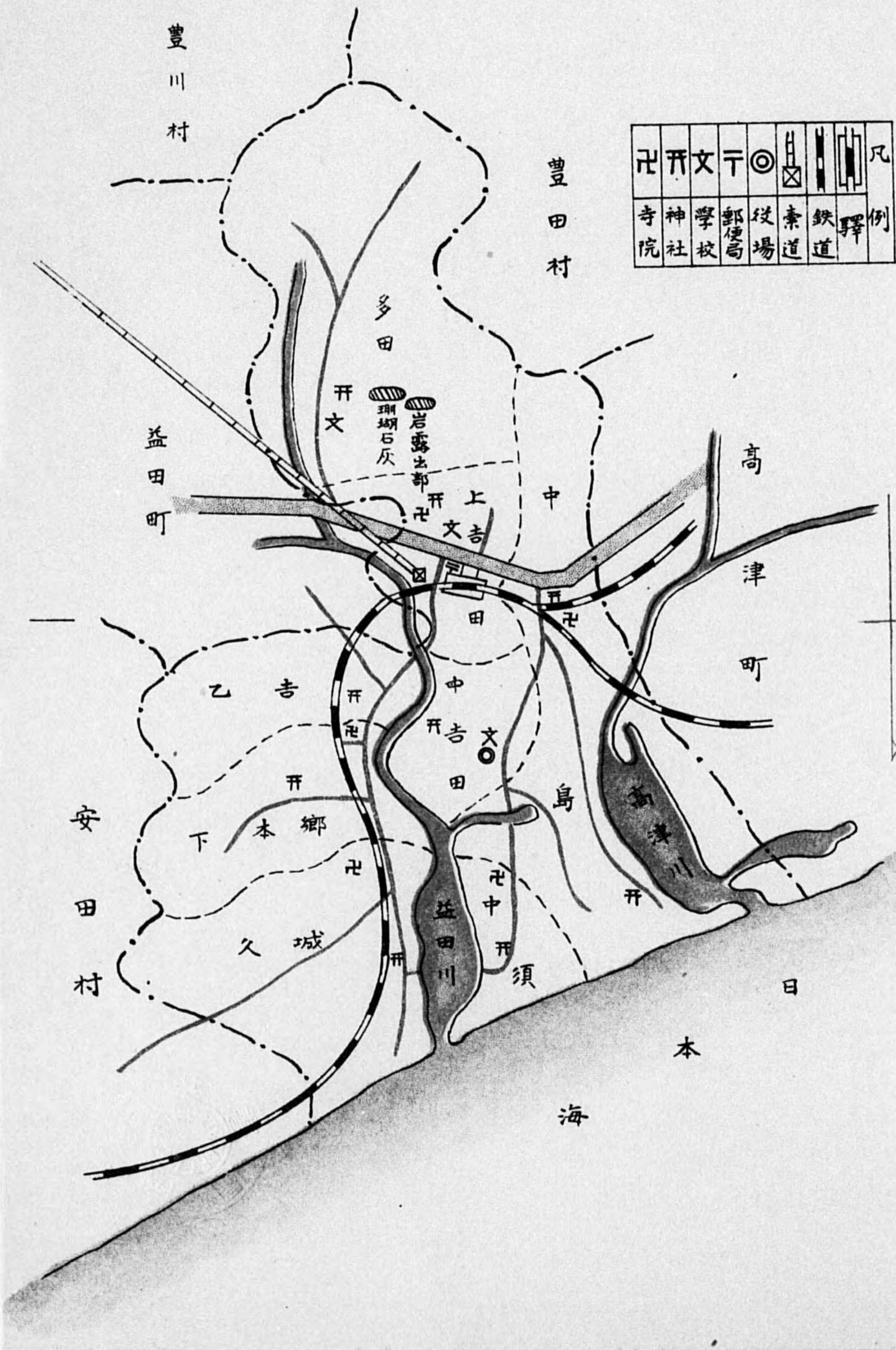
六、保存の理由

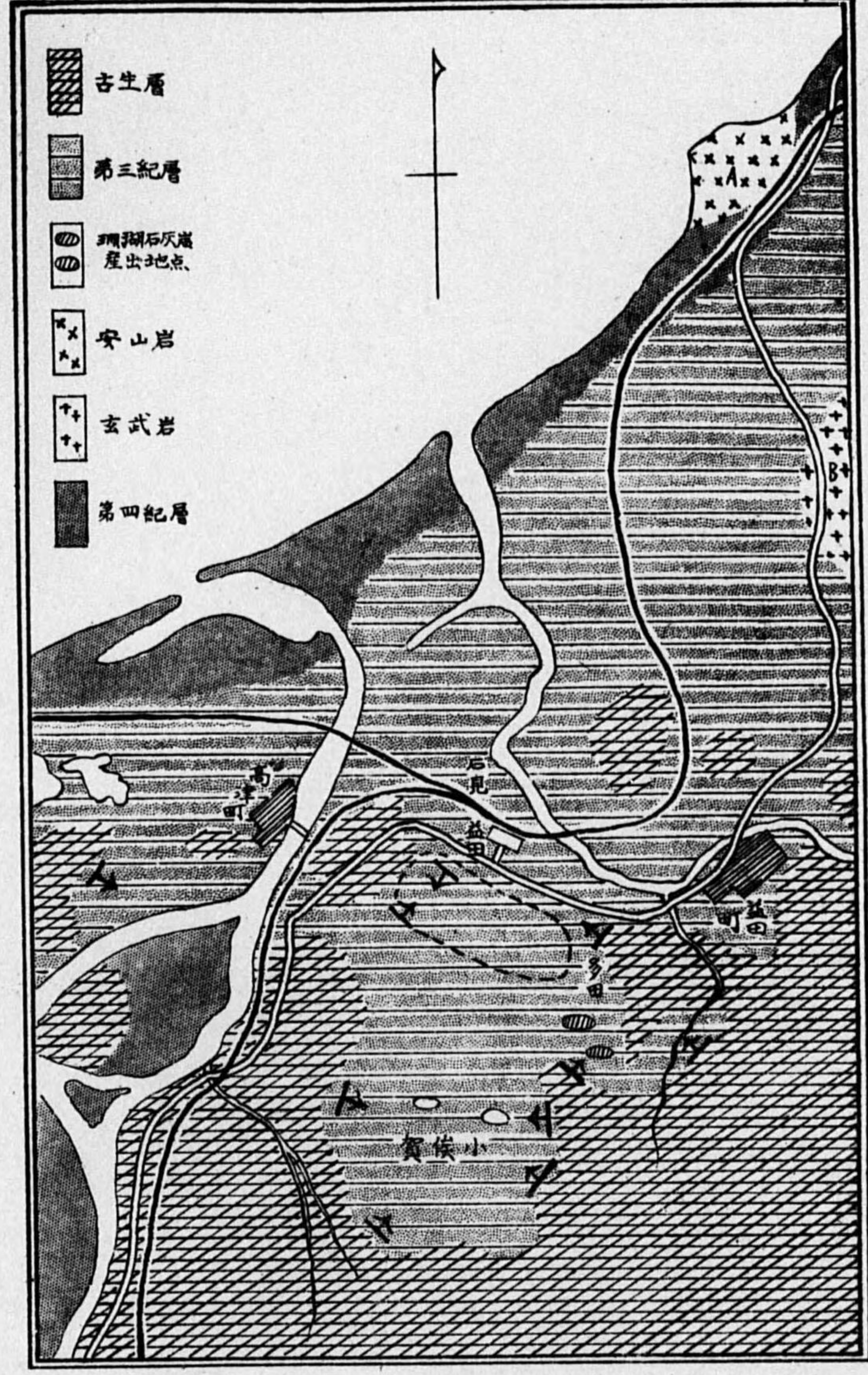
本邦に於て從來珊瑚化石として記載せられたるものは美濃赤坂の石灰岩を初とし、其他陸前、越後及び長門等の下部石炭紀、陸前北上山地の二疊紀の化石あり、中生代に於ては土佐の鳥の巢山、高知市附近及磐城相馬地方等にありと、近生代に至りては臺灣琉球等の熱帶及亞熱帶に多し、中國地方に於ては單に少量の化石として産することはあれど珊瑚石灰岩と名づくべきもの

あるを開かず、故に吉田町多田の珊瑚石灰岩は地質學上層位等より見て意義深きものと信ず。現に昭和二年夏には東大脇水博士は實地に就き親しく視察せられたりと聞く。斯く學術的價值多きものなるが故、保存の必要あることを認むるものなり。

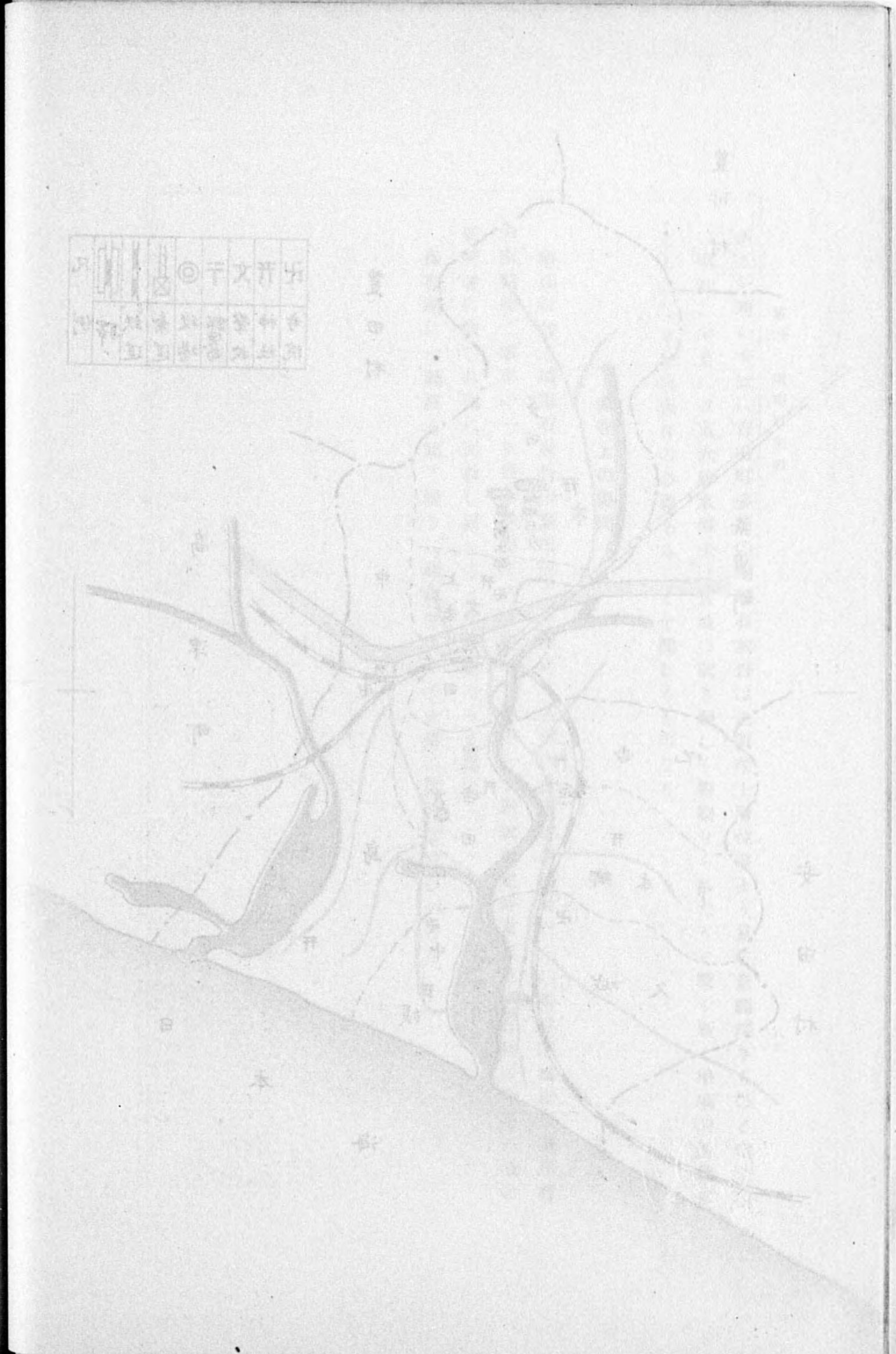
七、保存上の要件

前述の如く珊瑚石灰岩の露出部二ヶ所あり、其の内東南部の山林三三〇番地主城市政彌所有の面積約二畝歩の一ヶ所を保存すれば可なり、他の一ヶ所畑地宅野富五郎所有地は今後同地の研究者に對し自由に開放し置くこと又必要なりと認む。
保存地には標柱を建て、掘りに採掘することを禁じ置けば宜しからん。





后見西部珊瑚后灰岩產出地方地質略圖五万分一

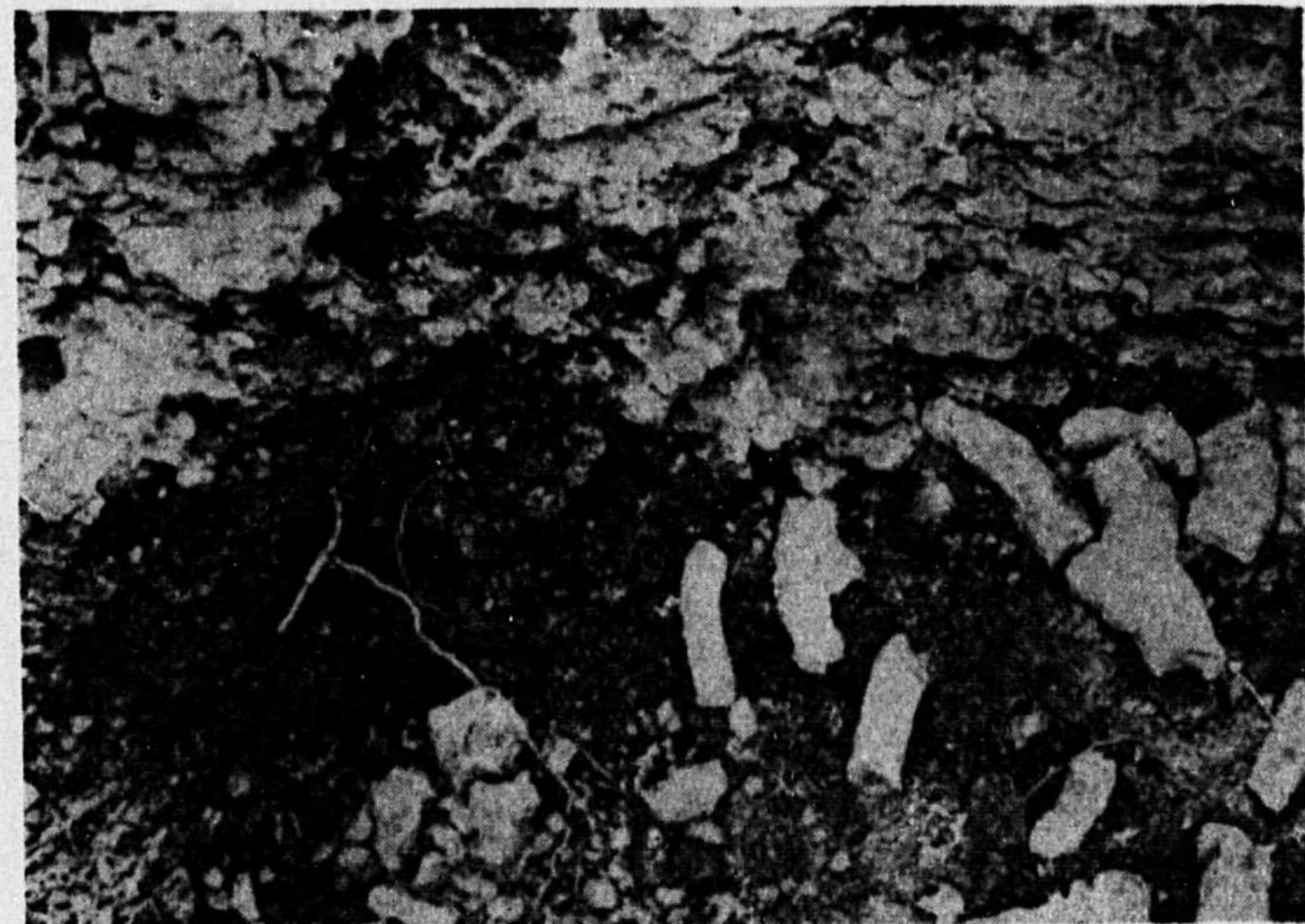




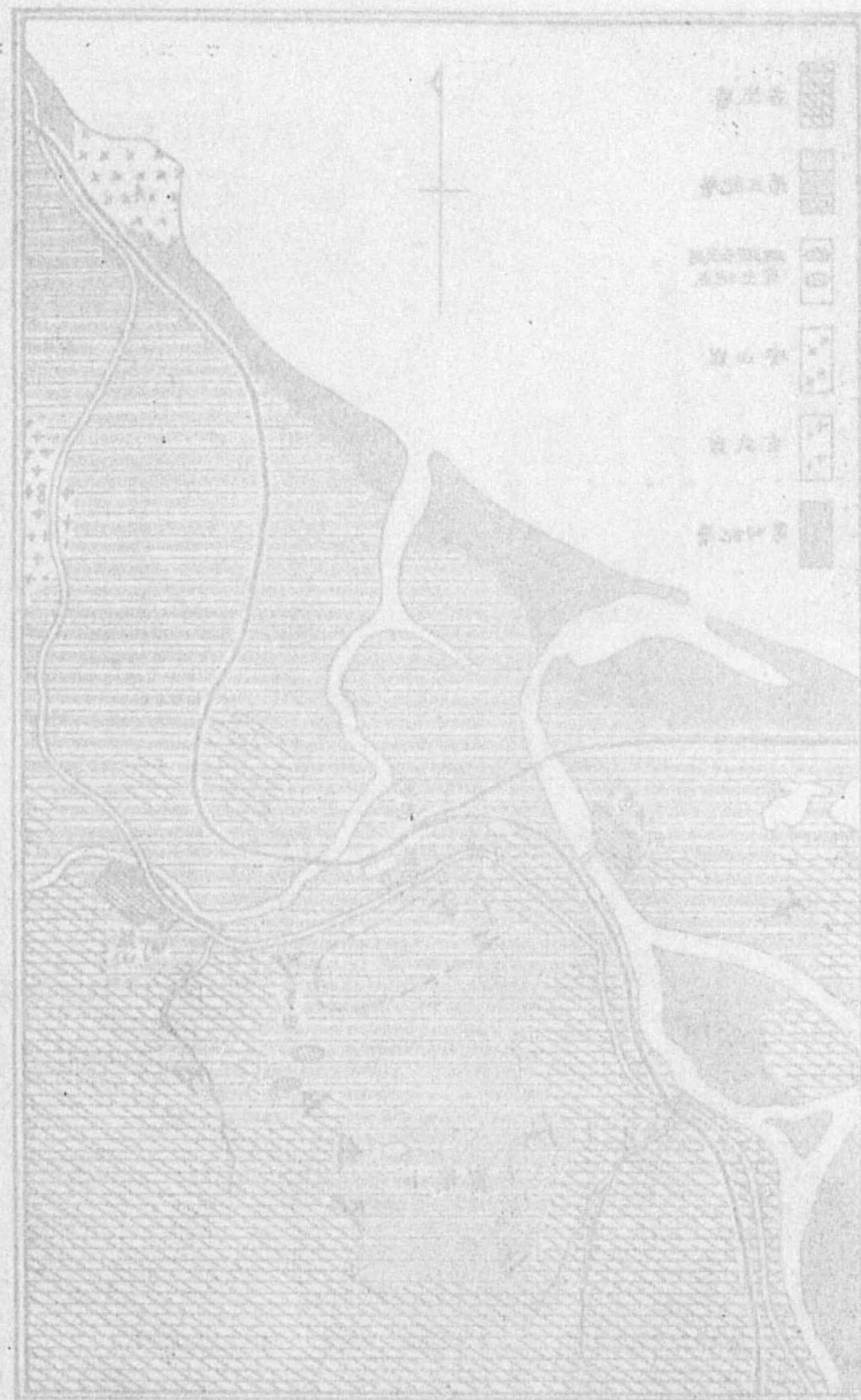
石見美濃郡吉田町
Coral limestone

(上) 南部ノ露頭點線内ハ其區域
背景ハ上部ノ累層

(下) 北部ノ露頭



石見西海郡吉田町露頭點線内ハ其區域



第四 雲見ノ瀧

一、位置及交通

雲見ノ瀧は飯石郡飯石村にあつて三刀屋川の支流飯石川の水流を受け、中野村へ通する道路の傍に沿ふ一の溪谷に於て成立する瀑布である。即ち舊道と新道との間に於て、相當に深く刻まれたV字形溪谷の上端に懸り附近は一般に雜木山であつて、現場から下へ數丁の間は、殆ど通路も無いといふ程であるから、随つて從來其の名の顯れぬも自然の歸結であつた。

此の地に行くには、山陰線安道驛に下車し、自動車の便を得て三刀屋町に着し、更に前記の處に達すを最便利とする。三刀屋町からは前記飯石川の小原橋に達するまで約三十分許の道程である。又安道驛から汽車を乗換へ、木次町を経由して三刀屋町に達するも、時間の經濟上格別の差は無い。

雲見ノ瀧の區域としては、溪の上端を中野村との村界とし、下端は小原橋の線を劃し、又右岸は舊道を、左岸は絶壁上の新道に達するまでとして、區域を定めたいと考へる。

二、地質の概畧及瀑布の大觀

同地方は、一般に花崗岩地帯に屬し、雲見ノ瀧は、之れが斷層面と、立方狀節理の發達した岩壁上に懸るのである。水量は豊富ではなく、又瀑布としての規模も大なりとはいひ難いけれども、岩壁を爲す岩石の方向や節理との關係が面白く、此處に特殊の意義と、景觀を呈するのである。即ち所謂雄瀧なるものは、花崗岩の立方狀節理中、正しく東西の向きにあるものに平行して落下し、之れ

が下にある雌瀧は、更にその水流を受け、正に前者と直交の方向たる南北の向きに、階段状を爲して、落下するのである。そして雨後水量の非常に多い時は、僅にその方向が直交的なるを見るだけであるけれども、然らずして水量が適當の時には、前記の通り特殊のこゝを目撃される。そして雌瀧の下に於て、溪の一侧(舊道側)に、岩壁が特別に峭絶を極め、しかも絶壁の直立すること約百メートル許、花崗岩としては珍しいことである。之れを屏風岩と稱へ、溪の上方から下方へは、約百五十メートル許、續くのである。附近の溪間は、特に閑寂を極め、瀑布の周圍や、屏風岩の絶壁上には、特殊植物の群落があり、總じて一帯の景觀は、俗界を脱して、眞に別天地の感を催さしめる。

三、保護の必要

前記の通り瀑布としては、稍貧弱の感あるも、地盤を爲す岩石の節理との關係及屏風岩が斷層と特殊の節理によりて成り、殆ど類例を見ぬ偉觀を呈するは、天然紀念物に相當し、隨つて之れに隨伴する景觀も亦見るべきものがあるから、宜しく名勝及天然紀念物として、保護すべきかと思惟する次第である。

四、保存上の注意

幸に此の地域は、村有地であるから、好都合に保護されるかと思はれるが、猶注意としては、樹木の伐採や、石材の採掘を禁じ、自然の儘に一層景觀の幽邃に進むを期し、特に瀑布を保護し、溪間の流木等を取り除き、名勝地として遺憾なきを希望する。猶將來不自然なる施設を爲さぬやう、蛇足として附記する次第である。

第五 川眞珠貝

かはしんじゆは我邦にては北海道及び樺太等に産する寒帯の貝で、本州にては北上川竝に飛騨地方にまで分布し、今日まで之より以南には其の産地を聞知せない所の動物でしか、かも之が本縣那賀郡波佐村に於て産すると云ふは、寒帯の動物特に貝類の分布上一顧の價がある。今より十數年前に本縣師範學校に在學せし波佐村の一生徒が、**たがひ**と稱して之を持ち來たが、極めて小形なるものにして、未成熟の貝なりしにより一見しては**いしがひ**或は**かはがひ**に類する所があつたから、其の翌年に於て再充分成熟せるものを採集し來るべく命じたけれど、同じく小形なる然も前年と同様に只一個を持ち來たに過ぎない。其の後同地方の人々に採集してくるゝ様に依頼したが、更に持ち來るものもなかつた。何れも村民は之を食用となして、今や尋ねても皆無にまつた。本委員は之を以て甚だ遺憾に感じた。元來未成熟のものは他の同類なる種屬に類似する所あつて、其の鑑別になやむ場合は、敢て貝類に限らないものである。然りと雖、其の同類にして之に近似せる**いしがひ**、**かはがひ**の如きは、常に池沼湖邊の温暖なる泥中に棲息し、波佐村の如き中國山脈近き寒地の溪流に生存するものでない。加ふるに其の形態に於ても、前二者の貝とは趣を異にして一種の特徴を具備するから、必ずや**かはしんじゆ**ならんと信するに至つた。而して之が強て食用に供する動物ではなくて、然も食用の爲に絶種せんとするに於ては、宜しく適當なる方法を講じて保存すべき必要がある。

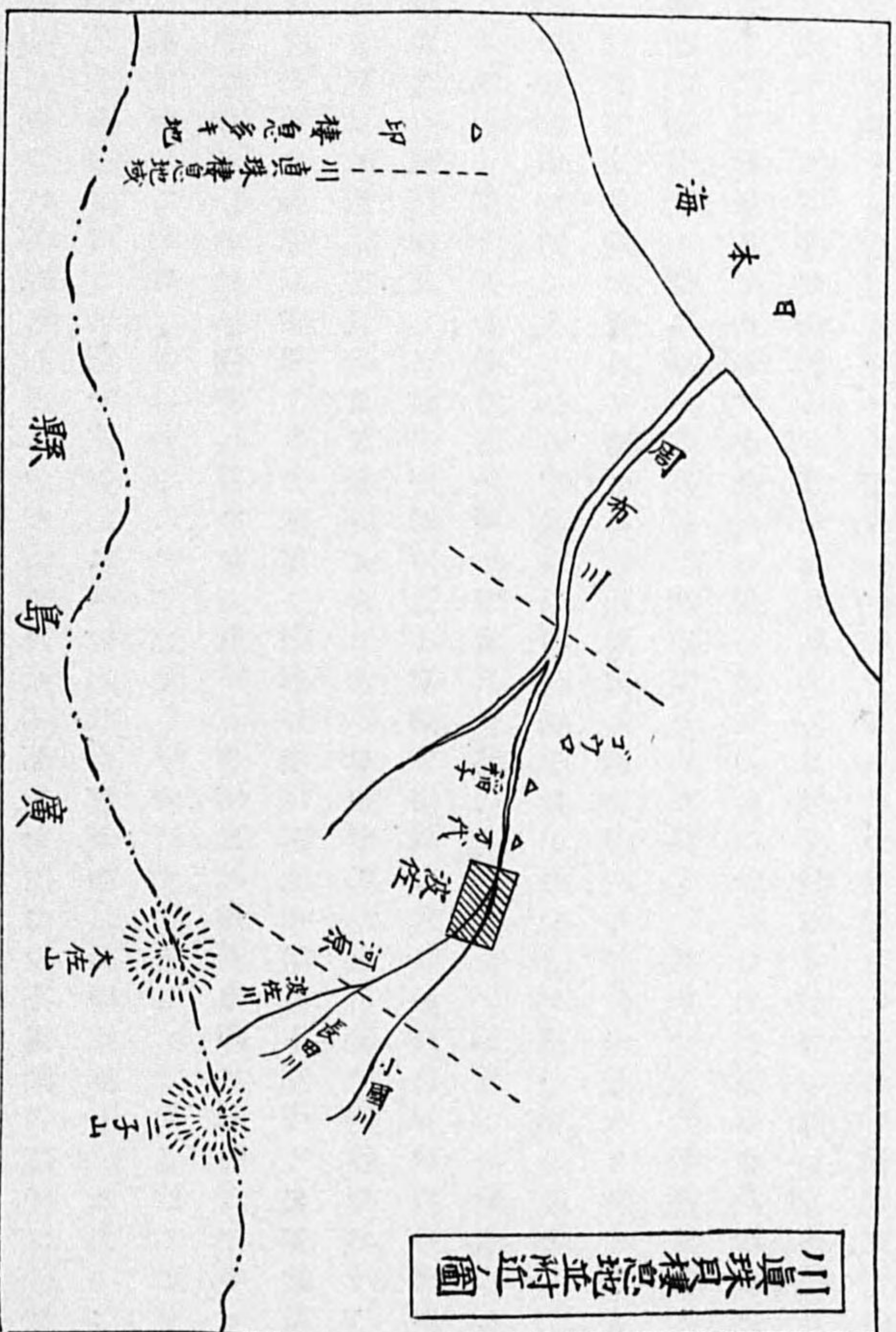
今や現状を調査するに同村は實に閑無比の山間にあつて秋冬は暝夜の觀をなし數町の田園は數軒を容るゝに足らない。而して同地の素封家古和氏は曰く今より約五年以前に於て村民は多く之を取り食用に供した爲めに昨今は餘りに見ることを得ない様になつた。元來此の貝は水溫冷降した極めて清冽な溪流に棲息し汚濁せる泥濘の中にはないもので波佐村につき調査したるに小學校の前に一小清流があつて此所に居たことであつたが今は無い之より北方に狭い溪流があつて此所にも同しく棲んだことであつたが居ない而して同村部落の中央には役場あり之より約五町北方に溪流があり幅約六間波佐川の本流で水は潺湲として流れ小波漣々として石に撃し流は舊事を談するが如く泉聲又仙家の妙曲に髣髴たり川の中央に石あり其下細砂横はる此處深さ約一尺の砂底の中に於て始めてかはしゅんじゅを見出した同村小學校長の談によると炎暑なる夏期に於ては靜かに岩礁の間に潜伏し寒冷なる冬間に於ては沙中深く埋没し温暖なる春秋には屢砂上に出でて活動すと學理上さもあるべきことである所の貝には存するものと思考せらる。同校長並古和氏の談には波佐村には今や減少したと雖之より約二里下流なる青と云ふ地に於ては深さ丈餘の深淵があつて相應に棲息せる様である。此深淵にては通常は探ることを得ないが只夏期同地の青年が釣魚の餘水中に潜りて探るまでの事である。

波佐村は石見濱田町より道程二十五哩の南にあり廣島縣に近き山間の一僻村にして海拔約三百米同村大字波佐字河原よりごろの間に多く棲息す山は高く田家は低く天然の律呂清音

を發する中に此貝は棲息したるものである川は其源を大佐山の花崗斑岩に發し同村に至りて岩石は角閃花崗岩となり此間を流射しこぎいわなかちか稀にあゆは游泳し水底には此貝としどみは沈棲す而して此貝は常に砂中に於て直立して歩行すことである依て之を見ると今日水槽の中に於て一時的に飼養し觀察する所によれば足の長さは約貝殻の三分の一に相當し居るにより之とは全然別種類なりと雖淺き海砂の中に直立生活をなす所のまで式貝のものならんかとも思はる。而して又此貝を飼養せらるる同村飯田氏の家に波佐校長の案内により訪問せし時は恰も天氣清朗にして約一坪餘の池は南向し温暖なりしが故に一片の貝は水中の砂上に出でて約幅一寸深さ五分程の溝を穿ちて徐々に進行することを實見した。かはしゅんじゅ貝は軟体動物の瓣鰓類の門に入りからず貝科の中に屬し我邦にては只此一種のみ産すと云はれ寒地に於ては實用上眞珠を採ると稱せられ只其肉は稍々硬くして美味なるものと思はれない。

前記水底の砂中より採り出したる貝を測定するに貝高三〇耗長一一一耗幅五〇耗あり斯くの如くにして長楕圓形からすがひ科に屬し全長の約四分の一の体を砂中に埋没し上流に開口し得る様にして其傾斜約四十五度をなす其前端は丸く殻頂は前方に偏して其後方の隆起を缺如し殻頂は稍低く蝕壞さるるも殻質は堅固で殻表は通常黒色の殻皮を被り多くの輪線を有す殼の内面は美しき眞珠光澤を有し左殼には二個の偽生齒を有し多くの小皺ありて扇を開くに似てゐる右側には厚き一個の偽生齒ありて左殼の偽生齒に嵌入す極めていしがひかはがひに近似する所あるも只之よりは頗る大にして外形は長く且つ腹縁著しく彎入するを以て特徴

とする。歐亞及北米諸國の寒地に棲息する貝類にして山口縣に於ては北緯三十四度半に分布し本縣波佐村の北緯三十五度に棲息分布を見るは該動物分布の南限帶として學術上保存地域を限定して濫獲絶種の患なからしむる必要がある。



第六 波根西の硅化木

一、位置及交通

表題の地域は、安濃郡波根西村大字久手の海岸汀線附近の隆起ベンチと、之れに連続する傾斜地並に海底の一廓である。

之れが交通は、山陰線久手驛に下車し、徒歩三丁許國道上を東行し、海岸に平行する一帯の高地を跨つて現場に達する。

二、地質及成因

此の地域は、一般に輝石安山岩質集塊熔岩及同凝灰岩であるけれども、部分的には角閃安山岩の火山礫を混するは注意すべきである。表題の硅化木は、海岸岩礁の間に、現在十數箇を見るのであるが、就中その最大なるは、長さ六メートル許を地表に現し、上部の一端より露れて北八十度西(N.80.W.)の方向に三十度の傾斜をなして下り兩端は共に岩石中に埋れてゐるから、長さはより以上のものであるは勿論である。周りは太い部分で約二メートル、中央は何人の所爲か損傷甚しくあるを見るのである。附近の海底にも多數の硅化木あるは、海上の静穏な時、水面から覗き眼鏡で明視し得られるといふは漁夫等の言である。之れが實在乃至硅化木の立つ向きが不定なこと等を、総合的に考察するならば、第三紀の頃地上の變動により、火山の噴出物や泥土の爲め、各所の樹

木が押し流され、俄に埋没して硅化したものと信ずる。附近一帯は、一度海面下に沈降しつゝ、成層したものであるが、後更に隆起して現在の通り低い地帯を爲すのである。以上の通り一小局部に於て、多数の硅化木を見るは、第三紀の當時に於ける地變がいかにか劇しかったかを、想察すべき好箇の資料として、地學上保護の必要あるを信ずる。之れが樹木の種類は、俄に判断し難きも、筆者の鏡檢によれば、主に殼斗科植物に屬することが分る。或は之れに混じて他の類も存するかも知れず、他日之れを明にするならば、當時の植物分布状態も想察せられ、隨て現世産との比較等廣い意味にも及ぶものと思はれるから、要するに天然紀念物たる價値が充分であると思惟する。

三、保護すべき地域

前記大形の硅化木のある處を中心として、その處から見える海岸の東と西とに各突角部があるから、之れを東西の劃りとし、陸上には北に傾斜して畑地に接する處までとし、又海上には稍廣く地域を定めるも、一線にて示し難く大体の想定で好いかと思ふ。

四、保存上の注意

此の區域内に於て、硅化木を採取するを禁止するの外、岩石を破壊せず、現在の地貌保存を爲すならば充分である。そして海藻や魚貝類等の漁撈問題と何等の牴觸なきは勿論である。

第七 鑪崎及磁石石

本地域は曩に「鑪崎石英粗面岩の節理」と「松島の磁性岩石」との二區に分ち、各天然紀念物に相當するものとして、報告したのであるが、昭和十年六月文部省囑託脇水博士の調査により、之れを併合して一地域とし、名勝及天然紀念物として、考慮するが妥當なりとせられたのであるから、改めて此の見地によりて報告書を作製したのである。

一、地域

美濃郡小野村大字飯ノ浦にある松島の東端から、同村の西端即ち山口縣との國境までの地域であつて、海岸の絶壁と島嶼岩礁等を含み、背面は海上から見える範圍より、猶約一〇〇米の線を以て區劃し、三生島は除外すべきである。

二、地籍及地目

地籍は國有地で、地目は山林及島嶼である。

三、交通

山陰本線飯ノ浦驛から約五〇〇米、漁村聚落の西端波止場の前に兀立する岩山が、表題の松島である。そして名勝地域の中心を爲す鑪崎に達するには、陸路よりは不可能であるから、飯ノ浦から船によるの外は無い。

四、地形及地質の概畧

小野村の戸田小濱驛から西へは殆ど花崗岩地帯に屬し、大字飯ノ浦の區域に入らんとする附近から漸次石英斑岩に推移し、節理の關係で陸上へ深い溪谷を作り、或は汀線上に絶壁を爲すのである。そして飯ノ浦聚落のある地域も、猶同斷で溪谷部の稍廣い處に相當し、石英斑岩から漸次石英粗面岩に移化する部分であるから、その間の比較的軟質の部に於て、波蝕が作用して此の低地を爲したものである。同地に於て後に残つた岩石は、特に堅緻であるの外、有色合分に富み、肉眼的には恰も閃綠岩のやうに見えるけれども、鏡檢の結果は、有色合分の分解によるものであり、正に石英粗面岩の異相であるを知るのである。松島に於ても同斷であるけれども、部分によつては石英斑岩ともいふべく、内容は不同である。そして波蝕によつて侵された部分は喰ひ込み、外觀は恰も集塊熔岩のやうであるけれども、元より似而非物であり、突兀として海岸に屹立するのである。高さは約三〇米、周圍一五〇米許で、漁港の築堤の一部を爲すべき位置にあるから、現に利用せられるの外、海上からの目標ともなるのである。頂上とその南側には、數本の磯馴松を配するのみで、極めて荒涼たる巖岨そのものである。然るに頂上に於ける松の根によつて、押し上げられた岩塊の一は所謂磁石岩であつて、傾斜儀によつて試験する時、磁性の強いことを直感するのである。更に之れを鏡檢すると、局部的に石英斑岩状を爲し、合分中の黒雲母は分解して綠泥石化するので、外、磁鐵礦によつて置換へられ、假像を爲すを知るものである。之れが磁性の過程については、別に考察あるも暫く措き、本岩石が磁性を有するは、此の磁鐵礦によるは確實である。全島の各岩塊中、全斷のものが、猶十三ヶ處もあり、節理によつて自ら一區域を爲すのである。そして爾餘の部分は、普

通の傾斜儀により、感じが分らぬけれども、既に昭和二年八月佐伯四郎學士の詳細な調査によつて、全島の全部が磁性あるを知られたのであつた。從來松島は岩脈の一部で、三生島に達する夫れの残りであるといはれたのであるが、筆者の見るところでは、前記の通り花崗岩が漸移する中間の、現れであつて、船により三生島に達する間に、海上波の穩な時海底に一條の岩礁が連るを見るも、全斷の結果であり、又附近何處に於ても、接觸の跡を見ぬことである。三生島も亦石英粗面岩で、松島と全型であるけれども、磁性は認められぬ。海上三軒も距り、風景としても價値が低いから、本區域からは除外すべきである。

飯ノ浦の繫船場から、鐘崎の突角までは、約二軒もあり、その中間海岸の鯖壺サバウといふ地點から、海岸に沿ふて突角を廻り、國境までの間約一軒の區域が、名勝としての部分で、鐘崎と稱する。附近には幾多の小嶼や岩礁が羅列し、所謂奇巖怪石そのものであり、岩壁共に波蝕を受けたことが著しく、鑑賞上捨て難いことである。

鐘崎は全部石英粗面岩であつて、絶壁の高さは約三〇—五〇米、岩石の節理上特に記載すべきものがある。即ち柱狀節理は横に數米乃至十數米毎に存し、之れに對して第二の節理即ち水平的にあるは、僅に數種であるから、大形の岩柱を平に横斷する板狀節理が著しく、誠に美觀を呈する。そして更に節理が第三の小柱状を爲すにより、一般火山岩の節理に見るべき模式的のものといはねばならぬ。そして特に北西からの荒い波浪を受けて、波蝕の結果が著しく、此處に洞窟や、洞門等を形成するのである。然るに地盤の沈降により、南東へ約二〇度傾斜してゐるから、地形と波蝕

この關係で、益々鑑賞上趣味の多い場合を爲すのである。岩石面の色彩は、外觀黒み勝ちであるが、部分によつては淡灰色乃至純白で、黒白だんだら狀に相重疊し、背景を爲す鬱蒼たる松樹や、岩壁に於けるその點綴と相俟つて、景勝の中心を爲すのである。そこで船を廻して、突角を過ぎると、光景は更に一變し、絶壁の高さを減ずるも、節理の向きの關係で、岩角が鋸の齒のやうに相並び、奇抜を超えて凄絶の感を催さしめるのである。前面の海上に出没する岩礁には、方解石の簇生があつて、眞白な岩石面を現すは、海の色との對照上見逃されぬ美觀である。少しく憶測の感あるも、海鳥の糞より由來するものか、或は石灰藻からの霞石質のものが變成したのであつて、恐くは後者に由るにはあらずやと思ふのである。此の地域から西へは山口縣の部に屬するが、複雑な海岸地形は近景を作り、遠く須佐の高山(神山)までの眺望は、模糊の間に遠景を爲し、垂直的の外水平的展望も亦充分である。

要するに鐘崎の一廓は、花崗岩の周縁部に當り、特に石英粗面岩の異相であつて、ソノイダイト型となり、その一部は地上に噴出したものと思はれる。然るに地質考證の爲め、歩を背面の國道上に運ぶならば、國境から南へ約三〇〇米で、山口縣阿武郡田萬崎村の路傍に於て、古生層に接觸し、その中の粘板岩を、ホーンフェルス化せしめたその一端を見るのである。

五、保存の必要

石英粗面岩による絶壁と、附近海上にある小嶼との關係は、その配置が宜しきを得、岩壁の大觀、

地形の變化、遠近の展望、地質學的意義並に背景の植物景觀等相俟つて、名勝地域として推稱するに充分である。そして鐘崎に於ける岩の節理、及節理と波蝕との關係、並に松島に於ける磁性岩石等は、天然紀念物に相當する。然るに此の二ヶ處は隣接した地域であるから、之れを一括して名勝及天然紀念物の名の許に保護せられ度いものと信ずる。

六、保護の方法

本地域一帯は、保安林の區域に屬するから、樹木の伐採に就ては、殆ど注意を要せぬけれども、岩石鑛物等の採集を爲すことなく、自然の儘に置かねばならぬ。

第八 松江城山ノくろがねもち

一、所在地

島根縣松江市殿町字城山

二、地目地番

市有地、地目公園壹番ノ四拾九ノ内

三、現狀其他

松江城山は其風色に於ては蓋し山陰に冠たる所で湖濁青陵其の伍に乏しい植物も亦然り、最も重要にして保存の必要あるものはくろがねもちとおにはすであらふ而して城山のくろがねもちに關しては曾て三好博士は之を以て名木珍樹であると推賞された。

くろがねもちは學名 *Ilex rotunda* Thunb. 各青科に屬する常綠植物にして南天大の赤色の果實を結ぶもので性質甚だ強健なる植物である若木は數多いけれども斯る巨大なるものは日本にも稀有なものである。

樹の大小 樹高一五・一米、樹幹目通周圍五・五米、樹冠半徑八・七米、樹冠占領面積二九・八平方米、樹齡 推定三百年

樹の位置 松江城山公園天主閣東南隅の櫓下城壁を距る六米の地點に聳立してゐる明治四十年に盛土道路(高さ二米)を新設したとき幹の下部は道路敷内となつて地中に埋まつた

のであるが昭和八年に至り埋没幹の周囲幅〇八米の土を去り土止めとしてコンクリートの擁壁を圍らしてある。

樹幹の環境 樹根は元來西方城壁までの間に擴がつて居たのであるけれども高さ二米の築堤道路を新設(明治四十年)した爲道路敷下に埋没して樹冠占領面積の約半分即ち一五米平方に擴がれる根部は全く其の用を爲さないことになつたので營養面積が半減したことになる。

又櫻ヶ岡の臺地面に降つて雨水は三〇糎の導水管二本を以て道路下を貫通し一本は樹幹を距る南二四米の所に開口して地面上に放流せしめ特別な排水溝の設がないから大雨の時には汎濫の虞があり又霖雨の時には排水設備不完全の爲土壤か濕潤に失する虞がある。

樹幹を距る東方五米の所に樹齡推定一五〇年のクスノキ(幹の周囲二七米あり更に又同樹を距る東方一五米の所にマツの大木(周囲二四米)があるが築堤道路の悪影響を被むること比較的になかりしものと見えて現在では健全に見受けらる。

四、保存の必要及要件

此くろがねもちは巨樹として我國に於ても有數稀有なるものなるが故に市當局にて充分保存方法を講じ松江城の往時と偲ぶ唯一の紀念物として保存を要するものなり。

之れが保存方法としては腐朽部分の除去空洞内面の消毒腐朽孔口の閉塞防濕方法と講ずるは勿論枯枝の除去環境の整理をなし樹冠下の盛土を除去し適宜に施肥と施行して營養の補給還元を講ずること緊要にして殊に此樹幹をして腐朽枯死を除去し保健の増進を圖ることの最も最大要件は曲折道路の撤廢に在りとす尙之が撤廢によりて眞の舊城址としての原型を存置することを要す。

第九 市木神社ノむくろじゆ

邑智郡市木村縣社市木神社境内に在り、社殿の右前に生ず。

樹形龍の蟠るに似たるを以て龍蟠の楕と名付けらるこの事なれども主幹は畧々直立せり、高さ約十七八米、主幹の太さは地上にて周圍二九三米高さ一米にて周圍二九四米あり即ち地際にて僅ながら細く、之を眺むるに實測による結果より、更に著しく地際に向ひ細くなれるが如き感を抱かしむ、樹皮には北面に多少蘚類及地衣類着生するも病害或は虫害等を認めず極めて健全なり、枝下は三、四〇米あり、枝は東側を除き各方面に畧々平等に發達せり、東側に枝少きは本樹と相對して神社の左前に公孫樹(高さ一米にて周圍三九〇米)あるためなり、梢には數ヶ所局部的に枯れたる部分あれども大勢に影響なく樹勢旺なり。

斯るむくろじゆの老木は稀に見るものにして宜しく之が保存を期すべし、保存の具體的方法としては、現在根元の周圍に柵を廻らし參詣人をして周圍の地を踏ましめず、又樹幹に觸れしめざる様なしあり、此の程度にてよろしかるべく、特別の施設の要もなからんと思惟す。

第十 本宮神社の大杉

安濃郡佐比賣村大字上山宇西山氏神本宮神社の境内に在り、社殿の右前に直立し西方は急斜面にして他は平坦なり。

高さ約四十四五米あり、主幹は太さ地上にて周圍十一米七〇、高さ一米にて八・三〇米、高さ二米にて七・八五米あり、それより上部は七八米の高さにて二肢となるまで畧々同様の周圍を有せり、枝下六・五〇米なり。

元來本邦には杉の老樹各地にあれど本樹の如きは極めて數少く、隱岐國玉若酢神社境内の八百杉と比べて僅かに小なるに過ぎず、宜しく保護の途を講じて之が保存を計るべし。保存の具体的方法としては根元の周圍に適當なる柵を廻らし參詣人をして近付けざる様にすべし。尙樹冠を仰ぐに頂端は枯れ居るが如く村民の言によれば、それは近年のことなりとのことにて、之が惹いては全体の枯死を誘發する惧なきにしもあらず、早速適當の手段を講じて空洞などあらば雨水の浸入を防ぐべきなれども是には相當多額の經費を要すべし。依て此處一二年間の状態を観察しその結果により善處されんことを希望す。

圖
版

第一圖 石見國醴泉趾
右上方部の穴は往昔醴泉湧出の穴なり



第二圖 祝谷の古墳群
祝谷の百穴と稱して多数群集するを見る

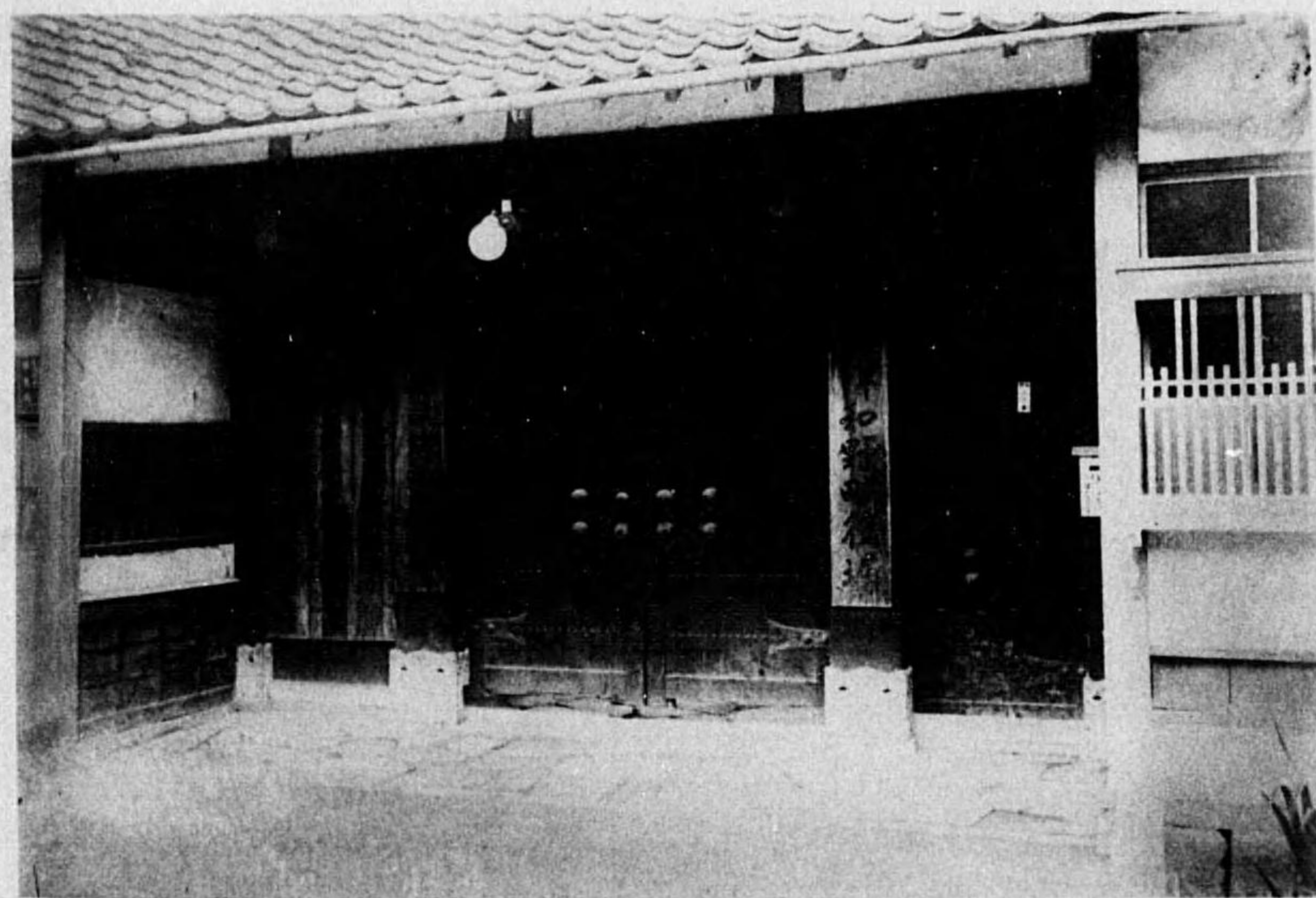
圖

淵



第三圖 大垣の古墳

す特色を、るま包て以を石葺てしなを狀墳圓もるたれは叢林樹は丘墳



第四圖 津和野藩學陞

りた門正の場役町野和津郡足龜時現てしに門正の學藩

第五圖 津和野藩學の址



藩學址の建物は現存して鹿足郡津和野町役場に使用せられつゝあり

第六圖 鷺原流鎗馬場



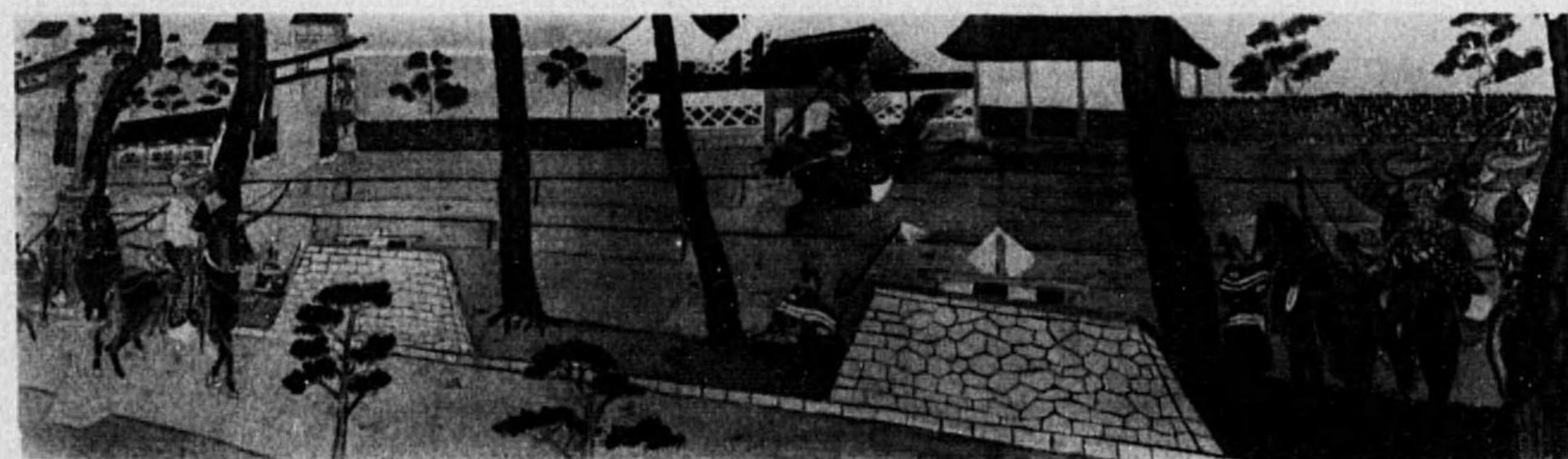
鹿足郡津和野町鷺原八幡に現存する流鎗馬場の東部なり

場馬鎗流原鶯 圖七第



りな部西の場馬鎗流るす存現に町野和津部足鹿

卷繪況實馬鎗流原鶯 圖八第



りなのもるせ存現で圖納本況實るなに筆齋格本栗は卷繪馬鎗流の此
ふ行を事神馬鎗流日三十月四年毎てつよに式古尙時現



第九圖 西周翁の遺蹟
周翁の背像なり



第十圖 西周翁の遺蹟

鹿足郡津和野町に存せし西周翁の生家なり

陸城隅三 圖一十第



む望を等所番、場殿御てしに狀現内ノ丸面方手大の陸城隅三

陸城隅三 圖二十第



りな陸邸上武内ノ丸面方手大陸城隅三



三 隅 城 趾 第 三 十 圖



三 隅 城 甲 之 丸 石 壘 現 狀 之 形

第 四 十 圖 三 隅 城 趾



三 隅 城 甲 之 丸 平 之 現 狀 之 形

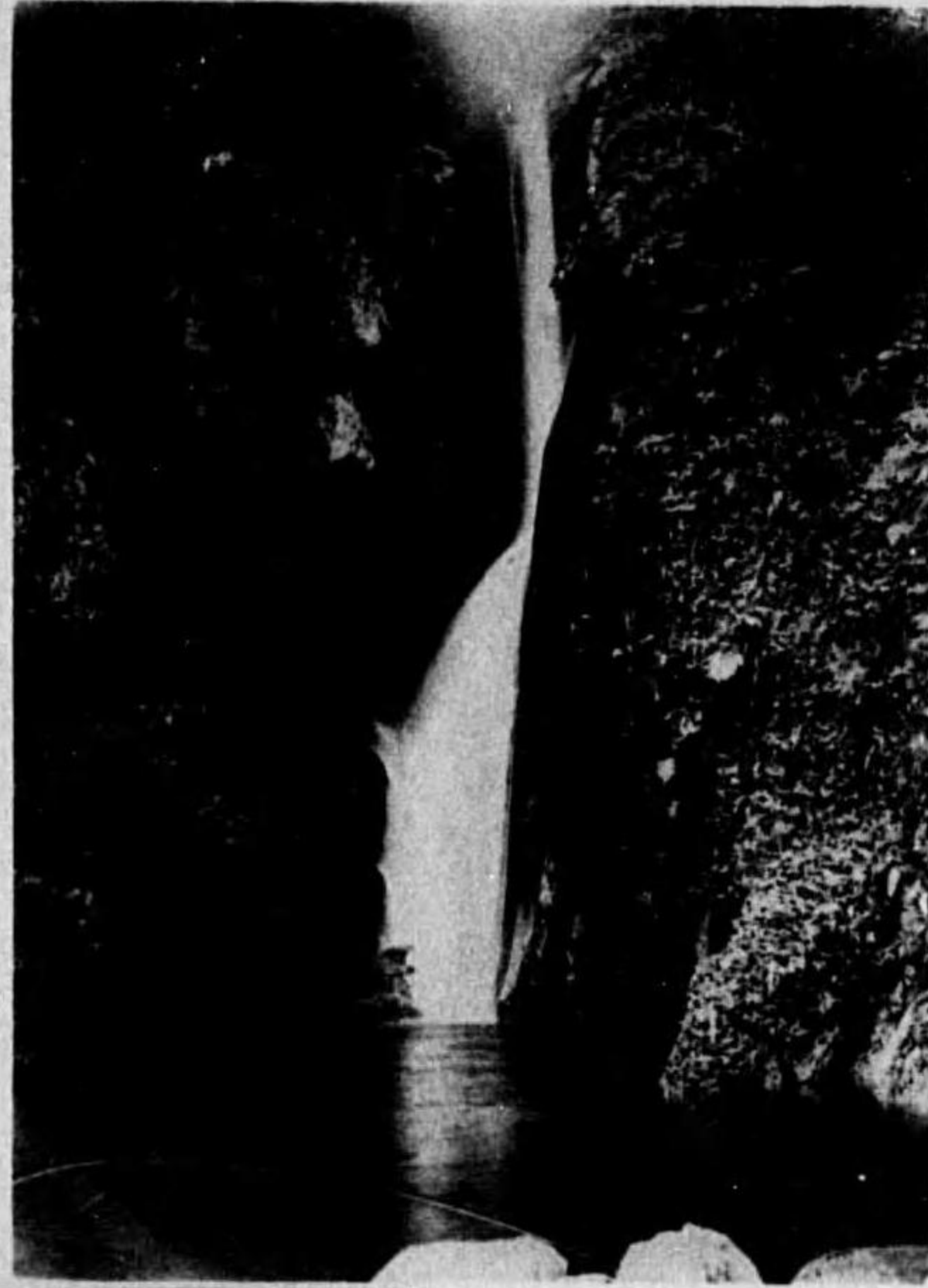
大森山領代官屋敷跡 第五十圖



通摩郡森町に現存せるものにして、正敷門及長屋の昔まのなり
門を入れば各種団体事務所ありて、往時の建物は存せざり



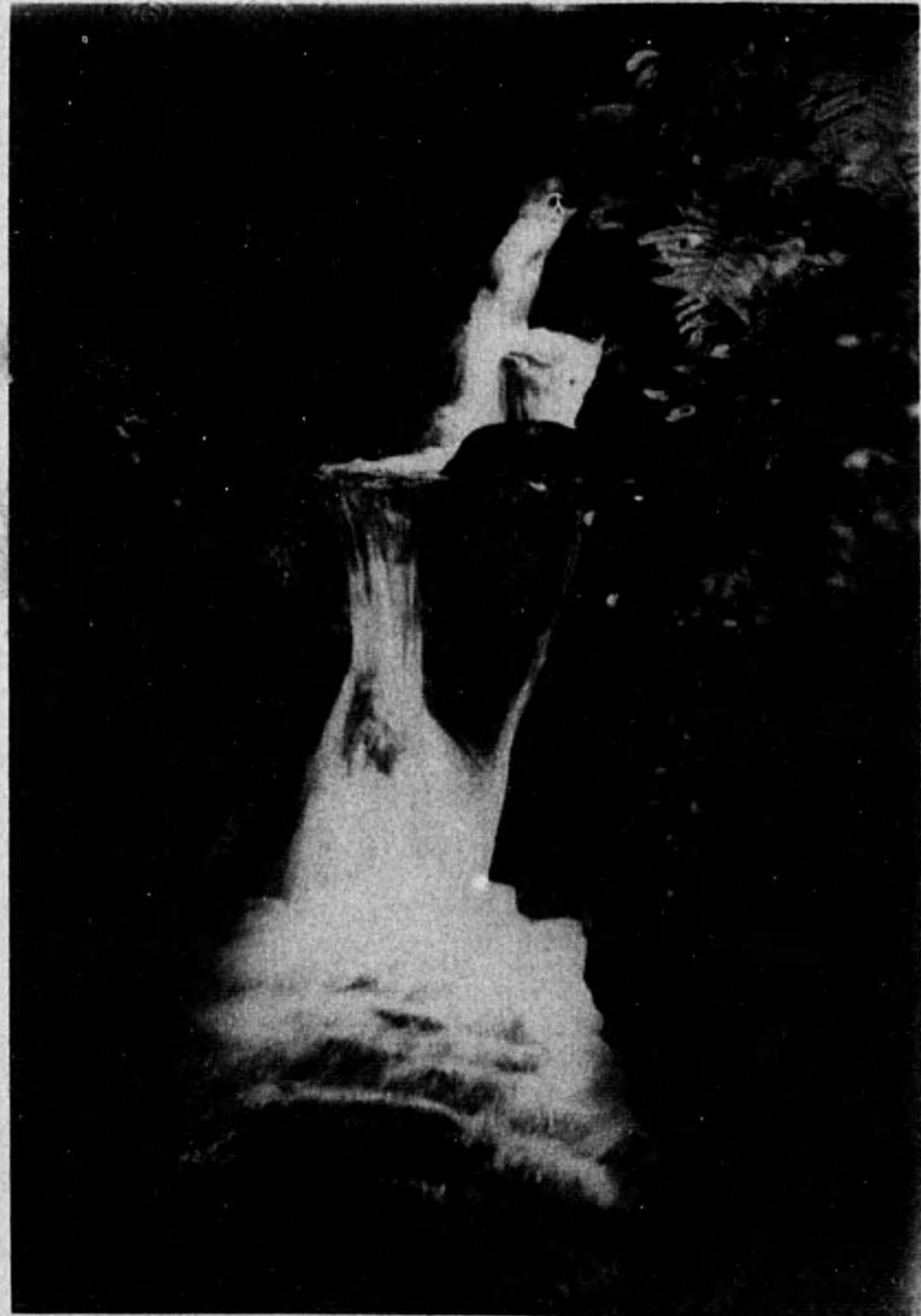
第十六圖 玉峯の瀧



玉峯山塊一帯は粗粒の黒雲母花崗岩から構成され略垂直に立てる北七十度西と北二十度西との節理面に沿ふて落下する高さ約四丈の雄瀧なり

第十七圖 玉峯の瀧

黒雲母花崗岩の節理に沿ふて落下する雌瀧にして溪谷V字型をなし巨岩によつて二段となる



第十八圖 龍頭瀧



瀧附近一般に輝石安山岩と凝灰岩とから成り、斷層によつて上り落ちたる部分に懸る瀧にして高さ約四〇米あり懸崖の下方に板狀節理發達し瀑水の影響を受けて軟弱な層は洞窟を形成して背面から瀧を觀賞し得

第十九圖 龍頭瀧

龍頭瀧を圍む溪谷植物景觀は眞に幽邃を極めたるものにして龍頭を思はしめて心曠を寒からしむ



第二十圖 雲見ノ瀧



瀧の附近は花崗岩地帯にして正しく東西の方向にある節理に懸れる
雄瀧にして高さ約三〇米あり

第二十一圖 雲見ノ瀧

雄瀧の水を受けて南北の節理面に懸れる雌瀧にして
高さは雄瀧に劣るも前者と節理面の方向を異にする
こと正に九十度にして其の下流右岸に高さ百米に及
べる屏風岩の大絶壁の直立節理面を見る

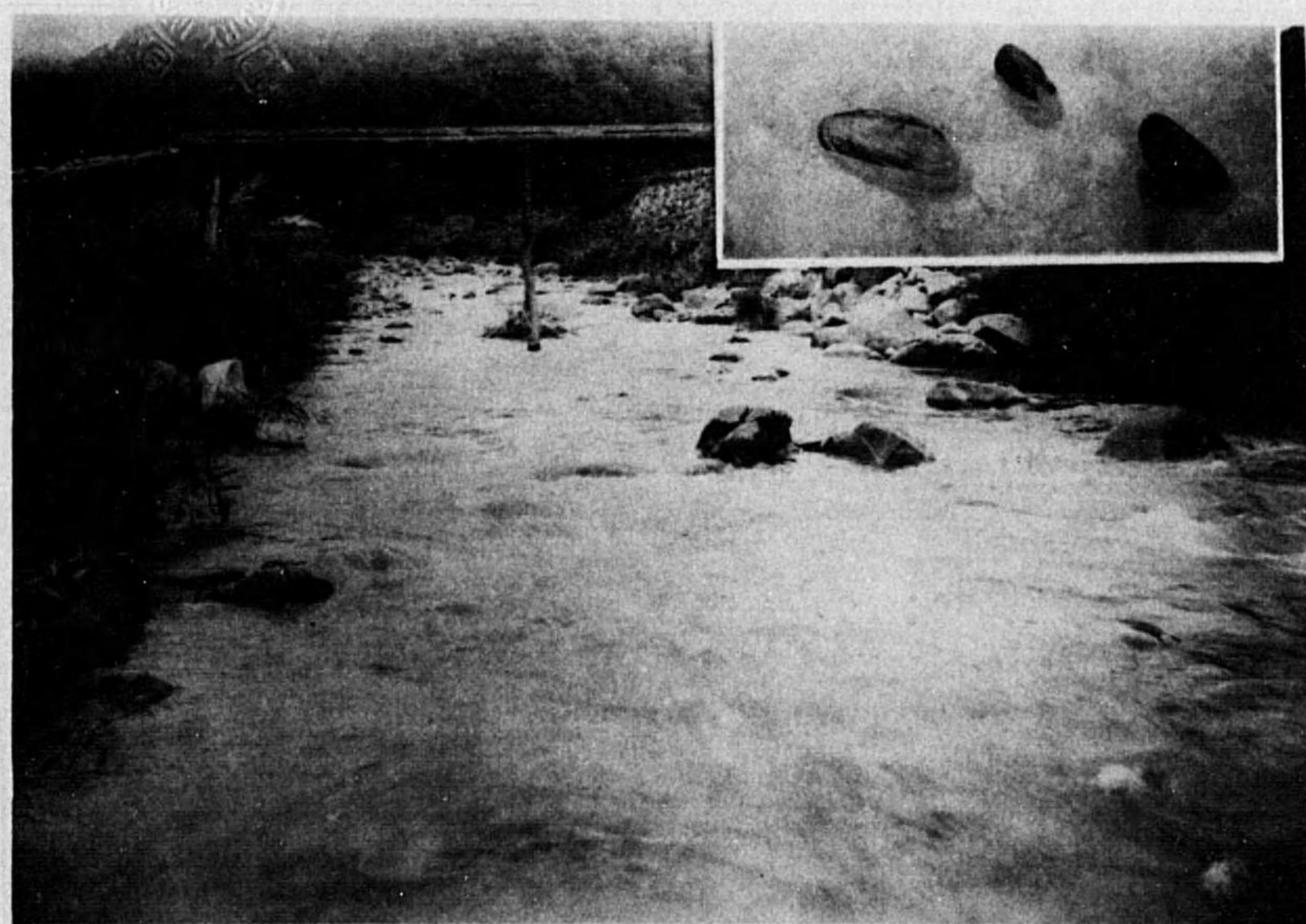


川真珠貝の形態 圖二十二第



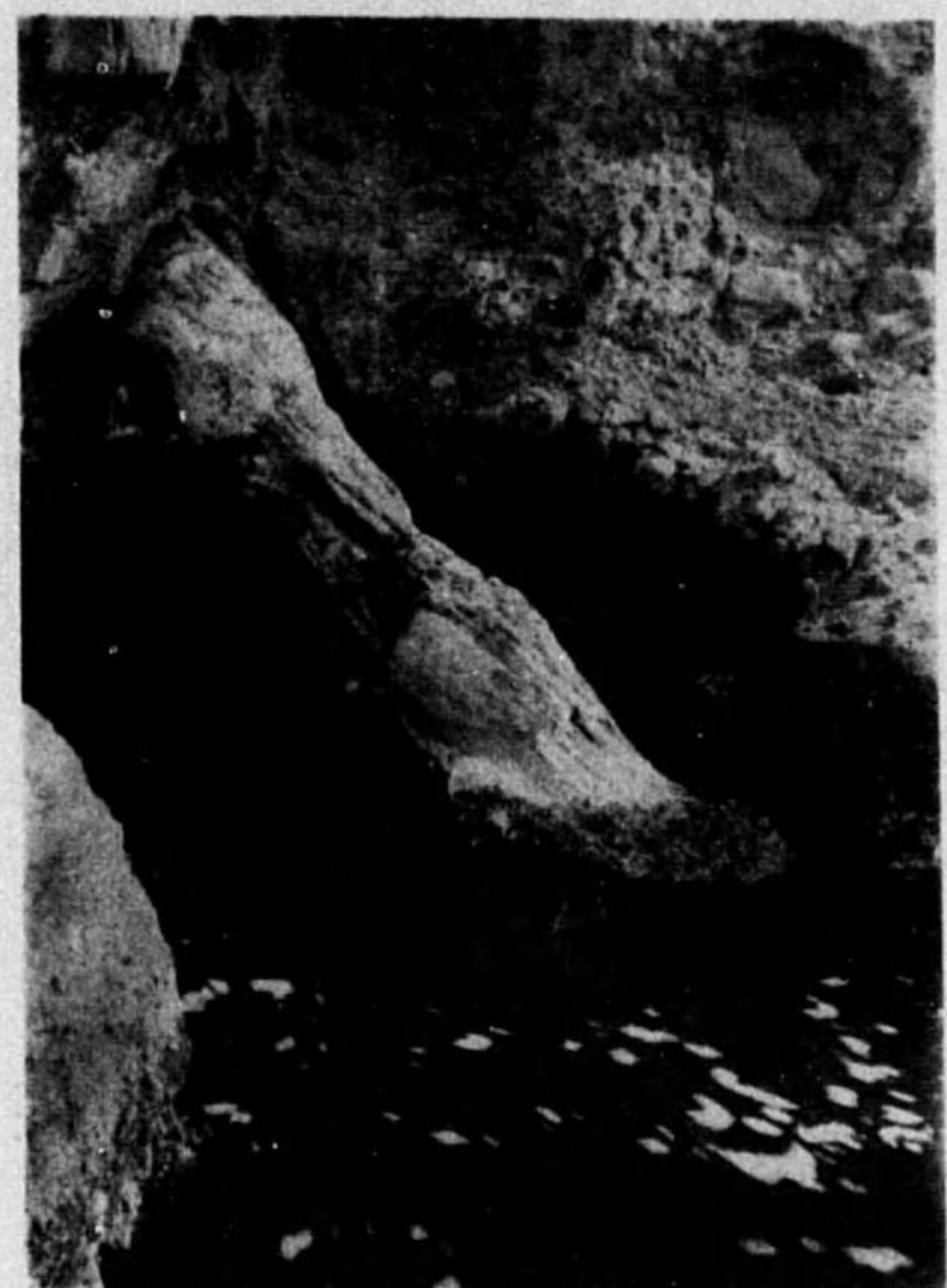
川真珠貝の形態

川真珠貝棲息地 圖三十二第



那賀郡佐波大村宇河原附近の川真珠貝棲息地状況
右は川真珠貝が砂中四十五度の角度に埋没せしに
ては個々に向横に状況なり

第二十四圖 波根西の硅化木



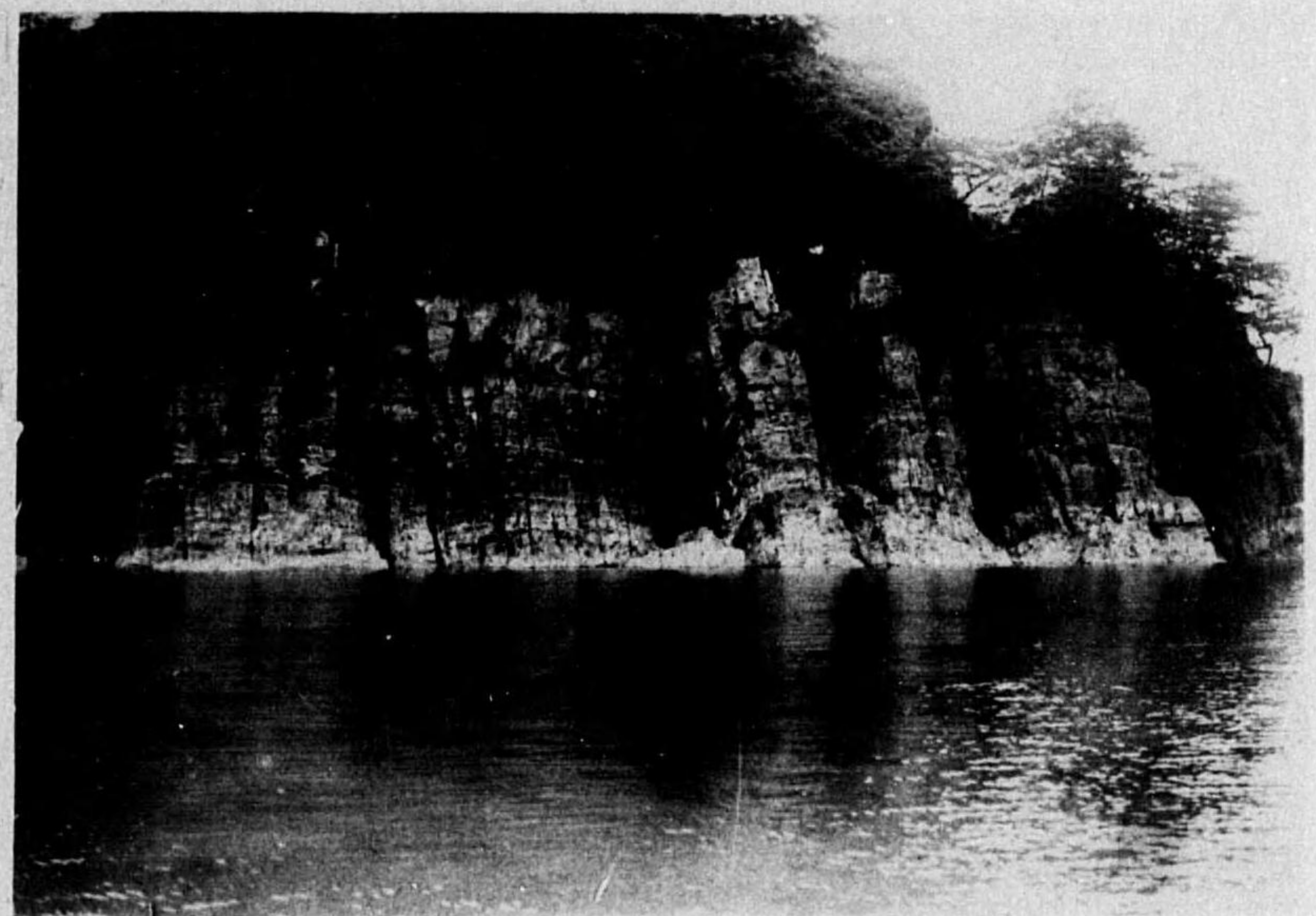
輝石安山岩質集塊熔岩及同凝灰岩にして部分的に角閃安山岩の火山礫を混する地域に長さ約六米を現はし兩端は岩石中に埋没し周圍太き部分にて約二米あり樹種は殼斗科植物に屬す

第二十五圖 磁石石

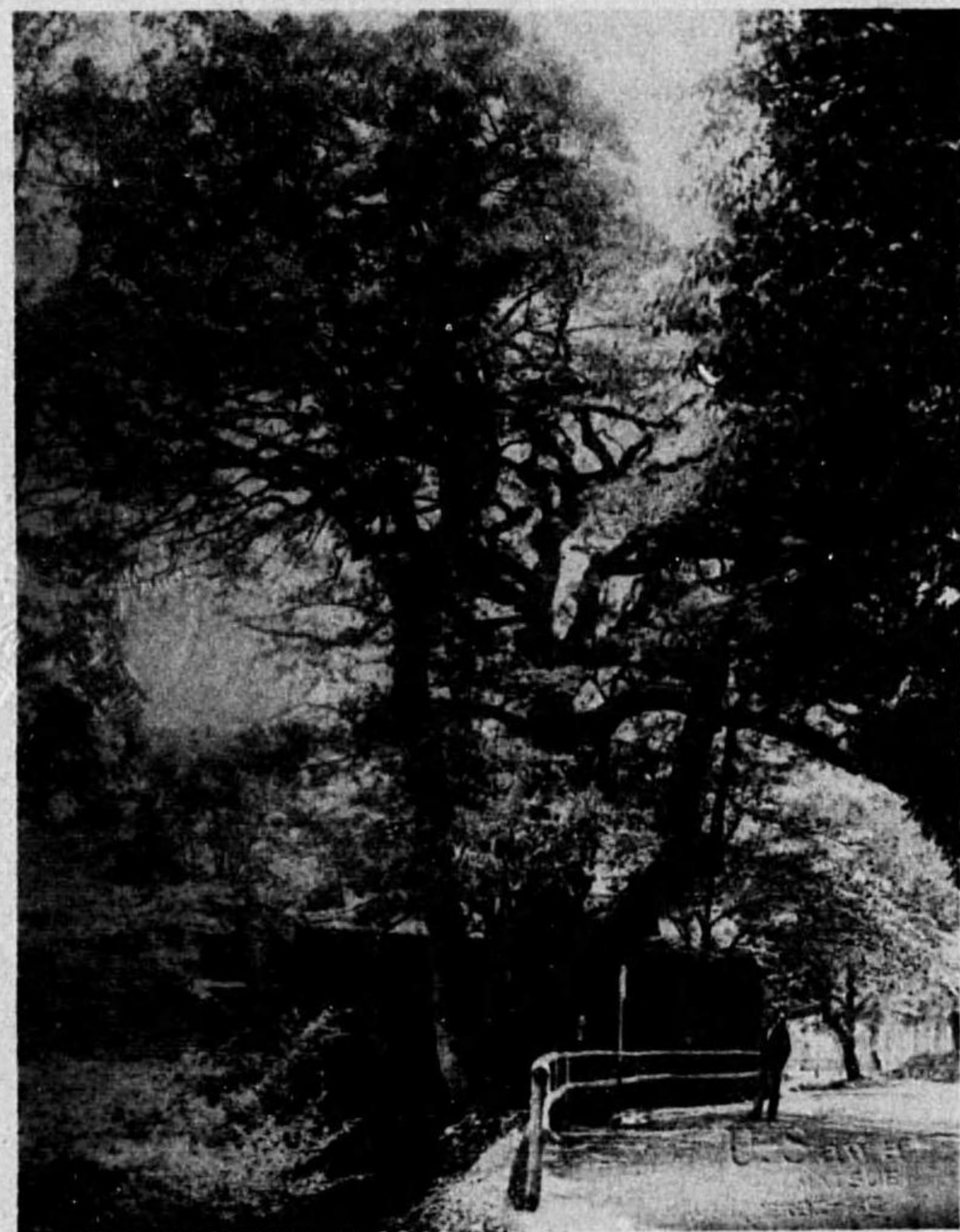


美濃小野村飯浦に在る松島磁石に石英斑岩に屬す

崎 鑑 圖六十二第



美濃郡小野村山口縣との縣境邊崎の岩壁にして節理と波蝕とに
奇跡たり



第二十七圖 松江城山ノくろがねもち
樹高一五・一米樹幹目通周圍五・五米樹齡推定三百年と號す

ちもねがろくノ山城江松 圖八十二第



の幹没埋爲しりなと内敷路道は部下の幹めたの設新の路道上盛
す示を部幹樹るたしら圍を壁擁のトーリクンコリ去を土の圍周

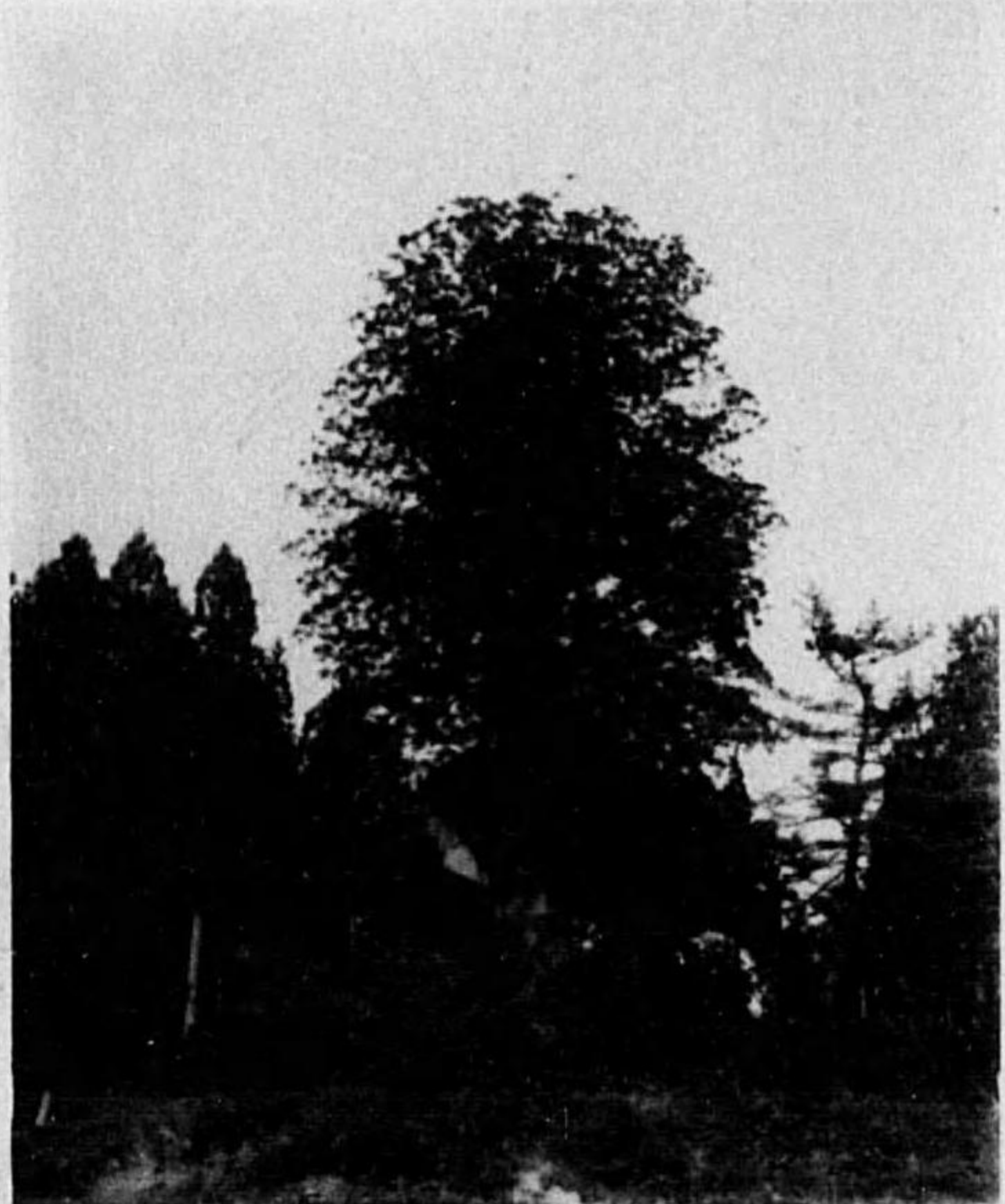
第二十九圖 市木神社ノむくろじゆ



高さ約一七・八米主幹の太さ二・九四米あり

第三十圖 本宮神社ノ大杉

高さ約四五米樹幹周圍地上にて一一・七米地上一米の高さにて
八・三〇米にして隠岐國玉若酢命神社の八百杉に比して僅かに
小なるに過ぎず



昭和十二年四月二十日印刷
昭和十二年四月二十六日發行

島 根 縣

松江府三三番地
印刷人 渡部民也

松江府三三番地
印刷所 渡部印刷所
電話千五十一番

14.5
218

終